平 成 24 年 度

# 固定資產概要調書

神戸市行財政局主税部固定資産税課

# 目 次

Ι	土:	地に	こ関す	る概要調書等報告書	
	第	1	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第	2	表	総括表	2
	第	3	表	<b>納税義務者区分による土地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	4
	第	4	表	宅地に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	第	5	表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	第	6	表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	第	7	表	宅地等の負担調整に関する調(農地+造成費として評価される農業用施設用地・生産緑地地区内の宅地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	第	8	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地計・一般山林) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	第	9	表	宅地等の負担調整に関する調(複合利用鉄軌道用地(小規模住宅用地・一般住宅用地)) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	第	10	表	宅地等の負担調整に関する調(宅地比準土地・宅地比準土地以外・総計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	第	11	表	農地の負担調整に関する調(一般市街化区域農地・介在農地・一般農地)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	第	12	表	農地の負担調整に関する調(合計)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	第	13	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成20年度以前の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	第	14	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成21・22年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	第	15	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(平成23・24年度の課税分から新たに市街化区域農地となったもの) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	第	16	表	特定市街化区域農地の負担調整に関する調(合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	第	17	表	課税標準の特例等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	第	18	表	介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	第	19	表	負担調整措置等による軽減額に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	第	20	表	平成25年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
Π	家	屋に	こ関す	る概要調書等報告書	
	第	21	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	第	22	表	総括表	43
	第	23	表	所有者区分による家屋に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	第	24	表	木造家屋に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	第	25	表	木造以外の家屋に関する調(1)事務所、店舗、百貨店、銀行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	第	26	表	木造以外の家屋に関する調(2)住宅、アパート ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	第	27	表	木造以外の家屋に関する調(3)病院、ホテル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	第	28	表	木造以外の家屋に関する調(4)工場、倉庫、市場 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	第	29	表	木造以外の家屋に関する調(5)その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	第	30	表	木造以外の家屋に関する調(6)合計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52

	第	31	表	新増分家屋に関する調(1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	第	32	表	新増分家屋に関する調(2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
	第	33	表	減少分家屋に関する調(1)木造家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	第	34	表	減少分家屋に関する調(2)木造以外の家屋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
	第	35	表	課税標準額等に関する調(その1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
	第	36	表	課税標準額等に関する調(その2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
	第	37	表	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
	第	38	表	建築年次区分による家屋に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
	第	39	表	家屋の変動に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
	第	40	表	法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成24年度に新たに軽減の対象となったものについて)	63
	第	41	表	法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅の個数に関する調(平成24年度に新たに課税の対象となったものについて)	64
	第	42	表	法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分に関する調(平成24年度に新たに軽減の対象となったものについて)	65
	第	43	表	新築住宅に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	第	44	表	法附則第16条の2等の規定による軽減税額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	第	45	表	法附則第55条第4項等の規定による軽減税額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	第	83	表	受給事情による減点補正実施状況等に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73
	第	84	表	不均衡是正実施状況に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
	第	85	表	在来分家屋の減価状況に関する調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
	第	86	表	積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	第	87	表	家屋の評価方法別棟数調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	第	88	条	木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	78
	第	90	表	建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
ш	<b>≠</b> 17 ·	<del></del> =.	⊥ i <del>ni</del> 4)	だに関する調報 <del>告書</del>	
	•	-			
		51		都市計画区域及び課税区域に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
		52	• •	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
		53	* .	地積及び床面積等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
		54	• •	決定価格及び課税標準額に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
		55		平成25年度に新たに法定免税点以上になる見込みの土地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
		56	• •	三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
	第	57	表	課税標準の特例に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
	第	58	表	課税標準の特例に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
	- • •	59	表	宅地等の負担調整に関する調(小規模住宅用地・一般住宅用地) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
	第	60	表	宅地等の負担調整に関する調(商業地等・宅地計・その他) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
	第	61	表	宅地等の負担調整に関する調(その他・合計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	102
	第	62	表	農地の負担調整に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103

# IV 償却資産に関する概要調書等報告書

	第	69	表	納税義務者数に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	105
	第	70	表	償却資産の価格等に関する調(市町村計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
	第	71	表	償却資産の価格等に関する調(個 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
	第	72	表	償却資産の価格等に関する調(法 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
	第	73	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法第349条の3関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	109
	第	74	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(1)(法附則第15条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	112
	第	75	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)(法附則第15条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
	第	76	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2)・	116
	第	77	表	市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(法附則第56条,法附則第56条の2) ・・・	117
	第	78	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	118
	第	79	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119
	第	80	表	償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法 人 分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	120
	第	99	表	地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調(法附則第15条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
V	市	町柞	寸交付	-金に関する概要調書等報告書	
				平成24年度 市町村交付金の交付額等に関する調 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122

I 土地に関する概要調書等報告書

地1	方グ	大人	]]体:	コー	ド	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	0	1

# 平成24年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

			(1)	(2)	(3)
区 分個 人・法人の別	行 番 9	号	総数 (人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上 のもの(人) 26 <sup>(ハ)</sup> 32
個 人	0 1	0	290, 911	13, 762	277, 149
法 人	0 2	0	15, 439	946	14, 493
計	0 3	0	306, 350	14, 708	291, 642

- 1 -

概調土一2

地	1方4	〉共[	]体:	コー	ド	表者 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	0	2

# 第2表 総 括 表

都道府県名	5 兵庫	<b>車県</b>
市町村名	名 神戸	⋾市

	<b></b>				(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)				(8)	(9)	(10)
	区分					地	積					決	定 価	格				課	说 標 3	準 額
		行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
地		9			12 (m²)(イ)		42 (m²)(>\)		9			12 (千円)(ホ)		42 (千円)(ト)56	9			12 (千円)(チ)	27 (千円)(リ)	42(千円)(ヌ)56
Ш	一 般 田	0	1	0	3, 734, 367	43, 847, 430	1, 244, 879	42, 602, 551	0	1	1	6, 204, 405	169, 864	6, 034, 541	0	1	2	6, 171, 347	168, 691	6, 002, 656
田	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0	2	0	50, 943	1, 047, 484	955	1, 046, 529	0	2	1	17, 060, 833	6, 518	17, 054, 315	0	2	2	5, 774, 987	2, 181	5, 772, 806
	一 般 畑	0	3	0	1, 219, 993	5, 489, 402	432, 386	5, 057, 016	0	3	1	385, 823	30, 200	355, 623	0	3	2	383, 012	29, 904	353, 108
畑	介 在 畑 · 市 街 化 区 域 畑	0	4	0	6, 819	308, 356	9, 464	298, 892	0	4	1	7, 461, 813	9, 179	7, 452, 634	0	4	2	2, 691, 216	3, 405	2, 687, 811
	小 規 模 住 宅 用 地	0	5	0		54, 563, 640	184, 200	54, 379, 440	0	5	1	4, 285, 563, 200	5, 954, 048	4, 279, 609, 152	0	5	2	692, 993, 923	984, 197	692, 009, 726
宅	一般住宅用地	0	6	0		8, 011, 028	4, 287	8, 006, 741	0	6	1	380, 376, 832	81, 021	380, 295, 811	0	6	2	123, 163, 332	26, 789	123, 136, 543
地	住 宅 用 地 以 外 の 宅 地	0	7	0		35, 916, 799	4, 486	35, 912, 313	0	7	1	2, 477, 106, 967	55, 708	2, 477, 051, 259	0	7	2	1, 670, 306, 526	37, 710	1, 670, 268, 816
	計	0	8	0	21, 047, 955	98, 491, 467	192, 973	98, 298, 494	0	8	1	7, 143, 046, 999	6, 090, 777	7, 136, 956, 222	0	8	2	2, 486, 463, 781	1, 048, 696	2, 485, 415, 085
	塩 田	0	9	0	0				0	9	1				0	9	2			
	鉱 泉 地	1	0	0	373	292	20	272	1	0	1	25, 361	199	25, 162	1	0	2	22, 447	199	22, 248
	池 沼	1	1	0	199, 216	112, 485	4, 414	108, 071	1	1	1	55, 609	645	54, 964	1	1	2	39, 138	469	38, 669
山	一般山林	1	2	0	50, 694, 304	81, 778, 056	9, 410, 275	72, 367, 781	1	2	1	1, 269, 852	145, 096	1, 124, 756	1	2	2	1, 269, 807	145, 096	1, 124, 711
林	介 在 山 林	1	3	0	772, 029	4, 860, 674	188, 865	4, 671, 809	1	3	1	7, 060, 973	81, 857	6, 979, 116	1	3	2	4, 818, 965	55, 317	4, 763, 648
	牧場	1	4	0	0	0	0	0	1	4	1	0	0	0	1	4	2	0	0	0
	原 野	1	5	0	3, 410, 211	3, 674, 721	424, 990	3, 249, 731	1	5	1	1, 282, 234	38, 676	1, 243, 558	1	5	2	900, 072	28, 691	871, 381
	ゴルフ場用地	1	6	0	997, 727	12, 790, 980	445	12, 790, 535	1	6	1	28, 562, 005	701	28, 561, 304	1	6	2	19, 967, 751	491	19, 967, 260
	遊園地等の用地	1	7	0	825	41, 292	0	41, 292	1	7	1	891, 941	0	891, 941	1	7	2	624, 358	0	624, 358
雑	単 体 利 用	1	8	0	494, 416	1, 967, 645	41	1, 967, 604	1	8	1	54, 139, 796	242	54, 139, 554	1	8	2	37, 108, 991	169	37, 108, 822
	鉄 小規模住宅用地	1	9	0		151	0	151	1	9	1	20, 477	0	20, 477	1	9	2	3, 413	0	3, 413
種	道合一般住宅用地	2	0	0		0	0	0	2	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0
	用 利 住宅用地以外	2	1	0		280, 565	0	280, 565	2	1	1	38, 214, 635	0	38, 214, 635	2	1	2	25, 947, 836	0	25, 947, 836
地	計	2	2	0	1, 855	280, 716	0	280, 716	2	2	1	38, 235, 112	0	38, 235, 112	2	2	2	25, 951, 249	0	25, 951, 249
70	その他の雑種地	2	3	0	119, 277, 643	14, 446, 239	401, 201	14, 045, 038	2	3	1	132, 914, 774	316, 337	132, 598, 437	2	3	2	90, 097, 249	219, 504	89, 877, 745
	計	2	4	0	120, 772, 466	29, 526, 872	401, 687	29, 125, 185	2	4	1	254, 743, 628	317, 280	254, 426, 348	2	4	2	173, 749, 598	220, 164	173, 529, 434
	その他	2	5	0	81, 214, 085				2	5	1				2	5	2			
	合 計	2	6	0	283, 122, 761	269, 137, 239	12, 310, 908	256, 826, 331	2	6	1	7, 438, 597, 530	6, 890, 291	7, 431, 707, 239	2	6	2	2, 682, 284, 370	1, 702, 813	2, 680, 581, 557

- 地 1	方々	〉共	]]体:	コー	ド	表者 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	2

#### 第2表 総 括 表 (つづき)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

_						(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
		区 分					筆	数	V	単 位 当 7	たり 価格
地	目		行	番	号	非課税地筆数	評 価 総 筆 数	法定免税点未満 のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点 以上のもの	(本) 均 価格	最 高 価 格
끄	Р		9			12 (筆)(ル)	27 (筆)(ヲ)	42 (筆)(ワ)	57 (筆)(力)	(円/m²)(ヨ)	72 (円/m²)(タ) 80
田田	_	// 四	0	1	3	20, 512	48, 046	2, 431	45, 615	141	151
Ш	介 市 1	在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	2	3	256	2, 867	27	2, 840	16, 287	223, 146
畑	_	- 般 畑	0	3	3	3, 432	9, 904	1, 044	8, 860	70	72
ДЩ	介 市 1	街化区域畑	0	4	3	49	1, 278	49	1, 229	24, 199	162, 780
	小 住	17 17 17	0	5	3		344, 127	5, 650	338, 477	78, 542	1, 515, 161
宅	一 舟	般 住 宅 用 地	0	6	3		91, 552	430	91, 122	47, 482	506, 660
地	住以	宅 用 地外 の宅 地	0	7	3		77, 692	345	77, 347	68, 968	2, 210, 686
		計	0	8	3	44, 367	513, 371	6, 425	506, 946	72, 525	2, 210, 686
	塩	田	0	9	3	0					
	鉱	泉 地	1	0	3	5	42	1	41	86, 853	2, 760, 000
	池	. 沼	1	1	3	247	281	11	270	494	36, 260
Щ	_	般山林	1	2	3	15, 119	28, 144	6, 671	21, 473	16	16
林	介	在 山 林		3		571	5, 404	687	4, 717	1, 453	70, 000
	牧	場	1	4	3	0	0	0	0	0	0
	原	野	1	5	3	3, 454	6, 515	1, 152	5, 363	349	64, 800
	ゴノ	ルフ場用地	1	6	3	79	3, 300	4	3, 296	2, 233	14, 355
雑	遊園	園地等の用地	1	7	3	2	4	0	4	21, 601	21, 600
术出		単 体 利 用	1	8	3	1, 011	3, 471	4	3, 467	27, 515	114, 660
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	3		10	0	10	135, 609	135, 609
種	唱 台	複 一般住宅用地	2	0	3		0	0	0	0	0
	- 1	住宅用地以外	2	1	3		716	0	716	136, 206	704, 821
地		計		2	$\vdash$	3	726	0	726	136, 206	704, 821
	その	)他の雑種地	2	3	3	119, 913	28, 638	2, 977	25, 661	9, 201	732, 256
		計	2	4	3	121, 008	36, 139	2, 985	33, 154	8, 628	732, 256
	そ	の他	2	5	3						
	合	計	2	6	3	209, 020	651, 991	21, 483	630, 508	27, 639	

地1	方グ	、共区	]体:	コー	ド	表者 7	昏号 9
2	8	1	0	0	0	0	3

# 第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

_			<b>_</b>					(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)
	\		区 分				納	税義	務	者 数		地		積	決	定	価	格
地	I	月 目		行	番	号	個	人	法	人		個 人	Ì	去 人	個	人	法	人
20		Н		9		_	12	(人)(イ)	22	(人)(口)	32	$(m^2)(\nearrow)$	44	(m²)(≔)	56	(千円)(ホ)	68 (=	千円)(へ) <sub>79</sub>
田田			般 田	0	1	0		7, 703		25		42, 573, 124		29, 427	6,	030, 797		3, 744
Н		介 在 街 <b>4</b>	E田・ 化区域田	0	2	0		1, 163		12		1, 040, 243		6, 286	16,	987, 993		66, 322
畑		_	般 畑	0	3	0		3, 799		22		4, 683, 629		373, 387		328, 851		26, 772
ДЩ	市	介 在 街 イ	E畑・ 化区域畑	0	4	0		810		15		293, 869		5, 023	7,	362, 810		89, 824
		小 主 宅	規 模 E 用 地	0	5	0		255, 914		6, 296		48, 305, 304		6, 074, 136	3, 740,	588, 967	53	9, 020, 185
宅	_	般(	主宅用地	0	6	0		68, 839		982		7, 607, 215		399, 526	354,	322, 291	2	5, 973, 520
地		主 宅 し 外	E 用 地 の 宅 地	0	7	0		31, 619		9, 888		8, 834, 310		27, 078, 003	654,	008, 666	1,82	3, 042, 593
			計	0	8	0		356, 372		17, 166		64, 746, 829		33, 551, 665	4, 748,	919, 924	2, 38	8, 036, 298
	ţ	塩	田	0	9	0					_						/	
	鉱	見	浪 地	1	0	0		11		23		79		193		2,847		22, 315
	ì	池	沼	1	1	0		26		35		19, 383		88, 688		23, 814		31, 150
Щ	-	一般	と 山 林	1	2	0		4, 425		398		42, 894, 005		29, 473, 776		666, 514		458, 242
林	Í	介 在	E山林	1	3	0		1, 474		359		2, 066, 620		2, 605, 189	2,	602, 395		4, 376, 721
	!	牧	場	1	4	0		0		0		0		0		0		0
	J	原	野	1	5	0		2, 035		169		1, 987, 168		1, 262, 563		745, 921		497, 637
	ゴ	ル:	フ場用地	1	6	0		194		37		2, 553, 583		10, 236, 952	4,	644, 359	2	3, 916, 945
		園 地	等の用地	1	7	0		0		1		0		41, 292		0		891, 941
雑		単	体 利 用	1	8	0		4		34		465		1, 967, 139		3, 410	5	4, 136, 144
	鉄軌	/]	小規模住宅用地	1	9	0		0		2		0		151		0		20, 477
種	道	複合	一般住宅用地	2	0	0		0		0		0		0		0		0
	用 地	<b>4</b> 11	主宅用地以外	2	1	0		6		38		813		279, 752		20, 771	3	8, 193, 864
地			計	2	2	0		6		40		813		279, 903		20, 771	3	8, 214, 341
100		の他	の雑種地	2	3	0		9, 040		1, 490		6, 644, 022		7, 401, 016	59,	351, 537	7	3, 246, 900
			計	2	4	0		9, 244		1,602		9, 198, 883		19, 926, 302	64,	020, 077	19	0, 406, 271
	,	合	計	2	5	0		387, 062		19, 826		169, 503, 832		37, 322, 499	4, 847,	691, 943	2, 58	4, 015, 296
									-						_			

1 地	方を	大学	]]体	コー	기	表看	昏号8
2	8	1	0	0	0	0	3

#### 第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_						(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	\	▼ 区 分				課税	準 額	筆	数	単位			価格
			行	番	号	個 人	法 人	個 人	法 人	平 均 <sub>(ti)</sub> 個 人	価 格 <sub>(&lt;)</sub> 法 人	最 高 個 人	価格     法人
地			9			12 (千円)(ト)	24 (千円)(チ)	36 (筆)(リ)	46 (筆)(ヌ)	(ボ) 個 人 (ハ) (円/m²)(ル)	(二) (円/m²)(ヲ)	恒 人 56 (円/m²)(ワ)	伝 人 67 (円/㎡)(カ) 77
田		一 般 田	0	1	1	5, 999, 080	3, 576	45, 555	60	142	127	151	151
Щ		介 在 田 ・ 街 化 区 域 田	0	2	1	5, 743, 040	29, 766	2, 815	25	16, 331	10, 551	223, 146	33, 491
畑		一 般 畑	0	3	1	326, 619	26, 489	8,820	40	70	72	72	72
ДЩ		介 在 畑 ・ 街 化 区 域 畑	0	4	1	2, 645, 495	42, 316	1, 207	22	25, 055	17, 883	162, 780	46, 795
	ſ	小 規 模 主 宅 用 地	0	5	1	604, 915, 516	87, 094, 210	323, 452	15, 025	77, 436	88, 740	1, 194, 214	1, 515, 161
宅	_	般住宅用地	0	6	1	114, 856, 750	8, 279, 793	88, 835	2, 287	46, 577	65, 011	506, 660	456, 664
地		主 宅 用 地 、外 の 宅 地	0	7	1	448, 919, 030	1, 221, 349, 786	49, 404	27, 943	74, 031	67, 326	2, 095, 396	2, 210, 686
		計	0	8	1	1, 168, 691, 296	1, 316, 723, 789	461, 691	45, 255	73, 346	71, 175	2, 095, 396	2, 210, 686
	j	塩 田	0	9	1			$\setminus$	$\setminus$				
	鉱	泉 地	1	0	1	2, 847	19, 401	11	30	36, 038	115, 622	666, 666	2, 760, 000
	ì	池 沼	1	1	1	16, 970	21, 699	41	229	1, 229	351	36, 260	14, 500
山	-	一般山林	1	2	1	666, 472	458, 239	17, 990	3, 483	16	16	16	16
林	Í	个 在 山 林	1	3	1	1, 767, 939	2, 995, 709	2, 833	1, 884	1, 259	1,680	70,000	66, 850
	!	牧 場	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	J	原 野	1	5	1	524, 379	347, 002	4, 258	1, 105	375	394	64, 800	31,000
	ゴ	ルフ場用地	1	6	1	3, 251, 051	16, 716, 209	737	2, 559	1,819	2, 336	2, 520	14, 355
±1/.		園地等の用地	1	7	1	0	624, 358	0	4	0	21, 601	0	21,600
雑		単 体 利 用	1	8	1	2, 387	37, 106, 435	5	3, 462	7, 333	27, 520	28, 700	114, 660
	鉄軌	小規模住宅用地	1	9	1	0	3, 413	0	10	0	135, 609	0	135, 609
種	道	複 一般住宅用地	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	用地	利 住宅用地以外	2	1	1	14, 431	25, 933, 405	16	700	25, 549	136, 528	32, 403	704, 821
地		計	2	2	1	14, 431	25, 936, 818	16	710	25, 549	136, 527	32, 403	704, 821
	そ	の他の雑種地	2	3	1	40, 922, 179	48, 955, 566	17, 860	7, 801	8, 933	9, 897	180, 190	732, 256
		計	2	4	1	44, 190, 048	129, 339, 386	18, 618	14, 536	6, 960	9, 556	180, 190	732, 256
		合 計	2	5	1	1, 230, 574, 185	1, 450, 007, 372	563, 839	66, 669	28, 599	29, 592		
									- 5 -				

地1	方グ	共民	]]体:	コー	ド	表都 7	香号 8
2	8	1	0	0	0	0	4

# 第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_		<b></b>	•		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
	<b>区</b>				納 税 義	務 者 数	地	積	決 定	価 格	
地	分区	行	番号	-	個 人	法人	個人	法人	個人	法 人	最高価格地の所在
	別	9		12	(人)	22 (人)	32 (m²)(イ)	44 (m²)(□)	56 (千円)(ハ)	68 (千円)(二) 79	
商	繁 華 街	0	1 (	)	297	148	32, 184	30, 079	17, 285, 249	16, 954, 660	中央区北長狭通1丁目
業	高度商業地区I	0	2 (	)	53	174	26, 379	340, 364	12, 821, 502	204, 490, 433	中央区小野柄通8丁目
	高度商業地区Ⅱ	0	3 (	)	736	639	133, 157	673, 096	55, 643, 150	234, 499, 590	中央区三宮町1丁目
地	普通商業地区	0	4 (	)	6, 138	1, 759	1, 148, 782	2, 212, 069	214, 339, 915	272, 454, 834	中央区北長狭通3丁目
区	計	0	5 (	)	7, 224	2, 720	1, 340, 502	3, 255, 608	300, 089, 816	728, 399, 517	
住	併用住宅地区	0	6 (	)	12, 896	2, 555	3, 645, 658	2, 595, 038	417, 892, 344	271, 347, 391	中央区山本通3丁目
宅	高級住宅地区	0	7 (	)	1, 376	91	434, 917	107, 742	84, 064, 211	17, 819, 590	東灘区御影2丁目
地	普通住宅地区	0	8 (	)	231, 784	6, 543	49, 010, 803	8, 900, 325	3, 687, 844, 523	658, 812, 758	東灘区岡本2丁目
区	計	0	9 (	)	246, 056	9, 189	53, 091, 378	11, 603, 105	4, 189, 801, 078	947, 979, 739	
工	大工場地区	1	0 (	)	153	820	91, 762	12, 138, 262	3, 576, 435	439, 141, 799	中央区港島6丁目
業	中小工場地区	1	1 (	)	6, 534	1,720	1, 409, 545	3, 986, 343	100, 896, 032	223, 768, 616	東灘区本山南町6丁目
地	家内工業地区	1	2 (	)							
区	計	1	3 (	)	6, 687	2, 540	1, 501, 307	16, 124, 605	104, 472, 467	662, 910, 415	
村	集団地区	1	4 (	)	5, 965	291	1, 827, 039	248, 494	46, 542, 574	7, 070, 337	須磨区車字梨川
落地	村落地区	1	5 (	)	11, 713	762	6, 453, 442	1, 920, 669	101, 062, 186	29, 242, 194	須磨区妙法寺字荒打
区	計	1	6 (	)	17, 678	1, 053	8, 280, 481	2, 169, 163	147, 604, 760	36, 312, 531	
看	見光 地区	1	7 (	)	357	127	93, 659	285, 729	5, 523, 382	12, 053, 266	兵庫区福原町
	巻用施設の用に供 ト る 宅 地	1	8 (	)	969	23	435, 944	113, 455	1, 411, 613	380, 830	北区八多町附物
生產	<b></b> ほ緑地地区内の宅地	1	9 (	)	33	C	3, 558	0	16, 808	0	西区伊川谷町有瀬
	合 計	2	0 (	)	279, 004	15, 652	64, 746, 829	33, 551, 665	4, 748, 919, 924	2, 388, 036, 298	中央区三宮町1丁目

- 6 -

<sup>(</sup>注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2. 「</sup>生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地1	方グ	/ 共区	]]体:	<b>1</b> —	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	0	4

#### 第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

			▶		(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
	区				課税が	票 準 額	筆	数	単位			<b>洒</b> 格
地	分	行	番	号	個 人	法人	個 人	法人	平均	価 格	最 高	価 格
	区	11	笛	ク	個 人	法 人	恒 人	法人	、 個 人	<sub>(二)</sub> 法 人	個 人	法 人
	別	9			12 (千円)	24 (千円)	36 (筆)	46 (筆)	<del>(/ )</del> (円/m²)		56 (円/m²)	67 (円/m²) 77
商	繁華街	0	1	1	11, 117, 555	11, 350, 369	451	353	537, 076	563, 671	948, 698	1, 121, 120
業	高度商業地区I	0	2	1	3, 801, 683	129, 241, 905	79	576	486, 050	600, 799	1, 134, 448	1, 711, 802
地	高度商業地区Ⅱ	0	3	1	22, 885, 363	149, 461, 505	1,031	1, 471	417, 876	348, 390	2, 095, 396	2, 210, 686
	普通商業地区	0	4	1	72, 745, 871	155, 451, 131	8, 744	3, 774	186, 580	123, 167	606, 786	603, 326
区	計	0	5	1	110, 550, 472	445, 504, 910	10, 305	6, 174	223, 864	223, 737	2, 095, 396	2, 210, 686
住	併用住宅地区	0	6	1	137, 187, 778	149, 853, 591	18, 963	5, 651	114, 627	104, 564	388, 634	373, 509
宅	高級住宅地区	0	7	1	17, 713, 208	6, 044, 098	1,802	175	193, 288	165, 391	311, 160	297, 070
地	普通住宅地区	0	8	1	806, 849, 424	246, 297, 385	287, 174	18, 736	75, 246	74, 021	337, 317	336, 360
区	計	0	9	1	961, 750, 410	402, 195, 074	307, 939	24, 562	78, 917	81, 701	388, 634	373, 509
工	大工場地区	1	0	1	2, 335, 945	287, 724, 113	203	1, 740	38, 975	36, 178	57, 453	69, 260
業	中小工場地区	1	1	1	42, 522, 256	150, 137, 862	9, 120	4, 005	71, 581	56, 134	178, 020	183, 927
地	家内工業地区	1	2	1					0	0		
区	計	1	3	1	44, 858, 201	437, 861, 975	9, 323	5, 745	69, 588	41, 112	178, 020	183, 927
村	集団地区	1	4	1	13, 800, 154	4, 025, 434	9, 168	757	25, 474	28, 453	67, 221	67, 221
落地	村落地区	1	5	1	34, 252, 436	19, 390, 890	24, 108	2, 204	15, 660	15, 225	61, 677	61, 677
区	計	1	6	1	48, 052, 590	23, 416, 324	33, 276	2, 961	17, 826	16, 740	67, 221	67, 221
匍	光 地 区	1	7	1	2, 610, 575	7, 515, 355	573	510	58, 973	42, 184	152, 296	154, 662
農業	美用施設の用に供 - る 宅 地	1	8	1	858, 734	230, 151	1, 379	56	3, 238	3, 357	6, 150	3, 450
生産	緑地地区内の宅地	1	9	1	10, 314	0	38	0	4, 724	0	6, 150	0
	合 計	2		1	1,168,691,296	1, 316, 723, 789	362, 833	40, 008	73,346		2, 095, 396	2, 210, 686

- 7 -

<sup>(</sup>注)1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2. 「</sup>生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

1 担	方を	大大	]体:	コー	ド	表看 7	≸号8
2	8	1	0	0	0	0	5

#### 第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

大田   日本田	(5)
申 会担米等の 95以上 1.0未満 0.2 ± 0 1.1 0 169, 228 31, 872, 163 1, 872, 049, 965 312, 008, 067	筆 数
### 2015	(筆) 8
競技 (10.0 日本) 1.0 日本 (10.0 日本 (10.0 日本) 1.0 日本 (10.0 日本 (10.0 日本) 1.0 日本 (10.0 日本 (10	214, 36
변  변  변  변  변  변  변  변  변  변  변  변  변	54, 789
接換 (利水率の 28以上の 85未満 0 5 5 0 3, 266 685, 654 59, 872, 546 8, 784, 296 (14) 72, 347 7, 034, 070 975, 093 (14) 77, 093 (14) 77, 0	32, 14
接 負担水準の.75以上0.8米満 0 0 6 0 401 72.347 7.034,070 975,093 台租水準の.25以上0.75未満 0 7 0 81 33,178 2,266,151 296,727 1,222,790 147,752 会担水準の.65以上0.75未満 0 8 0 41 12.727 1,222,790 147,752 会担水準の.65以上0.55未満 1 0 0 5 5 264 30,968 3,312 (2,64)水準の.65以上0.55未満 1 1 1 0 6 6 832 48,068 4,672 台租水準の.55以上0.55未満 1 1 1 0 6 6 832 48,068 4,672 台租水準の.55以上0.55未満 1 1 3 0 6 816 58,394 4,538 台租水準の.25以上0.55未満 1 1 3 0 6 816 58,394 4,538 台租水準の.25以上0.55未満 1 1 5 0 0 6 816 58,394 4,538 台租水準の.25以上0.35未満 1 5 0 0 6 816 58,394 4,538 台租水準の.25以上0.35未満 1 7 7 0 0 6 816 58,394 4,538 台租水準の.25以上0.35未満 1 7 7 0 0 6 816 58,394 4,538 台租水準の.25以上0.35未満 1 7 7 0 0 6 816 58,394 4,538 台租水準の.25以上0.35未満 1 7 7 0 0 6 816 58,394 4,538 台租水準の.25以上0.35未満 1 7 7 0 0 6 817 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58 58	17, 518
を担水率の.7以上の.75未満 0 7 0 81 33.178 2,266,151 296,727 (	3, 93
世 福担水師の.65以上の.7末端 0 8 0 41 12.727 1,222.790 147.752	50'
を	108
<ul> <li>登 担抗率的、55以上の、5未満</li> <li>1 1 0 0 0 5 234 30,968 3,312</li> <li>用 負担水準の、55以上の、55未満</li> <li>1 1 2 0 6 832 48,068 4,672</li> <li>負担水準の、45以上の、5未満</li> <li>1 2 0 0 1 8 8 337 29</li> <li>負担水準の、45以上の、5未満</li> <li>1 3 0 6 816 58,394 4,538</li> <li>負担水準の、35以上の、55未満</li> <li>1 1 0 0 0 816 58,394 4,538</li> <li>負担水準の、35以上の、35未満</li> <li>1 1 5 0 0 9</li> <li>負担水準の、35以上の、35未満</li> <li>1 1 7 0 0 9</li> <li>負担水準の、35以上の、55未満</li> <li>1 7 0 0 9</li> <li>負担水準の、15以上の、25未満</li> <li>1 8 0 0 9</li> <li>負担水準の、15以上の、15未満</li> <li>2 0 0 0 9</li> <li>負担水準の、05以上の、15未満</li> <li>2 0 0 0 9</li> <li>負担水準の、05以上の、15未満</li> <li>2 1 0 0 0 9</li> <li>負担水準の、05以上の、55未満</li> <li>2 1 0 0 260,412 48,305,304 3,740,588,967 604,915,516</li> <li>負担水準の、05以上の、55未満</li> <li>2 1 0 0 260,412 48,305,304 3,740,588,967 604,915,516</li> <li>負担水準の、95以上の・55未満</li> <li>2 1 0 0 1,529 1,162,879 117,478,945 19,186,679</li> <li>負担水準の、95以上の・55未満</li> <li>2 1 0 0 1,529 1,162,879 117,478,945 19,186,679</li> <li>負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>2 7 0 107 95,011 13,275,534 19,186,679</li> <li>検 負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>2 1 0 0 6 2,647 149,473 19,720</li> <li>負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>2 1 0 0 6 2,647 149,473 19,720</li> <li>負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>3 1 0 4 4 4,167 306,361 35,149</li> <li>負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>3 1 0 4 4 4,167 306,361 35,149</li> <li>負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>3 1 0 4 4 4,167 306,361 35,149</li> <li>負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>3 1 0 1 4 4,167 30,361 35,149</li> <li>負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>3 1 0 1 4 4,167 30,361 35,149</li> <li>負担水準の、55以上の・55未満</li> <li>3 1 0 0 4 4,167 30,361 35,149</li> <li>4 1 0 0</li></ul>	48
を	1-
### 日本	
接担水準の、3以上の、35以上の、3末満	(
<ul> <li>地 負担水準の.35以上0.4未満</li></ul>	
### Parameters	
検担水準0.25以上0.3未満	
個	
接担水準の、15以上の、2未満	
世	
負担水準の、05以上の、1未満   2   0   0   0   0   0   0   0   0   0	
世界	
計 2 2 0 260,412 48,305,304 3,740,588,967 604,915,516 負担水準0.9以上0.5未満 2 5 0 1,529 1,162,879 117,478,945 19,185,670 負担水準0.9以上0.95未満 2 5 0 1,092 549,110 82,676,668 12,759,947 負担水準0.8以上0.8未満 2 7 0 107 95,011 13,275,534 1,955,507 負担水準0.7以上0.75未満 2 9 0 6 2,647 149,473 19,720 負担水準0.7以上0.75未満 2 9 0 6 2,647 149,473 19,720 負担水準0.7以上0.5未満 3 1 0 4 4,167 306,361 35,149 負担水準0.5以上0.6未満 3 1 0 4 4,167 306,361 35,149 負担水準0.5以上0.5未満 3 3 0 1 200 9,665 890 負担水準0.5以上0.5未満 3 1 0 4 4,167 306,361 31,215 負担水準0.5以上0.5未満 3 1 0 4 4,167 306,361 31,1215 負担水準0.5以上0.5未満 3 1 0 1 89 14,163 1,215 負担水準0.5以上0.5未満 3 7 0 負担水準0.3以上0.3未満 3 7 0 負担水準0.3以上0.3未満 3 7 0 負担水準0.3以上0.3未満 3 7 0 負担水準0.3以上0.3未満 3 9 0 負担水準0.3以上0.3未満 3 9 0 負担水準0.3以上0.5未満 4 1 0 負担水準0.3以上0.5未満 4 1 0 負担水準0.3以上0.5未満 4 1 0 負担水準0.3以上0.5未満 4 1 0 負担水準0.5以上0.5未満 4 1 0 負担水準0.3以上0.5未満 4 1 0 負担水準0.5以上0.5未満 4 1 0 負担水準0.5以上0.5未満 4 1 0 負担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 自担水準0.1以上0.15未満 4 1 0 自吐の	
負担水準1.0以上	222 15
世地 日本	323, 45
類している   1	8, 413
規 損担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.75以上0.8未満 自担水準0.75以上0.8未満 自担水準0.75以上0.8未満 2 8 0 14 10,284 997,562 137,580 負担水準0.75以上0.75未満 2 9 0 6 2,647 149,473 19,720 負担水準0.65以上0.75未満 2 9 0 4 718 51,561 6,165 負担水準0.65以上0.6未満 3 1 0 4 4,167 306,361 35,149 自担水準0.55以上0.6未満 3 2 0 2 2,240 30,768 3,162 自担水準0.55以上0.5未満 3 3 0 1 200 9,065 890 自担水準0.45以上0.5未満 3 4 0 1 89 14,163 1,215 負担水準0.35以上0.4未満 自担水準0.35以上0.4未満 自担水準0.35以上0.4未満 自担水準0.35以上0.4未満 自担水準0.35以上0.4未満 自担水準0.35以上0.5未満 3 8 0 自担水準0.35以上0.5未満 自担水準0.35以上0.5未満 自担水準0.35以上0.5未満 自担水準0.35以上0.5未満 自担水準0.35以上0.5未満 自担水準0.35以上0.5未満 自担水準0.15以上0.5未満 自担水準0.15以上0.5未満 自担水準0.15以上0.5未満 自担水準0.15以上0.5未満 自担水準0.15以上0.5未満 自担水準0.15以上0.5未満 自担水準0.15以上0.15未満 自担水準0.15以上0.15未満 自担水準0.15以上0.15未満 自担水準0.15以上0.15未満 4 0 0	2, 89
世	2, 002
世	1, 410
地	24
世 住	2:
日本	
年     負担水準0.55以上0.6未満     3 2 0 2 2,240 30,768 3,162       自担水準0.5以上0.55未満     3 3 0 1 200 9,065 890       負担水準0.45以上0.5未満     3 4 0 1 89 14,163 1,215       地     負担水準0.4以上0.45未満     3 6 0 9       負担水準0.35以上0.4未満     3 6 0 9       負担水準0.3以上0.35未満     3 7 0 9       負担水準0.2以上0.25未満     3 8 0 9       人     負担水準0.1以上0.15未満     4 0 0 0       負担水準0.1以上0.15未満     4 1 0 0       負担水準0.1以上0.15未満     4 1 0 0       負担水準0.05以上0.1未満     4 2 0	
自担水準0.5以上0.55未満     3 3 0 1 200 9,065 890 自担水準0.45以上0.5未満       負担水準0.45以上0.5未満     3 4 0 1 89 14,163 1,215 自担水準0.45未満 3 5 0 自担水準0.35以上0.4未満 3 6 0 自担水準0.35以上0.4未満 3 7 0 自担水準0.25以上0.3未満 3 7 0 自担水準0.25以上0.3未満 3 8 0 自担水準0.25以上0.25未満 3 9 0 自担水準0.15以上0.25未満 4 0 0 自担水準0.15以上0.2未満 4 0 0 自担水準0.15以上0.15未満 4 1 0 自担水準0.15以上0.15未満 4 1 0 自担水準0.05以上0.1未満 4 2 0	
月田木準0.45以上0.5未満     3 4 0 1 89 14,163 1,215       負担水準0.4以上0.45未満     3 5 0       負担水準0.35以上0.4未満     3 6 0       負担水準0.3以上0.35未満     3 7 0       負担水準0.25以上0.3未満     3 8 0       法 負担水準0.2以上0.25未満     3 9 0       負担水準0.15以上0.2未満     4 0 0       人 負担水準0.1以上0.15未満     4 1 0       負担水準0.05以上0.1未満     4 2 0	-
世	
負担水準0.35以上0.4未満     3 6 0       負担水準0.3以上0.35未満     3 7 0       負担水準0.25以上0.3未満     3 8 0       接担水準0.2以上0.25未満     3 9 0       負担水準0.15以上0.2未満     4 0 0       人負担水準0.1以上0.15未満     4 1 0       負担水準0.05以上0.1未満     4 2 0	<u> </u>
負担水準0.3以上0.35未満       3 7 0         負担水準0.25以上0.3未満       3 8 0         負担水準0.2以上0.25未満       3 9 0         負担水準0.15以上0.2未満       4 0 0         人       負担水準0.1以上0.15未満       4 1 0         負担水準0.05以上0.1未満       4 2 0	
負担水準0.25以上0.3未満     3     8     0       負担水準0.2以上0.25未満     3     9     0       負担水準0.15以上0.2未満     4     0     0       人     負担水準0.1以上0.15未満     4     1     0       負担水準0.05以上0.1未満     4     2     0	
法     負担水準0.2以上0.25未満     3 9 0       負担水準0.15以上0.2未満     4 0 0       人     負担水準0.1以上0.15未満     4 1 0       負担水準0.05以上0.1未満     4 2 0	
負担水準0.15以上0.2未満     4 0 0       人 負担水準0.1以上0.15未満     4 1 0       負担水準0.05以上0.1未満     4 2 0	
人     負担水準0.1以上0.15未満     4 1 0       負担水準0.05以上0.1未満     4 2 0	
負担水準0.05以上0.1未満 4 2 0	
計 4 4 0 7,098 6,074,136 539,020,185 87,094,210	15, 02

1 担	方を	大大	団体:	ュー	ド	表看 7	番号
2	8	1	0	0	0	0	5

#### 第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b>——</b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		27	9 3	12 (人) 24	$(m^2)$	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	51, 037	6, 083, 068	201, 113, 111	67, 037, 681	67, 080
		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	9, 460	756, 694	57, 537, 594	18, 833, 150	11, 155
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	4, 841	403, 496	46, 856, 649	14, 408, 245	5, 643
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	2, 746	277, 823	43, 310, 611	12, 993, 183	3, 459
	720	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	1, 119	67, 072	4, 610, 400	1, 354, 596	1, 321
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	94	7, 582	264, 463	73, 468	115
	,	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	27	7, 067	298, 544	77, 148	43
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	10	3, 527	317, 978	76, 614	15
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	1	284	5, 522	1, 256	1
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	л	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	3	602	7, 419	1, 409	3
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	쁘	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	/100	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	_	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	69, 338	7, 607, 215	354, 322, 291	114, 856, 750	88, 835
		負担水準1.0以上	6 7 0	629	241, 818	10, 763, 821	3, 587, 940	1, 426
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0	173	47, 189	4, 419, 087	1, 439, 062	335
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0	104	36, 818	5, 321, 345	1, 646, 906	182
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	97	43, 201	4, 785, 490	1, 435, 647	286
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	15	2, 536	263, 168	77, 248	38
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	4	889	68, 406		6
	,	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	3	2, 631	34, 024	8, 782	4
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	2	76	2, 349	563	3
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0	2	24, 150	305, 937	62, 608	6
	л	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0	1	218	9, 893	1, 943	1
	地	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	N. I	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
		負担水準0.05未満	8 7 0					
		計	8 8 0	1,030	399, 526	25, 973, 520	8, 279, 793	2, 287

地	表番号						
1	7 8						
2	8	1	0	0	0	0	6

# 第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	. ,		\ 1 1 • 7	( ) /
	1.1.	負担水準0.7超	0 1 0	21, 538	6, 245, 929	381, 574, 203		33, 411
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0	8, 724	1, 816, 604	214, 613, 398		12, 188
	-	負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0	2, 306	647, 035	53, 188, 393		3, 186
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0	429	114, 559	4, 079, 348	2, 447, 609	564
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0	26	4, 079	232, 169		31
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0	15	4, 324	258, 803	135, 132	16
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0	3	293	6, 010		2
	(/)	負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0	1	91	3, 629	1,601	
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0	1	1, 037	45, 696	16, 531	
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0					
宅		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0	2	359	7, 017	1, 814	2
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0					
	$\sim$	負担水準0.05未満	1 5 0					
		計	1 6 0	33, 045	8, 834, 310	654, 008, 666	448, 919, 030	49, 404
	1.	負担水準0.7超	1 7 0	7, 330	22, 165, 984	1, 134, 896, 907	774, 372, 347	19, 088
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0	2, 886	3, 178, 090	385, 886, 399	259, 894, 838	6, 675
	—	負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0	716	1, 046, 705	268, 679, 645		1, 974
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0	86	264, 718	21, 654, 211	12, 992, 527	164
Life		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0	6	366, 206	9, 797, 813	5, 460, 972	12
地	-	負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0	6	27, 708	1, 211, 287	637, 887	15
	2 I	負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0	4	17, 095	640, 258	308, 153	<u> </u>
	(/)	負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0	2	10, 193	183, 795	79, 070	,
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0	2	357	44, 238	16, 080	
	1.1	負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0	2	783	42, 864	14, 565	2
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0	1	14	646	175	
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0	1	150	4, 530	1, 058	-
	14	負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0					
	)	負担水準0.05未満	3 1 0	11 010	07 070 000	1 000 040 500	1 001 040 500	07.04
		計	3 2 0	11, 042	27, 078, 003	1, 823, 042, 593	1, 221, 349, 786	27, 943

地1	表都 7	香号 8					
2	8	1	0	0	0	0	7

# 第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b>─</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番号	納税義務者数	地積	決 定 価 格	課税標準額	筆 数
			9		12 (人)				9 (筆) 80
宅	住	負担水準0.7超		1 0			86, 698	60, 688	170
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下		2 0			31, 450	-	86
걔면		負担水準0.6以上0.65未満		3 0			1, 042, 548	625, 633	802
$\overline{}$	用	負担水準0.55以上0.6未満		4 0			249, 044		319
農	地	負担水準0.5以上0.55未満		5 0		314	1, 069	593	1
地	以	負担水準0.45以上0.5未満		6 0					
+	外	負担水準0.4以上0.45未満		7 0		233	804	378	1
	$\mathcal{O}$	負担水準0.35以上0.4未満		8 0					
造	宅	負担水準0.3以上0.35未満		9 0					
成		負担水準0.25以上0.3未満		0 0					
費	地	負担水準0.2以上0.25未満		1 0					
کے	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満		2 0					
,	個	負担水準0.1以上0.15未満		3 0					
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4 0					
て	$\mathcal{C}$	負担水準0.05未満		5 0					
評		計		6 0		435, 944	1, 411, 613	858, 734	1, 379
価	住	負担水準0.7超		7 0		6, 486	16, 536	11, 575	4
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		8 0		F2 400	050 051	155.000	0.5
さ	用	負担水準0.6以上0.65未満 2.15人2000年11月1日   10月1日   10月		9 0			258, 971	155, 383	35
れ		負担水準0.55以上0.6未満		0 0		30, 541	105, 323	63, 193	17
る	地	負担水準0.5以上0.55未満		1 0					
農	以	負担水準0.45以上0.5未満		2 0					
	外	負担水準0.4以上0.45未満		3 0					
業	$\mathcal{O}$	負担水準0.35以上0.4未満		4 0					
用	宅	負担水準0.3以上0.35未満		5 0					
施	地	負担水準0.25以上0.3未満		6 0					
設	11.	負担水準0.2以上0.25未満 毎担水準0.15以上0.25未満		7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満		8 0					
用	法	負担水準0.1以上0.15未満 毎担水準0.05以上0.11未満		9 0					
地	人	負担水準0.05以上0.1未満 免担水準0.05 未満		0 0					
$\overline{}$	$\overline{}$	負担水準0.05未満		1 0		119 /55	200 000	990 151	- F.C
		計る		2 0		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	380, 830	230, 151	56

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地1	方グ	ド	表番号 7 8				
2	8	1	0	0	0	0	7

## 第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
			9		12 (人)		) 39 (千円)		69 (筆) 80
宅	住	負担水準0.7超		3 0	7	53	,		7
地	宅	負担水準0.65以上0.7以下		4 0	5	23			5
$\overline{}$	用	負担水準0.6以上0.65未満		5 0	7	93			10
農		負担水準0.55以上0.6未満		6 0	14	1,85	11, 234	6, 741	16
地	地	負担水準0.5以上0.55未満		7 0					
等	以	負担水準0.45以上0.5未満		8 0					
+	外	負担水準0.4以上0.45未満		9 0					
造	の	負担水準0.35以上0.4未満		0 0					
成	宅	負担水準0.3以上0.35未満		1 0					
費	地	負担水準0.25以上0.3未満		2 0					
	걔면	負担水準0.2以上0.25未満		3 0					
と		負担水準0.15以上0.2未満 毎担水準0.1以上0.15未満		4 0					
L	個	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満		5 0					
て	人	負担水準0.05以上0.1木満 負担水準0.05未満		6 0 7 0					
評	$\overline{}$	負担水準0.00木個 計		8 0	33	3, 55	16 900	10 214	38
価		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		9 0	33	3, 550	16, 808	10, 314	30
さ	住	負担水準0.65以上0.7以下		0 0					
れ	宅	負担水準0.6以上0.65未満		1 0					
る	用	負担水準0.55以上0.6未満		2 0					
生	地	負担水準0.5以上0.55未満		3 0					
産	以	負担水準0.45以上0.5未満		4 0					
緑	外	負担水準0.4以上0.45未満		5 0					
地		負担水準0.35以上0.4未満		6 0					
地	D	負担水準0.3以上0.35未満		7 0					
区	宅	負担水準0.25以上0.3未満		8 0					
内内	地	負担水準0.2以上0.25未満		9 0					
	_	負担水準0.15以上0.2未満		0 0					
<i>の</i>	法	負担水準0.1以上0.15未満		1 0					
宅		負担水準0.05以上0.1未満	6	2 0					
地	人	負担水準0.05未満		3 0					
		計	6	4 0	0		(	0	0

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

1	地方公共団体コード							
2	8	1	0	0	0	0	8	

# 第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	<b>——</b>				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	
	区	行	番	무	納税義務者数	ŧ	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
	E M	9		7	12 (人)	24	$(m^2)$	39 (千円)	54 (千円)	69 (	筆)80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	224, 656		42, 010, 381	2, 347, 002, 294	426, 479, 747		1, 281
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	28, 868		28, 411, 913	1, 516, 471, 110	1, 041, 474, 275	52	2, 499
地	税負担据置のもの	0	3	0	104, 993		22, 723, 158	2, 621, 952, 291	895, 606, 909		3, 173
115	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		4		23, 447		5, 152, 892	651, 525, 997	121, 853, 096	29	9,992
計	負担水準0.2未満	0	5	0	1		150	4, 530	1, 058		1
	計		6		381, 965			7, 136, 956, 222			6,946
	負担水準1.0以上		7		4, 815		71, 785, 350	1, 115, 670	1, 115, 670	2	1,438
	負担水準0.95以上1.0未満		8		13		573, 534	8, 947	8, 947		26
	負担水準0.9以上0.95未満		9		1		3, 219	50	49		1
	負担水準0.85以上0.9未満		0		1		1				1
	負担水準0.8以上0.85未満		1								
	負担水準0.75以上0.8未満		2								
	負担水準0.7以上0.75未満		3								
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0							
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0	1		78	1	1		2
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0							
	負担水準0.5以上0.55未満		7		1						1
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0	1		1, 311	21	11		1
١.	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0	3		4, 288	67	33		3
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0							
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0							
	負担水準0.25以上0.3未満		2								
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0	_			_	_		
林	負担水準0.15以上0.2未満		4								
''	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0							
	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0							
	負担水準0.05未満		7								
	計	2	8	0	4, 836		72, 367, 781	1, 124, 756	1, 124, 711	2	1,473

地 1	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	0	9

#### 第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

		<del></del>				(1)		(2)			(3)		(4	)		(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者数		地 積	決	・定	価 格		課税標	準額	筆	数
			9	н	,,	12 (人)	24	(m²)	39		(千円	引):	54	(千円)	69	(筆)8
		負担水準1.0以上			0											n
	小	負担水準0.95以上1.0未満			0											
		負担水準0.9以上0.95未満		3												
複	規	負担水準0.85以上0.9未満		4												
恢	1.44-	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0											
	稧	負担水準0.75以上0.8未満		6												
	<i>I</i> ->-	負担水準0.7以上0.75未満		7	-											
	住	負担水準0.65以上0.7未満		8	-											
合	宅	負担水準0.6以上0.65未満		9	•											
	-L	負担水準0.55以上0.6未満			0											
	用	負担水準0.5以上0.55未満		1												
	/ 13	負担水準0.45以上0.5未満		2	-											
利	地	負担水準0.4以上0.45未満		3			↓_									
13	_	負担水準0.35以上0.4未満		4			↓					_				
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満		5												
		負担水準0.25以上0.3未満		6												
_	個	負担水準0.2以上0.25未満		7												
用		負担水準0.15以上0.2未満		8	_		↓_					4				
	人	負担水準0.1以上0.15未満		9			↓_					4				
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満		0	-		↓_					4				
		負担水準0.05未満		1								0				
鉄		計 (大		2		0		0			00.47	0		0		0
		負担水準1.0以上		3		2	4_	151			20, 47	1		3, 413		10
	小	負担水準0.95以上1.0未満		4	-		-					-				
	抇	負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満		5 6			-					4				
動	从			7	<u> </u>		-					-				
牝儿	榵	負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満		8			-					4				
	150	負担水準0.7以上0.75未満		9			+					+				
	住	負担水準0.65以上0.7未満		0			+					+				
		負担水準0.6以上0.65未満		1			+					-				
道	宅	負担水準0.55以上0.6未満		2			╁					+				
		負担水準0.5以上0.55未満		3			╁					+				
	用	負担水準0. 45以上0. 5未満		4			+					-				
		負担水準0.4以上0.45未満		5			╁					+				
用	地	負担水準0.35以上0.4未満		6			+					+				
'''		負担水準0.3以上0.35未満		7	-		+					-				
	$\widehat{}$	負担水準0. 25以上0. 3未満		8	•		+					+				
	注	負担水準0. 2以上0. 25未満		9			+					+				
Life	14	負担水準0.15以上0.2未満		0			+					+				
地	Д	負担水準0. 1以上0. 15未満		1			+					+				
		負担水準0.05以上0.1未満		2			+					+				
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		3	_		+					+				
		計		4	•	2	2	151			20, 47	7		3, 413		10

地	方グ	表番号 7 8					
2	8	1	0	0	0	0	9

#### 第9表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府	県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市

		<b></b>				(1)		(2)		(	(3)		(4	1)		(5)	,
		区 分	行	番	무	納税義務者数		地 積	決	定	価 柞	各	課税	票 準 額	Ę	筆	数
			9	н	.,	12 (人)	24	$(m^2)$	39		(千	円)	54	(千円	]) 6	9	(筆)8
		負担水準1.0以上			0												^
	_	負担水準0.95以上1.0未満		6													
		負担水準0.9以上0.95未満		7													
複	般	負担水準0.85以上0.9未満		8	_												
120		負担水準0.8以上0.85未満		9													
	住	負担水準0.75以上0.8未満		0			<u> </u>										
		負担水準0.7以上0.75未満		1											_		
	宅	負担水準0.65以上0.7未満			0										_		
合		負担水準0.6以上0.65未満	_		0										_		
	用	負担水準0.55以上0.6未満	_		0		ļ								4		
		負担水準0.5以上0.55未満	5		0		ļ								4		
	地	負担水準0. 45以上0. 5未満		6											_		
利	_	負担水準0.4以上0.45未満		7			-								-		
	$\overline{}$	負担水準0.35以上0.4未満		8			-								-		
		負担水準0.3以上0.35未満		9	•										_		
	個	負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満		0	•										_		
用	1111	負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満		1											_		
用	Y	負担水準0.1以上0.15未満		2											_		
	/ \				•		-								+		
	$\overline{}$	負担水準0.05以上0.1未満 負担水準0.05未満		4	0		-								+		
		負担小平0.09木個    計		6		0	١	0				0			0		0
鉄		負担水準1.0以上			0	U		U				U			U		0
		負担水準0.95以上1.0未満		8											+		
	_	負担水準0.9以上0.95未満			0										+		
	én.	負担水準0.85以上0.9未満		0											+		
動	灯	負担水準0.8以上0.85未満			0										+		
1/4	<i>I</i>	負担水準0.75以上0.8未満		2											+		
	住	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0										$\top$		
	-4-	負担水準0.65以上0.7未満		4											$\top$		
-34-	宅	負担水準0.6以上0.65未満		5											T		
道		負担水準0.55以上0.6未満	_	6											T		
	用	負担水準0.5以上0.55未満		7													
	Life	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0										T		
	地	負担水準0.4以上0.45未満		9	_										T		
用		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0										T		
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	8	1	0												
		負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0												-
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0												
地		負担水準0.15以上0.2未満	8	4	0												-
715	人	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0												
		負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0												-
	-	負担水準0.05未満	8	7	0												
		計	8	8	0	0	)	0				0			0		0

地1	方グ	〉共 🛭	]]体:	コー	ド	表 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	0

# 第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b>——</b>				(1)		(2)	(3)	(4)	(5)	
		区 分	行	番	묽	納税義務者数		地 積	決定価格	課税標準額	筆 数	攵
			9	ш	.,	12 (人)	24		39 (千円)	( 1 1 1 7		筆) 80
	宅	負担水準0.7超		1		8, 446		8, 723, 712	57, 092, 938	39, 965, 051	16,	, 525
	七	負担水準0.65以上0.7以下		2	·	1, 016		646, 240	7, 508, 847	5, 129, 632	1,	, 577
	地	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	362		797, 873	1, 921, 855	1, 206, 386		651
	11.	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	79		46, 073	547, 996	328, 798		110
	比	負担水準0.5以上0.55未満		5		48		33, 574	263, 132	151, 291		66
	準	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	56		74, 445	141, 328	74, 165		122
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0	12		43, 678	302, 530	142, 680		38
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0	16		18, 340	169, 935	70, 586		20
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0	10		12, 766	319, 040	121, 969		16
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	28		27, 702	248, 332	84, 175		42
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	1	1	0	4		1, 503	11, 414	3, 019		6
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0	5		7, 462	25, 850	5, 955		6
	II	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0	5		19, 218	20, 928	4, 186		6
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0	2		949	5, 625	1, 125		4
	$\smile$	負担水準0.05未満	1	5	0	1		60	596	119		1
D		計		6		10, 090		10, 453, 595	68, 580, 346	47, 289, 137	19,	, 190
	宅	負担水準0.7超	1	7	0	1, 578		18, 014, 832	98, 148, 340	68, 703, 258	11,	, 707
	七	負担水準0.65以上0.7以下	1	8	0	297		2, 487, 331	77, 097, 568	52, 228, 353	3,	, 186
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	102		642, 937	12, 758, 077	8, 106, 220		369
	LL	負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	26		126, 247	2, 495, 591	1, 497, 355		79
	比	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	23		35, 798	490, 084	276, 018		58
	準	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0	24		87, 254	1, 190, 322	618, 384		213
		負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0	11		18, 783	507, 142	246, 231		65
tile.	土	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0	6		3, 516	84, 304	36, 552		9
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0	15		48, 142	1, 443, 820	570, 050		33
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0	11		15, 024	810, 002	274, 749		23
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0	2		3, 317	104, 499	26, 422		4
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0	10		14, 556	39, 342	8, 838		12
		負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0	3		1,857	2, 040	408		4
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0	1		6, 022	26, 709	5, 342		10
	$\smile$	負担水準0.05未満	_	1		2		118	2, 061	412		2
		計	3	2	0	2, 111		21, 505, 734	195, 199, 901	132, 598, 592	15,	, 774

地 1	方グ	大人	]]体:	コー	ド	表看 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	0

# 第10表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき) (法定免税点以上のもの)

		<del></del>				(1)		(2)	(3)	(4)	(!	5)
		区 分	行	番	号	納税義務者数	‡	也積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>r</u>	9	宙	ク	12 (人)		$(m^2)$	39 (千円)		69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3	3	0	2, 377		4, 264, 852	234, 587	234, 587		6, 482
		負担水準0.95以上1.0未満	3	4	0	121		74, 653	5, 931	5, 931		224
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3	5	0	51		33, 026	2, 366	2, 313		109
		負担水準0.85以上0.9未満	3	6	0	77		54, 147	5, 297	4, 891		136
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3	7	0	73		32, 361	3,606	3, 110		106
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3	8	0	113		61, 666	4,067	3, 363		194
	淮	負担水準0.7以上0.75未満	3	9	0	167		158, 624	12, 142	9, 300		323
	7	負担水準0.65以上0.7未満	4	0	0	294		493, 538	38, 751	27, 864		590
	4-	負担水準0.6以上0.65未満	4	1	0	31		6, 765	572	384		45
		負担水準0.55以上0.6未満	4	2	0	38		8, 212	864	538		45
$\sigma$	地	負担水準0.5以上0.55未満	4	3	0	389		75, 062	8, 219	4, 860		552
0)	地	負担水準0.45以上0.5未満	4	4	0	18		11, 281	655	347		20
	13.1	負担水準0.4以上0.45未満	4	5	0	28		6, 400	2, 627	1, 259		31
	以	負担水準0.35以上0.4未満	4	6	0	13		880	46	20		16
		負担水準0.3以上0.35未満	4	7	0	32		10, 001	1, 122	447		46
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4	8	0	6		210	20	6		6
他		負担水準0.2以上0.25未満	4	9	0	4		318	1,833	465		4
,_	$\mathcal{O}$	負担水準0.15以上0.2未満	5	0	0	3		107	11	3		3
		負担水準0.1以上0.15未満	5	1	0							
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5	2	0							
		負担水準0.05未満	5	3	0							
	地	計	5	4	0	3, 835		5, 292, 103	322, 716	299, 688		8, 932
	本則	こよる課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5	5	0	231, 850	11	18, 060, 734	2, 348, 373, 028	427, 833, 417		319, 211
総	引き	下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5	6	0	38, 892	[	55, 150, 457	1, 671, 712, 388	1, 150, 142, 584		80, 731
/JAC2	税負:	旦据置のもの	5	7	0	106, 770	4	27, 297, 539	2, 721, 238, 638	962, 277, 500		138, 956
<b>∌</b> 1.	上記.	以外で負担水準0.2未満を除いたもの	5	8	0	25, 294		7, 358, 629	660, 752, 672	126, 449, 679		33, 378
計	負担:	水準0.2未満	5	9	0	33		50, 499	127, 692	27, 446		49
		計	6	0	0	402, 839	20	07, 917, 858	7, 402, 204, 418	2, 666, 730, 626		572, 325

1 担	方を	大人	]]体:	コー	ド	表都 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	1

## 第11表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道	府 県 名	兵庫県	
市町	村 名	神戸市	

		<b>——</b>					(1)		(2)	(3)		(4)		(5)	
		区	分	行 9	番	号	納税義務者数 (人)	24	地 積 (㎡)	定価格(千円)	課 54	! 税 標 準 額 (千円)	<b>₫</b> 69	筆 数	文 (筆) <sub>80</sub>
		本則	負担水準1.0以上	0	1	0									
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0									
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	0	3	0									
_		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4										
			負担水準0.6以上0.7未満		5										
	田		負担水準0.5以上0.6未満		6										
般	, .		負担水準0.4以上0.5未満		7										
川又		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	0	8	0									
			負担水準0.2以上0.3未満		9										
			負担水準0.1以上0.2未満		0										
市			負担水準0.1未満		1										
			計		2		0		0	(	)	0			0
		本則	負担水準1.0以上		3										
41		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		4										
街		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	1	5	0									
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		6										
			負担水準0.6以上0.7未満		7										
化	畑		負担水準0.5以上0.6未満		8										
14	ΛЩ		負担水準0.4以上0.5未満		9										
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	2	0	0									
			負担水準0.2以上0.3未満		1										
区			負担水準0.1以上0.2未満		2										
			負担水準0.1未満		3										
			計		4		0		0	(	)	0			0
4-1		本則	負担水準1.0以上		5		0		0	(	4	0			0
域		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		6		0		0	(		0			0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		7		0		0	(		0			0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		8		0		0	(		0			0
農			負担水準0.6以上0.7未満		9		0		0	(	1	0			0
112	計		負担水準0.5以上0.6未満		0		0		0	(		0			0
			負担水準0.4以上0.5未満		1		0		0	(	4	0			0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		2		0		0	(		0			0
地			負担水準0.2以上0.3未満		3		0		0	(		0			0
			負担水準0.1以上0.2未満		4		0		0	(		0			0
			負担水準0.1未満		5		0		0	(		0			0
			計	3	6	0	0		0	(	)	0			0

坦	方々	大之	団体:	<b>1</b> —	ド	表 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	1

#### 第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道	府 県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市

		<u> </u>					(1)		(2)		(3)	(4)		(	5)
		X	分	行 9	番 -	号	納税義務者数 12 (人)	24	地 積 (㎡)	決 39	定 価 格 (千円)	課 税 標 準 54 (千円		筆 9	数 (筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	3	7	0									
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	3	8	0									
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	3	9	0									
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満	4	0	0									
			負担水準0.6以上0.7未満	4	1	0									
	ш		負担水準0.5以上0.6未満	4	2	0									
介	田		負担水準0.4以上0.5未満	4	3	0									
刀		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	4	4	0									
			負担水準0.2以上0.3未満	4	5	0									
			負担水準0.1以上0.2未満	4	6	0									
			負担水準0.1未満	4	7	0									
			<u>.</u> 計	4	8	0	0		0		0		0		0
		本則	負担水準1.0以上	4	9	0									
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		0										
在		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満	5	1	0									
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		2										
			負担水準0.6以上0.7未満	5	3	0									
	畑		負担水準0.5以上0.6未満		4										
	ДЩ		負担水準0.4以上0.5未満		5										
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満	5	6	0									
			負担水準0.2以上0.3未満		7										
農			負担水準0.1以上0.2未満		8										
			負担水準0.1未満		9										
			計	6	0	0	0		0		0		0		0
		本則	負担水準1.0以上		1		0		0		0		0		0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満		2		0		0		0		0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.9未満		3		0		0		0		0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満		4		0		0		0		0		0
地			負担水準0.6以上0.7未満		5		0		0		0		0		0
70	計		負担水準0.5以上0.6未満		6		0		0		0		0		0
			負担水準0.4以上0.5未満		7		0		0		0		0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満		8		0		0		0		0		0
			負担水準0.2以上0.3未満		9		0		0		0		0		0
			負担水準0.1以上0.2未満		0		0		0		0		0		0
			負担水準0.1未満		1		0		0		0		0		0
			計	7	2	0	0		0		0		0		0

1 担	方々	ド	表番号				
2	8	1	0	0	0	1	1

#### 第11表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都這	道 府 県	名	兵庫県
市	町 村	名	神戸市

		<del></del>		(1)	(2)	(3)	(4)	(	(5)
		区    分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課 税 標 準 額	筆	数
		7	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則	7 3 0	7, 167	35, 907, 181	5, 058, 613	5, 058, 613		35, 396
		負担調整率1.025	7 4 0	2, 278	5, 519, 612	803, 173	793, 880		8, 250
	Ш	負担調整率1.05	7 5 0	527	918, 368	134, 231	123, 131		1, 432
_	Щ	負担調整率1.075	7 6 0	104	101, 389	15, 249	12, 418		219
		負担調整率1.10	7 7 0	160	156, 001	23, 275	14, 614		318
		計	7 8 0	10, 236	42, 602, 551	6, 034, 541	6, 002, 656		45, 615
般		本則	7 9 0	2, 649	3, 911, 544	274, 342	274, 342		5, 428
<b>列又</b>		負担調整率1.025	8 0 0	1, 471	999, 717	70, 830	69, 332		2, 955
	畑	負担調整率1.05	8 1 0	251	123, 573	8,860	8, 219		390
	ΛЩ	負担調整率1.075	8 2 0	31	9, 510	682	549		43
農		負担調整率1.10	8 3 0	31	12,672	909			44
,- 4		計	8 4 0	4, 433	5, 057, 016	355, 623	353, 108		8,860
		本則	8 5 0	9, 816	39, 818, 725	5, 332, 955	5, 332, 955		40,824
		負担調整率1.025	8 6 0	3, 749	6, 519, 329	874, 003	863, 212		11, 205
地	計	負担調整率1.05	8 7 0	778	1, 041, 941	143, 091	131, 350		1,822
	PΙ	負担調整率1.075	8 8 0	135	110, 899	15, 931	12, 967		262
		負担調整率1.10	8 9 0	191	168, 673	24, 184	15, 280		362
		計	9 0 0	14, 669	47, 659, 567	6, 390, 164	6, 355, 764		54, 475

地 1	地方公共団体コード							
2	8	1	0	0	0	1	2	

# 第12表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		<b>——</b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	)
		区 分	行 番	号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		7,	9 1,1 H	.,	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	0 1	0	7, 167	35, 907, 181	5, 058, 613	5, 058, 613		35, 396
		負担調整率1.025	0 2	0	2, 278	5, 519, 612	803, 173	793, 880		8, 250
		負担調整率1.05	0 3	0	527	918, 368	134, 231	123, 131		1, 432
	ш	負担調整率1.075	0 4	0	104	101, 389	15, 249	12, 418		219
		負担調整率1.10	0 5	0	160	156, 001	23, 275	14, 614		318
合		計	0 6	0	10, 236	42, 602, 551	6, 034, 541	6, 002, 656		45, 615
П		本則	0 7	0	2, 649	3, 911, 544	274, 342	274, 342		5, 428
		負担調整率1.025	0 8	0	1, 471	999, 717	70, 830	69, 332		2, 955
		負担調整率1.05	0 9	0	251	123, 573	8,860	8, 219		390
	ΛЩ	負担調整率1.075	1 0	0	31	9, 510	682	549		43
		負担調整率1.10		0	31	12, 672				44
計		計	1 2	0	4, 433			353, 108		8,860
日日		本則	1 3		9, 816	39, 818, 725	5, 332, 955	5, 332, 955		40,824
		負担調整率1.025	1 4		3, 749	6, 519, 329	874, 003	863, 212		11, 205
	=-	負担調整率1.05	1 5	0	778	1, 041, 941	143, 091	131, 350		1,822
		負担調整率1.075	1 6	_	135	110, 899	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	12, 967		262
		負担調整率1.10	1 7	0	191	168, 673	24, 184	15, 280		362
		計	1 8	0	14, 669	47, 659, 567	6, 390, 164	6, 355, 764		54, 475

- 21 -

概調土一22

地 1	方グ	大学	]体:	コー	ド	表者 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	1	3

		<b>——</b>					(1)		(2)	(3)	(4)		(5)	)
		区	分	行	番	号	納税義務者数		地 積	決定価格	課 税 標 準 額		筆	数
		•		9		•	12 (人)	24	(m²)	39 (千円)	54 (千円)	69		(筆) 80
平		本則による(価格の3分の1)	課税がなされたもの		1		974		939, 860	14, 674, 872	4, 891, 900	į		2, 492
20		負担水準0.95以上1.0未満		0	2	0	57		23, 197	510, 751	,	j		86
20		負担水準0.9以上0.95未満		0	3	0	40		16, 998	398, 398	123, 728	j		50
以		負担水準0.85以上0.9未満			4		13		5, 755	182, 242				14
24		負担水準0.8以上0.85未満			5		7		4, 387	69, 164	19, 820			8
前		負担水準0.75以上0.8未満			6		3		1,867	23, 722	6, 405			4
Ø		負担水準0.7以上0.75未満			7		3		124	1, 402	358			3
'		負担水準0.65以上0.7未満			8		3		2, 273	43, 395	10, 528			3
課		負担水準0.6以上0.65未満			9		1		41	622	135	4		
<b>~</b> )(		負担水準0.55以上0.6未満			0							┺		
税	Ħ	負担水準0.5以上0.55未満			1		1		5	131				j
分		負担水準0.45以上0.5未満			2		3		1, 687	25, 953	4, 673	ч_		
//		負担水準0.4以上0.45未満			3							ـــــ		
カュ		負担水準0.35以上0.4未満			4							┺		
		負担水準0.3以上0.35未満			5		1		182	9, 040	1, 197	┷		
6		負担水準0.25以上0.3未満			6							┷		
新		負担水準0.2以上0.25未満			7							┷		
材		負担水準0.15以上0.2未満			8							┷		
た		負担水準0.1以上0.15未満			9							┷		
, -		負担水準0.05以上0.1未満			0							┷		
に		負担水準0.05未満	-1		1		1 100		000.050	45 000 000	5 000 001	_		0 001
			計 mrxx > 2		2		1, 106		996, 376	15, 939, 692	5, 280, 881	_		2, 667
市		本則による(価格の3分の1)	<b>巣柷かなされたもの</b>		3		592		192, 941	4, 975, 334	1, 658, 848			881
街		負担水準0.95以上1.0未満			4		38		18, 687	695, 917	227, 743	_		56
123		負担水準0.9以上0.95未満			5		24		7, 110	208, 938	64, 501 142, 141			26 21
化		負担水準0.85以上0.9未満			6		16	-	7, 293	473, 804	,			
		負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満			7 8		1		825 29	38, 751 509	11, 000 143	_		
区		負担水準0.7以上0.75未満			9		3		118	1, 558	397	_		
域		負担水準0.65以上0.7未満			0		ე		36	1, 201	295			
坝		負担水準0.6以上0.65未満			1		1	-	30	1, 201	290	+		
農		負担水準0.55以上0.6未満			2							+		
		負担水準0.5以上0.55未満			3							+		
地	畑	負担水準0.45以上0.5未満			4							+		
1.		負担水準0.4以上0.45未満			5							+		
と		負担水準0.35以上0.4未満			6							+		
な		負担水準0.3以上0.35未満			7							+		
.6		負担水準0.25以上0.33未満			8							+		
つ		負担水準0.2以上0.25未満			9							1		
,		負担水準0.15以上0.2未満			0							+		
た		負担水準0.1以上0.15未満			1							+		
₽		負担水準0.05以上0.1未満			2							1		
D		負担水準0.05未満			3							+		
$\sigma$		ス1二/1・十0・00/Nimi	<u>=</u> +		4		682		227, 039	6, 396, 012	2, 105, 068	<b>,</b>		996

地	方グ	大人	]体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	3

	<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行 番 号	納税義務者数 12 (人)	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 <sup>(筆)</sup> 80
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	1, 566	1, 132, 801	19, 650, 206	6, 550, 748	3, 373
20	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	95	41, 884	1, 206, 668	395, 182	142
以	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	64	24, 108	607, 336	188, 229	76
前の	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	29	13, 048	656, 046	196, 813	35
課	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	14	5, 212	107, 915	30, 820	15
税	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	4	1, 896	24, 231	6, 548	5
分かり	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	6	242	2, 960	755	6
<i>b</i>	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	4	2, 309	44, 596	10, 823	4
新	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	1	41	622	135	1
た	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
に   市   。	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	1	5	131	26	1
街	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	3	1, 687	25, 953	4, 673	4
化	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
区域	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
農	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	1	182	9, 040	1, 197	1
地	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
とな	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
つ	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
た	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
\$ 0	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
	計	6 6 0	1,788	1, 223, 415	22, 335, 704	7, 385, 949	3, 663

地	方グ	洪区	]体:	コー	ド	表章 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	4

		<b>_</b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行番号	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 69 (筆)80
_		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0 1 0		1, 846			09 (=)/00
平		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0		1,010	20, 120	1,011	
21		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
Ø		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
課		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
****		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
カュ	田	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
6		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
÷er-		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
た		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
/ <u>~</u>		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
に		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
10		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
市		負担水準0.05未満	2 1 0					
.,,*		計	2 2 0	2	1,846	26, 428	7, 047	
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	2 3 0	2	2, 126	67, 582	18,021	
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0			·		
化		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	1	614	18, 934	5,050	
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
域		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
ette		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
農		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
抴		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
TIE.	畑	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
と	冮	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
_		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
な		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
. 6		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
つ		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
ŧ		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
		負担水準0.05未満	4 3 0					
の		<del>1</del>	4 4 0	3	2,740	86, 516	23, 071	

地1	方グ	大人	]体:	コー	ド	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	4	

区	分	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
本則による(価格の3分の	01) 課税がかされたもの	(人)	(m²) 3, 972	(千円) 94, 010	(千円) 25,068	(筆
争則による (価格の3分の 負担水準0.95以上1.0未		0	0, 312	0	0	
負担水準0.9以上0.95未		0	0	0	0	
負担水準0.85以上0.9未		0	0	0	0	
負担水準0.8以上0.85未		1	614	18, 934	5,050	
負担水準0.75以上0.8末		0	0	0	0	
負担水準0.7以上0.75未	満	0	0	0	0	
負担水準0.65以上0.7未	尚	0	0	0	0	
負担水準0.6以上0.65未	尚	0	0	0	0	
負担水準0.55以上0.6未	尚	0	0	0	0	
負担水準0.5以上0.55未 計	満	0	0	0	0	
負担水準0.45以上0.5未	苘	0	0	0	0	
負担水準0.4以上0.45未	満	0	0	0	0	
負担水準0.35以上0.4未	満	0	0	0	0	
負担水準0.3以上0.35未	<b>茜</b>	0	0	0	0	
負担水準0.25以上0.3未	満	0	0	0	0	
負担水準0.2以上0.25未		0	0	0	0	
負担水準0.15以上0.2未		0	0	0	0	
負担水準0.1以上0.15未		0	0	0	0	
負担水準0.05以上0.1未	尚	0	0	0	0	
負担水準0.05未満		0	0	0	0	
	計	5	4, 586	112, 944	30, 118	1

地	方グ	洪区	]]体:	コー	k	表章 7	番号 8
2	8	1	0	0	0	1	4

		<b></b>				(1)		(2)	(3)		(4)		(5)	
		区 分	行	į	番 号	納税義務者数 12 (人)		地 積 (㎡)	定 価 格 (千円)		税標準額 (千円)	69	筆	数 (筆) <sub>80</sub>
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	D 4		5 0			2, 505	98, 89		19, 778			4
平		負担水準0.95以上1.0未満		(	3 0			•	•		•			
22		負担水準0.9以上0.95未満	4	,	7 0									
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8	3 0									
0)		負担水準0.8以上0.85未満	4	(	9 0									
am		負担水準0.75以上0.8未満	5	(	0									
課		負担水準0.7以上0.75未満	5		1 : 0									
税		負担水準0.65以上0.7未満			2 0									
196		負担水準0.6以上0.65未満			3 0									
分		負担水準0.55以上0.6未満			4 0									
	田	負担水準0.5以上0.55未満			5 0									
カュ	щ	負担水準0.45以上0.5未満		•	3 : 0									
		負担水準0.4以上0.45未満		•	7 0									
ら		負担水準0.35以上0.4未満			3 0									
新		負担水準0.3以上0.35未満			9 0									
利		負担水準0.25以上0.3未満		-	0									
た		負担水準0.2以上0.25未満			1 0									
, _		負担水準0.15以上0.2未満			2 0		-							
12		負担水準0.1以上0.15未満			3 0									
		負担水準0.05以上0.1未満			4 0		-							
市		負担水準0.05未満計		_	5 0	G	,	0 505	00.00	)	10.770			
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		•	3 0 7 0	1	3	2, 505 300	98, 89 14, 48		19, 778 2, 897			4
1封		本則による(価格の3分の1) 課税がなされたもの   負担水準0.95以上1.0未満			3 0		-	300	14, 40	)	2, 091			
化		負担水準0.9以上0.95未満			9 0		+			<b>-</b>		-		
,,,		負担水準0.85以上0.9未満		•	0 0									
区		負担水準0.8以上0.85未満		-	1 0									
		負担水準0.75以上0.8未満			2 0		+			+				
域		負担水準0.7以上0.75未満			3 : 0		1			1				
r#H		負担水準0.65以上0.7未満			4 0		1							
農		負担水準0.6以上0.65未満			5 0		1							
抽		負担水準0.55以上0.6未満			3 0		1							
	.Lm	負担水準0.5以上0.55未満			7 0									
ک	畑	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	3 0									
		負担水準0.4以上0.45未満	7	(	9 0									
な		負担水準0.35以上0.4未満	8	(	0 (									
2		負担水準0.3以上0.35未満	8		1 0									
_		負担水準0.25以上0.3未満			2 0									
た		負担水準0.2以上0.25未満			3 0									
/_		負担水準0.15以上0.2未満			1 0									
₽		負担水準0.1以上0.15未満		•	5 0									
		負担水準0.05以上0.1未満		•	6 0									
0)		負担水準0.05未満		•	7 0									
		## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	8	8	3 0	1		300	14, 48	5	2, 897			1

地 1	方グ	共区	]体:	コー	ド	表番号 7 8			
2	8	1	0	0	0	1	4		

	区 分	納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆 数
,	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	2, 805	113, 376		(革)
Ž 2	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	
)	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
Ę.	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
Ź	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
Ì	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
7	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
r T	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
<u> </u>	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
î l	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
Ī I	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
<u> </u>	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
Ì	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
<u> </u>	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
1	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
_	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
)	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
)	計	4	2,805	113, 376	22,675	

- 地 1	方グ	类区	]体:	コー	K	表章 7	番号
2	8	1	0	0	0	1	5

		<b></b>					(1)	(2)		(;	3)	(4)			(5)	
		区	分	行	番 号		納税義務者数 12 (人)	地 積 (㎡)		定	価 格 (千円)	. 標 準 (千		筆 39	<i></i>	〔 奎) 80
		本則による(価格の3分の1)課税2	ぶなされたもの	0	1 0		4	 2, 26			66, 811		3, 908			
平		負担水準0.95以上1.0未満		0	2 0	)										
23		負担水準0.9以上0.95未満		0	3 0	)										
		負担水準0.85以上0.9未満		0	4 0	)										
の		負担水準0.8以上0.85未満			5 0											
<b>⇒</b> m		負担水準0.75以上0.8未満		0	6 0	)										
課		負担水準0.7以上0.75未満		0	7 0	)										
税		負担水準0.65以上0.7未満			8 0	_										
196		負担水準0.6以上0.65未満			9 0											
分		負担水準0.55以上0.6未満			0 0	_										
	Ш	負担水準0.5以上0.55未満			1 0											
カュ	щ	負担水準0.45以上0.5未満			2 0											
		負担水準0.4以上0.45未満			3 0											
ら		負担水準0.35以上0.4未満			4 0											
新		負担水準0.3以上0.35未満			5 0											
利		負担水準0.25以上0.3未満			6 0											
た		負担水準0.2以上0.25未満			7 0											
/_		負担水準0.15以上0.2未満			8 0											
に		負担水準0.1以上0.15未満			9 0											
		負担水準0.05以上0.1未満			0 0	_										
市		負担水準0.05未満			1 0			0.00			22 211		000			
/+-		計	1945 6 15 4 A D		2 0		4	2, 26	2		66, 811	8	3, 908			ŧ
街		本則による(価格の3分の1)課税が	かなされたもの		3 0				1							
化		負担水準0.95以上1.0未満			4 0				-							
16		負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満			5 0 6 0				-							
区		負担水準0.8以上0.85未満			7 0	_			+							
·		負担水準0.75以上0.8未満			8 0											
域		負担水準0.7以上0.75未満			9 0	_										
		負担水準0.65以上0.7未満			0 0		2	4, 68	3		114, 338	96	2, 884			
農		負担水準0.6以上0.65未満			1 0		2	4,00			114, 550	22	, 004			
抽		負担水準0.55以上0.6未満			2 0				+							
TE		負担水準0.5以上0.55未満			3 0				1							
と	畑	負担水準0.45以上0.5未満			4 0											
		負担水準0.4以上0.45未満			5 0											
な		負担水準0.35以上0.4未満			6 0				1							
_		負担水準0.3以上0.35未満			7 0				1							
つ		負担水準0.25以上0.3未満			8 0				1							
+-		負担水準0.2以上0.25未満			9 0				1							
た		負担水準0.15以上0.2未満			0 0	_			1							
₽		負担水準0.1以上0.15未満			1 0				1							
J		負担水準0.05以上0.1未満		4	2 0	)			1							
の		負担水準0.05未満			3 0				1							
		計		4	4 0	)	2	4, 68	3		114, 338	22	2, 884			Ç

地	方グ	共区	]体:	コー	ド	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	5	

	区 分	納税義務者数(人)	地 積 (㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
平	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	2, 262	66, 811	8,908	Ę
23	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	(
の	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
課	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
税	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
分	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
から	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
新	負担水準0.65以上0.7未満	2	4, 686	114, 338	22, 884	
た	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
12	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
市計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
街	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
化	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
区	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
域	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
農 地	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
논	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
な	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
2	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
た	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
£	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
0)	計	6	6, 948	181, 149	31, 792	

地	方グ	、共区	]体:	コー	ド	表看 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

		<b></b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
			9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)		69 (筆) 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4 5 0	4	7, 474	284, 980	18, 999	13
平		負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
24		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
_		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
の		負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
課		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
II/K		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
税		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
分		負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満	5 4 0 5 5 0					
	田	負担水準0.45以上0.55未満	5 6 0					
カゝ		負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
Ġ		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
.5		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
新		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
		負担水準0. 2以上0. 25未満	6 1 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
に		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
市		負担水準0.05未満	6 5 0					
113		計	6 6 0	4	7, 474	284, 980	18, 999	13
街		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	6 7 0	1	3, 678	84, 504	5, 634	6
		負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
化		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
-		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
区		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
域		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
75%		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
農		負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
地		負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
1.	畑	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
ح		負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
な		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
14		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
つ		負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	8 1 0 8 2 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	8 2 0					
た		負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
a.		負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
₽		負担水準0.05以上0.13木凋 負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
Ø		負担水準0.05未満	8 7 0					
V)		計	8 8 0	1	3, 678	84, 504	5, 634	6
	<u> </u>	H1	0 0 0	1	0,010	01,001	0,001	- 0

地1	方グ	大人	]体:	コー	ド	表看 7	§号 8
2	8	1	0	0	0	1	5

#### 第15表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

	区	納税義務者数	地 積 (㎡)	決 定 価 格	課税標準額	筆 数 (筆)
	本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	(人)	(m) 11, 152	(千円) 369, 484	(千円) 24,633	(章)
	負担水準0.95以上1.0未満	0	0	0	0	-
	負担水準0.9以上0.95未満	0	0	0	0	
	負担水準0.85以上0.9未満	0	0	0	0	
	負担水準0.8以上0.85未満	0	0	0	0	
	負担水準0.75以上0.8未満	0	0	0	0	
	負担水準0.7以上0.75未満	0	0	0	0	
	負担水準0.65以上0.7未満	0	0	0	0	
	負担水準0.6以上0.65未満	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満	0	0	0	0	
計	負担水準0.5以上0.55未満	0	0	0	0	
PI	負担水準0.45以上0.5未満	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05以上0.1未満	0	0	0	0	
	負担水準0.05未満	0	0	0	0	
ı	計	5	11, 152	369, 484	24, 633	

地 1	方グ	洪区	]]体:	コー	k	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	6	

#### 第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<del></del>				(1)		(2)	(3)	(4)	(5	5)
		区分	行	番	문	納税義務者数		地 積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>~</u>	9	ш	,,	12 (人)	24	$(m^2)$	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	0	1	0	987		953, 947	15, 151, 981	4, 946, 632		2, 518
		負担水準0.95以上1.0未満	0	2	0	57		23, 197	510, 751	167, 439		86
		負担水準0.9以上0.95未満	0	3	0	40		16, 998	398, 398	123, 728		50
		負担水準0.85以上0.9未満	0	4	0	13		5, 755	182, 242	54, 672		14
		負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	7		4, 387	69, 164			8
合		負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	3		1, 867	23, 722			4
		負担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	3		124	1, 402			3
		負担水準0.65以上0.7未満		8		3		2, 273	43, 395	10, 528		3
		負担水準0.6以上0.65未満		9		1		41	622	135		1
		負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0	0		0	(	0		0
	⊞	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	1		5	131			1
	Щ	負担水準0.45以上0.5未満	1	2	0	3		1, 687	25, 953	4, 673		4
		負担水準0.4以上0.45未満	1	3	0	0		0	(	0		0
		負担水準0.35以上0.4未満	1	4	0	0		0	(	0		0
		負担水準0.3以上0.35未満	1	5	0	1		182	9, 040	1, 197		1
		負担水準0.25以上0.3未満		6		0		0	(	0		0
		負担水準0.2以上0.25未満		7		0		0	(	0		0
		負担水準0.15以上0.2未満	1	8	0	0		0	(	0		0
		負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0	0		0	(	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0	0		0	(	0		0
		負担水準0.05未満	2	1	0	0		0	(	0		0
		計		2		1, 119		1, 010, 463	16, 416, 801	, ,		2, 693
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの		3		596		199, 045	5, 141, 906	, ,		890
		負担水準0.95以上1.0未満		4		38		18, 687	695, 917			56
		負担水準0.9以上0.95未満		5		24		7, 110	,	/		26
		負担水準0.85以上0.9未満		6		16		7, 293	473, 804	,		21
		負担水準0.8以上0.85未満		7		8		1, 439	57, 685			8
		負担水準0.75以上0.8未満		8		1		29	509			1
		負担水準0.7以上0.75未満		9		3		118	1, 558			3
		負担水準0.65以上0.7未満		0		3		4, 722	115, 539	23, 179		10
		負担水準0.6以上0.65未満		1		0	_	0	· ·	· ·		0
		負担水準0.55以上0.6未満		2		0		0	`			0
	畑	負担水準0.5以上0.55未満		3		0	_	0	,	· ·		0
	7.0	負担水準0.45以上0.5未満		4		0	_	0	`	, ,		0
		負担水準0.4以上0.45未満		5		0		0	`			0
		負担水準0.35以上0.4未満		6		0		0	`	, ,		0
		負担水準0.3以上0.35未満		7		0		0	`	,		0
		負担水準0.25以上0.3未満		8		0	_	0	`	0		0
計		負担水準0.2以上0.25未満		9		0		0	(	0		0
		負担水準0.15以上0.2未満		0		0		0	(	0		0
		負担水準0.1以上0.15未満		1	_	0	-	0	(	0		0
		負担水準0.05以上0.1未満		2		0	_	0	(	0		0
		負担水準0.05未満		3		0		0	(	0		0
		<b>⇒</b>	4	4	0	689		238, 443	6, 695, 856	2, 159, 554		1,015

地1	方グ	洪区	]体:	コー	ド	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	6	

#### 第16表 特定市街化区域農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		<b></b>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区分	行 9	番号	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筆 数 <sup>(筆)</sup> 80
		本則による(価格の3分の1)課税がなされたもの	4	5 0	1, 583	1, 152, 992	20, 293, 887	6, 632, 032	
		負担水準0.95以上1.0未満	4	6 0	95	41, 884	1, 206, 668	395, 182	142
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7 0	64	24, 108	607, 336	188, 229	76
		負担水準0.85以上0.9未満	4	8 0	29	13, 048	656, 046	196, 813	35
合		負担水準0.8以上0.85未満	4	9 0	15	5, 826	126, 849	35, 870	16
		負担水準0.75以上0.8未満		0 0	4	1, 896	24, 231	6, 548	5
		負担水準0.7以上0.75未満	5	1 0	6	242	2, 960	755	6
		負担水準0.65以上0.7未満		2 0	6	6, 995	158, 934	33, 707	13
		負担水準0.6以上0.65未満		3 0	1	41	622	135	1
		負担水準0.55以上0.6未満		4 0	0	0	0	0	0
	計	負担水準0.5以上0.55未満	5	5 0	1	5	131	26	1
	рΙ	負担水準0.45以上0.5未満	5	6 0	3	1, 687	25, 953	4,673	4
		負担水準0.4以上0.45未満	5	7 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.35以上0.4未満	5	8 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.3以上0.35未満	5	9 0	1	182	9, 040	1, 197	1
		負担水準0.25以上0.3未満	6	0 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.2以上0.25未満		1 0	0	0	0	0	0
計		負担水準0.15以上0.2未満	6	2 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.1以上0.15未満	6	3 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4 0	0	0	0	0	0
		負担水準0.05未満		5 0	0	0	0	0	0
		計	6	6 0	1,808	1, 248, 906	23, 112, 657	7, 495, 167	3, 708

地 1	方グ	、共区	]体:	コー	ド	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	7	

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	手 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区 分	行番号 9	田 12 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
10. 21. 21. 21. 21. 12. 22. 23.				557, 384		829	558, 213
( 日 本 放 送 協 会 ) 減額後の課税標準額				392, 812		581	393, 393
法 第 349 条 の 3 第 12 項 評価額の1/2の額	0 3 0			2, 663			2, 663
(登録有形文化財等の敷地) 減額後の課税標準額	0 4 0			1,864			1, 864
法 第 349 条 の 3 第 20 項 評価額の1/4の額	0 5 0						0
(特定地方交通線等)減額後の課税標準額	0 6 0						0
評価額の1/3の額	0 7 0						0
法 第 349 条 の 3 第 23 項   減額後の課税標準額	0 8 0						0
(農業・食品産業技術総合研究機構) 評価額の1/6の額	0 9 0						0
減額後の課税標準額	1 0 0						0
法 第 349 条 の 3 第 24 項 評価額の1/2の額	1 1 0						0
( 関 西 国 際 空 港 ) 減額後の課税標準額	1 2 0						0
法 第 349 条 の 3 第 28 項 評価額の1/2の額	1 3 0						0
( 中 部 国 際 空 港 ) 減額後の課税標準額	1 4 0						0
	1 5 0						0
法 附 則 第 15 条 第 5 項 減額後の課税標準額	1 6 0						0
(外貿埠頭公社の特定用途港湾 施設(H10.3.31まで取得分)) 評価額の4/5の額	1 7 0						0
減額後の課税標準額	1 8 0						0
法 附 則 第 15 条 第 14 項 評価額の1/2の額	1 9 0						0
( 並 行 在 来 線 ) 減額後の課税標準額	2 0 0						0
法 附 則 第 15 条 第 20 項 評価額の4/5の額	2 1 0						0
(成田国際空港) 減額後の課税標準額	2 2 0						0
	2 3 0			26, 999, 898			26, 999, 898
法 附 則 第 15 条 第 24 項 減額後の課税標準額	2 4 0			18, 899, 929			18, 899, 929
(外貿埠頭公社の民営化会社に 原 る 承 継 特 例 ) 対策26年 (外間・単語 (本質26年) 第一語 (の) (の) 第一語	2 5 0						0
減額後の課税標準額	2 6 0						0
法 附 則 第 15 条 第 25 項 評価額の1/2の額	2 7 0			4, 603, 377			4, 603, 377
(郵便事業・郵便局株式会社) 減額後の課税標準額	2 8 0			3, 530, 208			3, 530, 208
法 附 則 第 15 条 第 28 項 評価額の1/2の額	2 9 0						0
(重要無形文化財の公演施設の敷地) 減額後の課税標準額	3 0 0						0

地 1	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	7	

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	于 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地 目	行番号 9	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法 附 則 第 15 条 第 30 項 (外貿埠頭公社の民営化会社の	評価額の1/2の額	3 1 0						0
特定用途港湾施設)	減額後の課税標準額	3 2 0						0
法附則第15条の2第2項								0
(三島特例)	減額後の課税標準額	3 4 0						0
   法 附 則 第 15 条 の 3 第 1 項	評価額の3/5の額 減額後の課税標準額	3 5 0 3 6 0			52, 237 36, 566			52, 237 36, 566
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額	3 7 0			30, 300			0
	減額後の課税標準額	3 8 0						0
平成10年改正法附則第6条第9項	評価額の1/2の額	3 9 0						0
による旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	4 0 0						0
平成11年改正法附則第8条第8項	評価額の1/6の額	4 1 0						0
による旧法第349条の3第27項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	4 2 0						0
平成18年改正法附則第13条第9項	評価額の1/6の額	4 3 0						0
による旧法第349条の3第31項 (水資源開発機構)	減額後の課税標準額	4 4 0						0
平成18年改正法附則第13条	評価額の1/2の額	4 5 0						0
第18項による旧法附則第15条	減額後の課税標準額	4 6 0						0
第18項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設	評価額の1/5の額	4 7 0						0
(H10.4.1~H18.3.31取得分))	減額後の課税標準額	4 8 0						0
平成20年改正法附則第10条 第12項による旧法附則第15条 第15項(外貿埠頭公社の	評価額の1/2の額	4 9 0						0
特 定 用 途 港 湾 施 設 (H18.4.1~H20.3.31 取得分))	減額後の課税標準額							0
合 計	評価額	5 1 0	0	0	32, 215, 559		020	32, 216, 388
	減額後の課税標準額	5 2 0	0	0	22, 861, 379	0	581	22, 861, 960

± 1	方グ	、共区	団体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	7

#### 第17表 課税標準の特例等に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	地目	行番号 9	田 (千円)	畑 23 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 77
法附則第15条の8第2項	評 価 額	5 3 0			76, 446			76, 446
(新築貸家住宅敷地)	減額分に相当する 課 税 標 準 額	5 4 0			817			817
法附則第29条の5第7項		5 5 0		72, 151				72, 151
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課 税 標 準 額	5 6 0		15, 533				15, 533
法附則第29条の5第8項		5 7 0						0
(宅地化農地・徴収猶予)	徴収猶予分に相当する 課税標準額 市街化区域農地	5 8 0						0
法附則第29条の5第16項	市 田 化 区 域 展 地 と し て の 評 価 額 減 額 分 に 相 当 する	5 9 0						0
(宅地化農地・減額)	課税標準額	6 0 0						0
法附則第29条の5第17項 (宅地化農地・減額)	としての評価額 減額分に相当する	6 1 0						0
	課 税 標 準 額	6 2 0						0
法 附 則 第 55 条 第 4 項 (課税免除区域外となった土地	評価額 瀬額分に相当する	6 3 0						0
及び家屋に係る特例措置)	課税標準額	6 4 0						0
法 附 則 第 55 条 の 2 第 4 項 (課税免除区域外となった土地	評価額 減額分に相当する	6 5 0						0
及び家屋に係る特例措置)	課 税 標 準 額	6 6 0						0
法 附 則 第 55 条 の 2 第 6 項 (課税免除区域外となった土地 及び家屋に係る特例措置)		6 7 0 6 8 0						
法附則第55条の2第8項	<u>課税標準額</u> 評価額	6 9 0						
(課税免除区域外となった土地 及び家屋に係る特例措置)	減額分に相当する	7 0 0						
法附則第56条第1項	<u>課税標準額</u> 評価額	7 1 0						0
(東日本大震災による被災住宅 用 地 に 係 る 特 例 措 置)	減額分に相当する	7 2 0						0
法 附 則 第 56 条 第 10 項	<u>課税標準額</u> 評価額	7 3 0						0
(東日本大震災による被災代替 住宅用地に係る特例措置)	減額分に相当する	7 4 0						0
	課 税 標 準 額       評 価 額	7 5 0						0
(居住困難区域内住宅用地に 係る代替住宅用地の特例措置)	減額分に相当する 課税 標準額	7 6 0						0
改正法の規定によるもの	評 価 額	7 7 0						0
平成24年改正法附則第8条 第12項(旧法附則第56条第13項)	減額分に相当する 課 税 標 準 額	7 8 0						0

地1	方グ	共区	]体:	コー	K	表番号 7 8		
2	8	1	0	0	0	1	8	

# 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都 道 府	: 県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市

				(1)	(2) (3)					(4)	(5)	(6)		(7)		
						均		漬				決	定価	格	単位当力	こり価格
	区	分	行	番	号	評価総地積	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
			9			12 (m²)(イ)	23 (m²)	34 (m²) 45	9	9		12 (千円)(口)	23 (千円)			46 (円/m²)56
	介	在 田	0	1	0	36, 349	283	36, 066	0	1	1	637, 544	30	637, 514	17, 540	223, 146
	介	在 畑	0	2	0	69, 047	8, 598	60, 449	0	2	1	757, 452	674	756, 778	10, 970	65, 806
宅	地	介 在 山 林	0	3	0	4, 860, 674	188, 865	4, 671, 809	0	3	1	7, 060, 973	81, 857	6, 979, 116	1, 453	70, 000
農	地等	<b>介在山林</b>	0	4	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (平20以前参入分)	0	5	0	997, 048	672	996, 376	0	5	1	15, 946, 180	6, 488	15, 939, 692	15, 993	91, 300
市	H	特 定 市 農 (平21以後参入分)	0	6	0	14, 087	0	14, 087	0	6	1	477, 109	0	477, 109	33, 869	91, 300
街	Щ	上記以外	0	7	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	0
1-3		小 計	0	8	0	1, 011, 135	672	1, 010, 463	0	8	1	16, 423, 289	6, 488	16, 416, 801	16, 242	91, 300
化		特 定 市 農 (平20以前参入分)	0	9	0	227, 905	866	227, 039	0	9	1	6, 404, 517	8, 505	6, 396, 012	28, 102	162, 780
区	畑	特 定 市 農 (平21以後参入分)	1	0	0	11, 404	0	11, 404	1	0	1	299, 844	0	299, 844	26, 293	162, 780
	九四	上記以外	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0
域		小 計	1	2	0	239, 309	866	238, 443	1	2	1	6, 704, 361	8, 505	6, 695, 856	28, 015	162, 780
p###		特 定 市 農 (平20以前参入分)	1	3	0	1, 224, 953	1, 538	1, 223, 415	1	3	1	22, 350, 697	14, 993	22, 335, 704	18, 246	162, 780
農	計	特 定 市 農 (平21以後参入分)	1	4	0	25, 491	0	25, 491	1	4	1	776, 953	0	776, 953	30, 480	162, 780
地	pΙ	上記以外	1	5	0	0	0	0	1	5	1	0	0	0	0	0
		計	1	6	0	1, 250, 444	1, 538	1, 248, 906	1	6	1	23, 127, 650	14, 993	23, 112, 657	18, 496	162, 780

地	方公	共民	]]体:	コー	ド	表者 7	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	8

#### 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		-				(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
						課		準額	<u> </u>	Ě ·	数
	区	分	行 9	番	号	総額 (千円)	未満のもの	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点未満のもの(筆)	法定免税点 以上のもの <sup>(筆)</sup> 71
	介	在 田	0	1	2	437, 223				3	147
	介	在 畑	0	2	2	528, 914	657	528, 257	227	13	214
宅	地	介在山林	0	3	2	4, 818, 965	55, 317	4, 763, 648	5, 404	687	4, 717
農	地 等	6 介 在 山 林	0	4	2	0	0	0	0	0	0
		特 定 市 農 (平20以前参入分)	0	5	2	5, 283, 032	2, 151	5, 280, 881	2, 691	24	2, 667
市	Ħ	特 定 市 農 (平21以後参入分)	0	6	2	54, 732	0	54, 732	26	0	26
街	Щ	上記以外	0	7	2	0	0	0	0	0	0
		小 計	0	8	2	5, 337, 764	2, 151	5, 335, 613	2, 717	24	2, 693
化		特 定 市 農 (平20以前参入分)		9	2	2, 107, 816	2, 748	2, 105, 068	1, 032	36	996
区	畑	特 定 市 農 (平21以後参入分)	1	0	2	54, 486	0	54, 486	19	0	19
	λщ	上記以外	1	1	2	0	0	0	0	0	0
域		小 計	1	2	2	2, 162, 302	2, 748	2, 159, 554	1, 051	36	1, 015
農		特 定 市 農 (平20以前参入分)	1	3	2	7, 390, 848	4, 899	7, 385, 949	3, 723	60	3, 663
辰	計	特 定 市 農 (平21以後参入分)	1	4	2	109, 218	0	109, 218	45	0	45
地	ПΙ	上記以外	1	5	2	0	0	0	0	0	0
		計	1	6	2	7, 500, 066	4, 899	7, 495, 167	3, 768	60	3, 708

地1	方グ	/ 共区	]]体:	地方公共団体コード										
2	8	1	0	0	0	1	8							

#### 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			<b></b>				(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
							納	税	義	務	者	数
	区		分	行	番	무	各	区     分       法定免税点	別 法定免税点		る実数(法定免税点未)	
			),	11		J	総数	伝足児祝点	以上のもの	田 · 畑 別	適用区分別	全 体
				9			12 (人)	21 (人)		39 (人)	48 (人) 5	(人) 66
	介	在	$\blacksquare$	0	1	3	127	3	124			
	介	在	畑	0	2	3	178	13	165			
宅	地	介在	山林	0	3	3	2, 406	564	1,842			
農	地等	章 介	在山林	0	4	3	0	0	0			
		(平20.	定 市 農 以前参入分)	0	5	3	1, 069	24	1, 045			
市	⊞	特 (平21.	定 市 農 以後参入分)	0	6	3	12	0	12			
街	Щ	上	記以外	0	7	3	0	0	0			
1. 4				0	8	3				1,078		
化			定 市 農 以前参入分)	0	9	3	687	0	687			
区	畑	特 (平21.	定 市 農 以後参入分)	1	0	3	7	0	7			
	ХЩ	上	記以外	1	1	3	0	0	0			
域				1	2	3				694		
農		(平20.	定 市 農 以前参入分)	1	3	3					1, 487	
辰	計	特 (平21.	定 市 農 以後参入分)	1	4	3					19	
地	БI	上	記以外	1	5	3					0	
(注)				1		3		会計数値ではな				1, 497

(注) 17~19列の各欄の数値は、14列の数値の単純合計数値ではない。

1 地	方公	共民	]]体:	コー	ド	表習	昏号 8
2	8	1	0	0	0	1	9

# 第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

_				-			(1)	(2)	(3)	(4)				(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
		区	分	行 9	番	号	評価総地積 (m²)(イ)	決 定 個 総 額 <sup>(ロ)</sup>	法定免税点	千円) 法定免税点 以上のもの <sup>(二)</sup> 71		番	号	軽 減 課税標準の 特例によるも の 12 (ホ)	額 ( 千 負担調整措 置によるもの (へ)	I	(千円)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) 72 <sup>(リ)</sup> 80	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評		_	般 田	0	1	0	43, 847, 430	6, 204, 405	169, 864	6, 034, 541	0	1	1	0	31, 885		201, 749	141, 476	141
点		_	般畑	0	2	0	5, 489, 402	385, 823	30, 200	355, 623	0	2	1	0	2, 515		32, 715	70, 488	70
式評	(5	宅 宅地A	地 ・Bを除く)	0	3	0	97, 936, 153	7, 141, 230, 254	6, 083, 285	7, 135, 146, 969	0	3	1	3, 819, 161, 571	831, 669, 513		4, 656, 914, 369	73, 064	72, 917
価	i	一 般	设 山 林	0	4	0	81, 778, 056	1, 269, 852	145, 096	1, 124, 756	0	4	1	0	45		145, 141	15, 534	16
法		小	計	0	5	0	229, 051, 041	7, 149, 090, 334	6, 428, 445	7, 142, 661, 889	0	5	1	3, 819, 161, 571	831, 703, 958		4, 657, 293, 974		31, 212
	用費	地・農 ;)	(農業用施設  地+造成	0	6	0	551, 757	1, 799, 937	7, 492	1, 792, 445	0	6	1	0	703, 560		711, 052		3, 262
そ	区		(生産緑地地 近地・農地等 う)	0	7	0	3, 557	16, 808	0	16, 808	0	7	1	0	6, 493		6, 493		4, 725
0)	_	·般市街	7化区域農地	0	8	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0		0		0
他		上 記 地 目	以外の計の計	0	9	0	39, 530, 884	287, 690, 451	454, 354	287, 236, 097	0	9	1	17, 064	83, 992, 433	15, 540, 603	100, 004, 454		7, 278
		小	計	1	0	0	40, 086, 198	289, 507, 196	461, 846	289, 045, 350	1	0	1	17, 064	84, 702, 486	15, 540, 603	100, 721, 999		7, 222
		合	計	1	1	0	269, 137, 239	7, 438, 597, 530	6, 890, 291	7, 431, 707, 239	1	1	1	3, 819, 178, 635	916, 406, 444	15, 540, 603	4, 758, 015, 973		27, 639

<sup>(</sup>注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

<sup>2. 「</sup>宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

地	地方公共団体コード								
2	8	1	0	0	0	2	0		

#### 第20表 平成25年度に新たに法定免税点以上 になる見込みの土地に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

_		<b>→</b>																	
		(1)		(2)		(3)		(4)											
行番号	地	積	平 成	25 年 度 分 標 準 額	(イ)にも	系る平成24年	納ま	当 美 ≩	タ 老 粉	1	人	当	た	り	課	税	標	準	額
11 11 7	715	/[貝	課税	標準額	度分調	段 税 標 準 額	7NY 3 (1)	元 表 ①	力但奴		( .	イ)					(口)		
9	12	$(m^2)$	24	(千円)(イ)	37	(千円)(口)	50	(人	)(ハ) 5		(,	ハ)	(円)	(二)		_	(ハ)	(円)	)(ホ)
0 1 0		15, 988		4, 403		4, 047			14				314,	, 500				289,	, 071

Ⅱ 家屋に関する概要調書等報告書

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	2	1 8

#### 第21表 納税義務者数に関する調

- 42 -

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	-			(1)	(2)	(3)
個人・法人の別	区分	行番号	総数	(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
個	人	90 1 0	12	454, 327	9, 041	<sup>27</sup> 445, 286
法	人		35	18, 626	248	18, 378
計			58	472, 953	9, 289	73 463, 664

地	地方公共団体コード							
2	8	1	0	0	0	2	2	

# 第22表 総 括 表

都 道 府 県 名 兵庫県 —————— 市 町 村 名 神戸市

				<u> </u>		(1)		(2)			(3)		
Þ	分	行	番	号	棟	数	床	面	積 (㎡)	決	定価	i 格 (千円)	単位当たり価格 (円
木	総数	9	1	0	12 T	247, 522	20 工	24, 95	9, 435	31 + 5	88, 92	6, 955	23, 595
	法定免税点未満のもの	0	2	0	7	10, 485	オ	47	7, 476	D D	85	3, 021	1, 787
造	法定免税点以上のもの	0	3	0	ウ	237, 037	<b>д</b>	24, 48	1, 959	ъ 5	88, 07	3, 934	24, 022
木	総数	0	4	0	П	150, 367	ス (	62, 68	1, 119	<sup>3</sup> 3, 2	88, 53	2, 508	52, 464
造 以	法定免税点未満のもの	0	5	0	サ	902	セ	2	3, 124	チ	9	4, 120	4, 070
外	法定免税点以上のもの	0	6	0	シ	149, 465	У (	62, 65	7, 995	3, 2	88, 43	8, 388	52, 482
	総数	0	7	0		397, 889	8	37, 64	0, 554	3, 8	77, 45	9, 463	44, 243
計	法定免税点未満のもの	0	8	0		11, 387		50	0,600		94	7, 141	1, 892
	法定免税点以上のもの	0	9	0		386, 502	8	87, 13	9, 954	テ 3,8	76, 51	2, 322	44, 486
非調	果 税 家 屋	1	0	0		16, 134		8, 80	0, 380				

(参考)

実際免税点の額 200,000円

封	ħ,	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
2		8	1	0	0	0	2	3

# 第23表 所有者区分による家屋に関する調

		<b></b>	(1)	(2)	(3)	(4)		(5)	(6)	-
				が 原	有 ~	す る	家 屋	法人が所る	有する家屋	
2	分	行番号	棟数	床面積(㎡)	決 定 価 格 <sup>(千円)</sup>	課税標準額	単位当たり価格 (円)	棟 数	床面積(㎡)	
木	総数	90 1 0	<sup>12</sup> 241, 161	<sup>20</sup> 24, 205, 374	<sup>30</sup> 573, 496, 928	<sup>42</sup> 573, 490, 227	23, 693	6, 361	754, 061	
	法 定 免 税 点 未 満 の も の	0 2 0	10, 313	469, 793	835, 472	835, 472	1, 778	172	7, 683	
造	法定免税点以上のもの	0 3 0	230, 848	23, 735, 581	572, 661, 456	572, 654, 755	24, 127	6, 189	746, 378	
木	総数	0 4 0	121, 762	30, 742, 729	1, 506, 019, 142	1, 506, 019, 142	48, 988	28, 605	31, 938, 390	
造 以	法定免税点 未満のもの	0 5 0	802	19, 773	83, 198	83, 198	4, 208	100	3, 351	
外	法定免税点以上のもの	0 6 0	120, 960	30, 722, 956	1, 505, 935, 944	1, 505, 935, 944	49, 017	28, 505	31, 935, 039	
	総数	0 7 0	362, 923	54, 948, 103	2, 079, 516, 070	2, 079, 509, 369	37, 845	34, 966	32, 692, 451	
計	法定免税点未満のもの	0 8 0	11, 115	489, 566	918, 670	918, 670	1, 876	272	11, 034	
	法 定 免 税 点以 上 の も の	0 9 0	351, 808	54, 458, 537	2, 078, 597, 400	2, 078, 590, 699	38, 168	34, 694	32, 681, 417	
		<b></b>	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)	
		<i></i>	法人が	所有す	る家屋		合		計	
∑	分	行番号	決 定 価 格	課税標準額	単位当たり価格(円)	棟 数	床面積(㎡)	決定価格	課税標準額	単位当たり価格(円)
木	総数	<sup>9</sup> 0 1 1	15, 430, 027	15, 413, 530	20, 463	<sup>36</sup> 247, 522	24, 959, 435	<sup>54</sup> 588, 926, 955	588, 903, 757	23, 595
	法定免税点未満のもの	0 2 1	17, 549	17, 549	2, 284	10, 485	477, 476	853, 021	853, 021	1, 787
造	法定免税点以上のもの	0 3 1	15, 412, 478	15, 395, 981	20, 650	237, 037	24, 481, 959	588, 073, 934	588, 050, 736	24, 021
木	総数	0 4 1	1, 782, 513, 366	1, 771, 558, 383	55, 811	150, 367	62, 681, 119	3, 288, 532, 508	3, 277, 577, 525	52, 464
造以	法定免税点未満のもの	0 5 1	10, 922	10, 922	3, 259	902	23, 124	94, 120	94, 120	4, 070
外	法定免税点以上のもの	0 6 1	1, 782, 502, 444	1, 771, 547, 461	55, 817	149, 465	62, 657, 995	3, 288, 438, 388	3, 277, 483, 405	52, 482
	総数	0 7 1	1, 797, 943, 393	1, 786, 971, 913	54, 996	397, 889	87, 640, 554	3, 877, 459, 463	3, 866, 481, 282	44, 243
計	法定免税点未満のもの	0 8 1	28, 471	28, 471	2, 580	11, 387	500, 600	947, 141	947, 141	1, 892
	法定免税点以上のもの	0 9 1	1, 797, 914, 922	1, 786, 943, 442	55, 013	386, 502	87, 139, 954	3, 876, 512, 322	3, 865, 534, 141	44, 486

地	方公	.共区	団体	コー	- ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	2	4

# 第24表 木造家屋に関する調(その1)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

			(1)	(2)	(3)
区分			柯	į	数
家屋の種類	行	番号	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
専 用 住 宅	9	1 0	211, 273	5, 031	32 206, 242
共同住宅·寄宿舎	0	2 0	6, 487	22	6, 465
併 住宅部分1	0	3 0	3, 485	396	3, 089
用 その他の用の部分2		4 0	3, 485	396	3, 089
宅 計(棟数については 1の数値を記入	0	5 0	3, 485	396	3, 089
農家住宅	0	6 0	3, 243	603	2, 640
旅館・料亭・ホテル	0	7 0	292	0	292
事務所・銀行・店舗	0	8 0	2, 819	214	2, 605
劇場・病院	0	9 0	203	1	202
公 衆 浴 場	1	0 0	24	0	24
工場・倉庫	1	1 0	2, 561	235	2, 326
土 蔵	1	2 0	2, 765	366	2, 399
附属家	1	3 0	14, 370	3, 617	10, 753
合 計	1	4 0	247, 522	10, 485	<sup>†</sup> 237, 037

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	2	4

# 第24表 木造家屋に関する調(その2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					<b></b>	•	(	4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)			
			- A					床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
家。	量 の	種類	× 5.		番	号	総 (m²)	数 (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点以上のもの(㎡)(ハ)	総 額 (千円) (ニ)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円) (へ)	(二) (イ) (円)(ト)	(ホ) (ロ) (円) (チ)	(へ) (ハ) (円) (リ)
専	1 月	住	宅	90	1	1	12 a 21,	830, 584	<sup>23</sup> 276, 449	<sup>34</sup> 21, 554, 135	<sup>45</sup> 551, 147, 068	<sup>56</sup> 608, 195	<sup>67</sup> 550, 538, 873	25, 247	2, 200	25, 542
共同	司住	宅・:	寄 宿 舎	0	2	1	b 1,	097, 309	2, 354	1, 094, 955	23, 251, 930	5, 136	23, 246, 794	21, 190	2, 182	21, 231
併	住	宅 部	分 1	0	3	1		222, 466	14, 813	207, 653	2, 043, 258	35, 201	2, 008, 057	9, 185	2, 376	9, 670
用住	その	他の用	の部分 2	0	4	1		109, 572	7, 296	102, 276	1, 006, 381	17, 337	989, 044	9, 185	2, 376	9, 670
宅	(1	+	2) 計	0	5	1	С	332, 038	22, 109	309, 929	3, 049, 639	52, 538	2, 997, 101	9, 185	2, 376	9, 670
農	<b>姜</b> 家	住	宅	0	6	1	d	436, 270	55, 724	380, 546	1, 045, 236	38, 616	1, 006, 620	2, 396	693	2, 645
旅館	事・ 彩	· 亭 •	ホテル	0	7	1	е	60, 338	38	60, 300	875, 125	81	875, 044	14, 504	2, 132	14, 512
事務	新·	銀行	<ul><li>店舗</li></ul>	0	8	1		233, 559	6, 902	226, 657	4, 933, 776	22, 960	4, 910, 816	21, 124	3, 327	21,666
劇	場	• }	病 院	0	9	1	g	27, 283	50	27, 233	756, 598	69	756, 529	27, 731	1, 380	27, 780
公	\$	浴	場	1	0	1	h	5, 980	0	5, 980	77, 147	0	77, 147	12, 901	0	12, 901
エ	場	•	倉 庫	1	1	1	İ	197, 916	10, 917	186, 999	1, 296, 410	18, 635	1, 277, 775	6, 550	1, 707	6, 833
	土	j	蔵	1	2	1	j	98, 581	12, 259	86, 322	210, 750	12, 884	197, 866	2, 138	1, 051	2, 292
	附	属	家	1	3	1	k	639, 577	90, 674	548, 903	2, 283, 276	93, 907	2, 189, 369	3, 570	1, 036	3, 989
	合	İ	計	1	4	1	24,	959, 435	オ 477, 476	<sup>†</sup> 24, 481, 959	<sup>*</sup> 588, 926, 955	853, 021	588, 073, 934	23, 595	1, 787	24, 021

地	方公	:共区	団体	コー	-ド	表看	昏号
<sup>1</sup> 2	8	1	0	0	0	2	5

#### 第25表 木造以外の家屋に関する調 (1)事務所、店舗、百貨店、銀行

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	
区分					植		数			
	行	番	문	総	数	法定免税点	未満のもの			
構造別	7	Ħ	,,	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	456	19	26	33 0	456	47 53	
鉄筋コンクリート造	0	2	0	2, 512		2	0	2, 510		
鉄 骨 造	0	3	0	6, 277		25	0	6, 252		
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	1, 678		24	0	1,654		
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	155		1	0	154		
そ の 他	0	6	0			0	0			
計	0	7	0	11, 078	0	52	0	11,026	0	

		_	<b>&gt;</b>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(口)		総 (千円)(二)	法定免税点 未満のもの (千円) (ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	( <u>^)</u> ( <u>/</u> ^) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	3, 159, 315	23	3, 159, 315	<sup>45</sup> 272, 796, 016	56	67 272, 796, 016	86, 347	0	86, 347
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 466, 792	56	2, 466, 736	146, 594, 447	122	146, 594, 325	59, 427	2, 179	59, 428
鉄 骨 造	0	3	1	<sup>†</sup> 5, 087, 021	1, 118	5, 085, 903	369, 140, 588	3, 670	369, 136, 918	72, 565	3, 283	72, 580
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	179, 116	509	178, 607	3, 987, 062	3, 145	3, 983, 917	22, 260	6, 179	22, 305
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	1	オ 11,074	13	11,061	186, 286	200	186, 086	16, 822	15, 385	16, 824
その他	0	6	1	D	0			0		0	0	0
# <del> </del>	0	7	1	10, 903, 318	1, 696	10, 901, 622	792, 704, 399	7, 137	792, 697, 262	72, 703	4, 208	72, 714

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	2	6

#### 第26表 木造以外の家屋に関する調 (2)住宅、アパート

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

			>	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					柜			数	
	行	番	문	総	数	法定免税点	未満のもの		
構造別	-	Ħ	,5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	962	19	0	33 0	962	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	24, 774		108	0	24, 666	
鉄 骨 造	0	3	0	16, 905		60	0	16, 845	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	45, 110		51	0	45, 059	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	1, 341		12	0	1, 329	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	89, 092	0	231	0	88, 861	0

			<u> </u>	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの		総 額 (千円) (二)	法定免税点 未満のもの (千円)(ホ)	法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(ホ)</u> (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
	a		:	12 +		34	(1円)(一) 45	「一つ」(AV) 56	67 77	(日) (日)	(17) (7)	(円) (9)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	1	6, 287, 449				2, 066	392, 185, 969	62, 376	31, 785	62, 377
鉄筋コンクリート造	0	2	1	<sup>2</sup> 20, 561, 035	227	20, 560, 808	1, 159, 808, 893	4, 368	1, 159, 804, 525	56, 408	19, 242	56, 409
鉄 骨 造	0	3	1	3, 393, 664	2, 945	3, 390, 719	151, 346, 281	5, 309	151, 340, 972	44, 597	1, 803	44, 634
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	5, 844, 402	991	5, 843, 411	152, 343, 361	6, 289	152, 337, 072	26, 067	6, 346	26, 070
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	<sup>+</sup> 78, 640	220	78, 420	1, 125, 815	1, 493	1, 124, 322	14, 316	6, 786	14, 337
その他	0	6	1	<i>→</i>	0			0		0	0	0
<u></u>	0	7	1	36, 165, 190	4, 448	36, 160, 742	1, 856, 812, 385	19, 525	1, 856, 792, 860	51, 343	4, 390	51, 348

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
12	8	1	0	0	0	2	78

#### 第27表 木造以外の家屋に関する調 (3)病院、ホテル

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		<b>-</b>	-	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	문	総	数	法定免税点	未満のもの		以上のもの
構造別	17	н	.5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	90	1	0	65	19	26	33	40 65	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	538		1	0	537	
鉄 骨 造	0	3	0	312		0	0	312	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	55		0	0	55	
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	19		0	0	19	
そ の 他	0	6	0			0	0		
計	0	7	0	989	0	1	0	988	0

		<u> </u>	•	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
体 造 別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの		( <del>=</del> ) ( <del>/</del> )	(ホ) (ロ)	(\(\sigma\)
			=	(m²) (イ)	(m²) (口)	(m²) (/\)	(千円) (二)	(千円) (ホ)	(千円)(へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	1	759, 664	0	759, 664	70, 917, 451	0	70, 917, 451	93, 354	0	93, 354
鉄筋コンクリート造	0	2	1	970, 514	77	970, 437	72, 344, 018	109	72, 343, 909	74, 542	1, 416	74, 548
鉄 骨 造	0	3	1	365, 508	0	365, 508	31, 930, 202	0	31, 930, 202	87, 358	0	87, 358
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	۶ 10, 108	0	10, 108	324, 809	0	324, 809	32, 134	0	32, 134
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	f 1,087	0	1, 087	24, 187	0	24, 187	22, 251	0	22, 251
そ の 他	0	6	1	<u> </u>	0			0		0	0	0
計	0	7	1	2, 106, 881	77	2, 106, 804	175, 540, 667	109	175, 540, 558	83, 318	1, 416	83, 321

地	方公	:共区	団体	コー	- ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	2	8

#### 第28表 木造以外の家屋に関する調 (4)工場、倉庫、市場

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	1	ш	,5	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	121	19	26	33 0	120	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	17, 590		68	0	17, 522	
鉄 骨 造	0	3	0	9, 466		86	0	9, 380	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 056		96	0	2, 960	
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 181		87	0	3, 094	
そ の 他	0	6	0	1		0	0	1	
市市	0	7	0	33, 415	0	338	0	33, 077	0

		<u> </u>		(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	未満のもの		( <del>-</del> )	(ホ) (ロ)	( <u>^)</u> ( <u>/)</u>
				(m²) (1)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円) (二)	(千円)(ホ)	(千円) (へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	898, 783	15	898, 768	45, 862, 948	63	45, 862, 885	51, 028	4, 200	51, 029
鉄筋コンクリート造	0	2	1	2, 962, 458	1, 189	2, 961, 269	91, 607, 128	10, 888	91, 596, 240	30, 923	9, 157	30, 931
鉄 骨 造	0	3	1	8, 250, 432	4, 612	8, 245, 820	285, 964, 794	8, 117	285, 956, 677	34, 661	1, 760	34, 679
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	312, 623	3, 642	308, 981	2, 528, 154	12, 367	2, 515, 787	8, 087	3, 396	8, 142
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	84, 999	1, 513	83, 486	925, 245	10, 333	914, 912	10, 885	6, 829	10, 959
そ の 他	0	6	1	ネ 43	0	43	320	0	320	7, 442	0	7, 442
計	0	7	1	12, 509, 338	10, 971	12, 498, 367	426, 888, 589	41, 768	426, 846, 821	34, 126	3, 807	34, 152

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7	9

#### 第29表 木造以外の家屋に関する調 (5)その他

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

		<b>-</b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分					村			数	
区分	行	番	号	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
構造別	17	ш	7,7	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数	棟数	主たる用途 以外の棟数
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	12 22	19	26	33	40 22	47 53
鉄筋コンクリート造	0	2	0	7, 005		20	0	6, 985	
鉄 骨 造	0	3	0	2,079		17	0	2, 062	
軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	3, 590		182	0	3, 408	
れんが造 コンクリートブロック造	0	5	0	3, 097		61	0	3, 036	
そ の 他	0	6	0			0	0		
市市	0	7	0	15, 793	0	280	0	15, 513	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
横造別	行	番	号	総数	法定免税点未満のもの	以上のもの	総額	法定免税点未満のもの	以上のもの	( <del>=</del> ) ( <del>/</del> )	(ホ) (ロ)	(\(\sigma\)
	0			(m²) (イ)	(m²) (□)	(m²) (ハ)	(千円)(二)	(千円) (ホ)	(千円)(へ)	(円) (ト)	(円) (チ)	(円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	1	69, 823	0	69, 823	4, 441, 225	0	4, 441, 225	63, 607	0	63, 607
鉄筋コンクリート造	0	2	1	270, 518	308	270, 210	11, 603, 853	2, 906	11, 600, 947	42, 895	9, 435	42, 933
鉄 骨 造	0	3	1	468, 904	759	468, 145	18, 903, 861	1, 273	18, 902, 588	40, 315	1, 677	40, 378
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	132, 823	4, 002	128, 821	879, 926	16, 494	863, 432	6, 625	4, 121	6, 703
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	54, 324	863	53, 461	757, 603	4, 908	752, 695	13, 946	5, 687	14, 079
そ の 他	0	6	1		0			0		0	0	0
計	0	7	1	996, 392	5, 932	990, 460	36, 586, 468	25, 581	36, 560, 887	36, 719	4, 312	36, 913

地	方公	:共区	団体	コー	-ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	3	0

#### 第30表 木造以外の家屋に関する調 (6)合計

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

検  数   法定免税点未満のもの   法定免税点以上のもの   技定免税点以上のもの   技定免税点以上のもの   技定免税点   技定免税点以上のもの   技に合用途   大変   大変   大変   大変   大変   大変   大変   大			<b>-</b>		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
構造別	E //									
構造別 様数 宝元 る用途 様数 宝元 る用途 様数 宝元 る用途 様数 宝元 る用途 以外の棟数 株数 宝元 る用途 以外の棟数 鉄骨鉄筋コンクリート造 0 2 0 52,419 0 199 0 52,220 鉄 骨 造 0 3 0 35,039 0 188 0 34,851 軽量 鉄 骨造 0 4 0 53,489 0 353 0 53,136 161 0 7,632 そ の 他 0 6 0 1 0 0 0 0 1		行	釆	문	総	数	法定免税点	未満のもの	法定免税点	以上のもの
鉄骨鉄筋コンクリート造 0 1 0 1,626 0 1 0 1,625 鉄筋コンクリート造 0 2 0 52,419 0 199 0 52,220 鉄 骨 造 0 3 0 35,039 0 188 0 34,851 軽 量 鉄 骨 造 0 4 0 53,489 0 353 0 53,136 れんが造し 0 5 0 7,793 0 161 0 7,632 そ の 他 0 6 0 1 0 0 0 1	構造別	2	н	,,	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数	棟 数	主たる用途 以外の棟数
鉄 骨 造 0 3 0 35,039 0 188 0 34,851 軽 量 鉄 骨 造 0 4 0 53,489 0 353 0 53,136	鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	0	1, 626	19 0	26		1, 625	47 53 O
軽量鉄骨造の       4 0 53,489       0 353       0 53,136         れんが造コンクリートブロック造の       0 5 0 7,793       0 161       0 7,632         その他の       0 6 0 1 0 0 0 0 1	鉄筋コンクリート造	0	2	0	52, 419	0	199	0	52, 220	0
れんが造コンクリートブロック造 0 5 0 7,793     0 161 0 7,632       その他 0 6 0 1 0 0 0 1	鉄 骨 造	0	3	0	35, 039	0	188	0	34, 851	0
コンクリートブロック造     0     5     0     1,793     0     161     0     7,652       その他     0     6     0     1     0     0     0     1	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	53, 489	0	353	0	53, 136	0
	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	7, 793	0	161	0	7, 632	0
計 0 7 0 <sup>3</sup> 150, 367 0 <sup>4</sup> 902 0 <sup>5</sup> 149, 465	その他	0	6	0	1	0	0	0	1	0
	計	0	7	0	150, 367	0	902	0	149, 465	0

				(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)			
				床	面	積	決	定 価	格	単 位	当たり	価 格
区 分 構造別	行	番	号	総 数 (㎡) (イ)	法定免税点 未満のもの (㎡) (ロ)	法定免税点 以上のもの (㎡)(ハ)	総 額 (千円)(二)		法定免税点 以上のもの (千円)(へ)	(二) (イ) (円) (ト)	<u>(</u> ホ) (ロ) (円) (チ)	<u>(へ)</u> (ハ) (円) (リ)
鉄骨鉄筋コンクリート造	9	1	1	10	23	34	45	56	67 77		26, 613	
鉄筋コンクリート造	0	2	1	27, 231, 317	1, 857	27, 229, 460	1, 481, 958, 339	18, 393	1, 481, 939, 946	54, 421	9, 905	54, 424
鉄 骨 造	0	3	1	17, 565, 529	9, 434	17, 556, 095	857, 285, 726	18, 369	857, 267, 357	48, 805	1, 947	48, 830
軽 量 鉄 骨 造	0	4	1	6, 479, 072	9, 144	6, 469, 928	a 160, 063, 312	38, 295	160, 025, 017	24, 705	4, 188	24, 734
れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	1	230, 124	2, 609	227, 515	b 3, 019, 136	16, 934	3, 002, 202	13, 120	6, 491	13, 196
その他	0	6	1	43	0	43	320	0	320	7, 442	0	7, 442
計	0	7	1	62, 681, 119	23, 124	62, 657, 995	<sup>9</sup> 3, 288, 532, 508	94, 120	3, 288, 438, 388	52, 464	4, 070	52, 482

地	方公	:共区	団体	コー	-ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	18

# 第31表 新増分家屋に関する調 (1)木造家屋

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

				-				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
			<u> </u>	分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家身	量の種	<b>人</b> 類	\		行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円)(ハ)	うち増築分	中建築資評点数 <u>(ロ)</u> (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (イ) (円)
	専	用	住	宅	90	1	0	2, 982	18 39	<sup>24</sup> <sup>a</sup> 323, 131	1, 278	<sup>41</sup> 26, 652, 356	89, 198	<sup>60</sup> 22, 387, 979	74, 926	82, 482	69, 285
	共同住	宅	• 寄	宿舎	0	2	0	66	0	b 16, 547	0	1, 395, 044	0	1, 171, 837	0	84, 308	70, 819
新	併	用	住	宅	0	3	0	0	0	С 0	0	0	0	0	0	0	0
	農	家	住	宅	0	4	0	1	1	d 21	21	1, 335	1, 335	1, 121	1, 121	63, 571	53, 381
	旅館・	料亭	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	テル	0	5	0	0	0	е О	0	0	0	0	0	0	0
増	事務所	• 銀	と行・	店舗	0	6	0	28	1	f 2, 747	20	225, 287	757	189, 241	636	82, 012	68, 890
	劇場	•	病	院	0	7	0	2	0	g 314	0	25, 076	0	21, 064	0	79, 860	67, 083
	公	衆	浴	場	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分	工場	•	倉	庫	0	9	0	8	1	i 412	23	13, 121	925	11, 022	777	31, 847	26, 752
	土	•	蔵		1	0	0	0	0	j 0	0	0	0	0	0	0	0
	附	属		家	1	1	0	16	1	k 271	10	11, 023	207	9, 259	174	40, 675	34, 166
	合		計		1	2	0	3, 103	n 43	343, 443	1, 352	28, 323, 242	92, 422	23, 791, 523	77, 634	82, 469	69, 274

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	2

#### 第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その1)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

_		<b>———</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	_	✓ 区分		777	п	棟	数	床	面 積	再建築	費 評 点 数	決 定	価 格	単 位 当 た り 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋の	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総 数 (㎡) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	円建築賃託点数 ( <u>ロ)</u> (イ) (点)	(25)
	事務	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	1	0	12 0	18 0	24 7 0	33 0	41 0	51	60	70 79 O	0	0
	所・	鉄筋コンクリート造	0	2	0	2	1	7 548	225	50, 465	22, 326	54, 401	24, 067	92, 089	99, 272
	店	鉄 骨 造	0	3	0	58	4	<sup>†</sup> 102, 441	1, 193	9, 710, 362	151, 147	10, 467, 770	162, 936	94, 790	102, 183
	-	軽 量 鉄 骨 造	0	4	0	12	0	1, 082	0	61, 991	0	65, 463	0	57, 293	60, 502
新	百貨店	れ ん が 造 コンクリートブロック造	0	5	0	0	0	<del>7</del> 0	0	0	0	0	0	0	0
15/1		その他	0	6	0	0	0	<sup>力</sup>	0	0	0	0	0	0	0
	銀行	計	0	7	0	72	5	104, 071	1, 418	9, 822, 818	173, 473	10, 587, 634	187, 003	94, 386	101, 735
	住	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	8	0	0	0	+ 0	0	0	0	0	0	0	0
	宅	鉄筋コンクリート造	0	9	0	125	1	<sup>9</sup> 237, 917	853	28, 042, 389	102, 485	24, 677, 302	90, 187	117, 866	103, 722
		鉄 骨 造	1	0	0	100	3	<sup>5</sup> 34, 076	35	3, 764, 595	7, 265	3, 312, 844	6, 393	110, 476	97, 219
増	ア	軽 量 鉄 骨 造	1	1	0	575	10	77, 504	70	6, 669, 486	3, 461	5, 869, 148	3, 046	86, 053	75, 727
	パ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1	その他	1	3	0	0	0	<sup>خ</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	۲	計	1	4	0	800	14	349, 497	958	38, 476, 470	113, 211	<sup>d</sup> 33, 859, 294	99, 626	110, 091	96, 880
	病	鉄骨鉄筋コンクリート造	1	5	0	1	1	<sup>3</sup> , 454	3, 454	376, 478	376, 478	405, 843	405, 843	108, 998	117, 499
分	院	鉄筋コンクリート造	1	6	0	1	0	1,898	0	216, 939	0	233, 860	0	114, 299	123, 214
	196	鉄 骨 造	1	7	0	4	0	<sup>y</sup> 5, 640	0	555, 927	0	599, 289	0	98, 569	106, 257
	,	軽 量 鉄 骨 造	1	8	0	0	0	g 0	0	0	0	0	0	0	0
	ホテ	れ ん が 造 コンクリートブロック造	1	9	0	0	0	<del>ب</del> 0	0	0	0	0	0	0	0
		その他		0		0	0	<sup>ツ</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
	ル	計	2	1	0	6	1	10, 992	3, 454	1, 149, 344	376, 478	1, 238, 992	405, 843	104, 562	112, 718

地	方公	:共区	団体	コー	·	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	73	28

#### 第32表 新増分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋(その2)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

		<b>——</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		
	/	✓ 区分				棟	数	床	面 積	再建築費	費 評 点 数	決 定	価 格	単位当たり 再建築費評点数	単位当たり価格
家屋∉	種類	構造別	行	番	号	総数	うち増築分	総数 (m²) (イ)	うち増築分	総 点 数 (千点)(ロ)	うち増築分	総 額 (千円) (ハ)	うち増築分	再建築費評点数 (ロ) (イ) (点)	<u>(ハ)</u> (円)
	エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	92	2	0	0	0	24 テ 0	0	0	0	60	70 79 0	0	0
	場	鉄筋コンクリート造	2	3	0	28	0	728	0	25, 657	0	27, 658	0	35, 243	37, 992
	•	鉄 骨 造	2	4	0	60	3	96, 267	465	6, 243, 543	34, 709	6, 661, 860	37, 034	64, 857	69, 202
新	倉庫	軽 量 鉄 骨 造	2	5	0	27	0	1, 980	0	72, 251	0	75, 502	0	36, 490	38, 132
	•	れ ん が 造 コンクリートブロック造	2	6	0	7	0	× 171	0	8, 199	0	8, 838	0	47, 947	51, 684
	市	その他	2	7	0	0	0	<sup>ب</sup> 0	0	0	0	0	0	0	0
増	場	計	2	8	0	122	3	99, 146	465	6, 349, 650	34, 709	6, 773, 858	37, 034	64, 043	68, 322
78		鉄骨鉄筋コンクリート造	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	鉄筋コンクリート造	3	0	0	69	0	2, 235	0	85, 627	0	91, 364	0	38, 312	40, 879
		鉄 骨 造	3	1	0	11	1	384	37	30, 810	7, 607	32, 874	8, 117	80, 234	85, 609
分	の	軽 量 鉄 骨 造	3	2	0	19	0	417	0	13, 677	0	14, 292	0	32, 799	34, 273
		れ ん が 造 コンクリートブロック造	3	3	0	5	0	41	0	3, 436	0	3, 666	0	83, 805	89, 415
	他	その他	3	4	0	0	0	љ 0	0	0	0	0	0	0	0
		計	3	5	0	104	1	3, 077	37	133, 550	7, 607	142, 196	8, 117	43, 403	46, 213
		合 計	3	6	0	e 1, 104	g 24	566, 783	6, 332	55, 931, 832	705, 478	52, 601, 974	737, 623	98, 683	92, 808

地	方公	:共区	団体	コー	・ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	73	3

# 第33表 減少分家屋に関する調 (1)木造家屋

		(1)	(2)	(3)	
区分	行番号	棟数	床 面 積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	11 街 夕	総数	総 (m²) (イ)	総 額 (千円) (ロ)	<u>(ロ)</u> (イ) (円)
専 用 住 宅	0 1 0	1,051	98, 165	1, 278, 347	13, 022
共 同 住 宅 · 寄 宿 舎		38 86	45 14, 453	54 63 184, 635	12, 775
併 用 住 宅	0 3 0	12 47			8, 221
農家住宅		27	2, 988	54 63 3, 497	1, 170
旅館・料亭・ホテル	0 5 0	12 5	944	<sup>28</sup> 14, 066	14, 900
事務所・銀行・店舗		38 46	3, 360	54 63 75, 822	22, 566
劇 場・病院	0 7 0	3	320	7, 193	22, 478
公 衆 浴 場		2	569	54 63 2, 698	4, 742
工場・倉庫	0 9 0	12 37	2, 595	7, 024	2, 707
土 蔵		19	775	54 63 1, 291	1,666
附 属 家	1 1 0	187	5, 169	8, 913	1,724
合 計		1, 510	133, 608	54 63 1, 618, 589	12, 114

地	方公	:共同	団体	コー	・ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	73	4

# 第34表 減少分家屋に関する調 (2)木造以外の家屋

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

-			(1)		(2)	(3)	
区分	行番号	棟	数	床	面積	決 定 価 格	単位当たり価格
家屋の種類	11 街 夕	総	数	総	数 (m) (1)	総 (千円) (ロ)	(口) (イ) (円)
事務所・店舗・百貨店・銀行	90 1 0	12	11:	2 19	45, 942	2, 096, 101	45, 625
住宅・アパート		38	32	3 45	84, 063	<sup>54</sup> 2, 533, 276	30, 135
病院・ホテル	0 3 0	12	1	5 19	12, 630	843, 312	66, 771
工場・倉庫・市場		38	21	7 45	55, 442	<sup>54</sup> 849, 496	15, 322
そ の 他	0 5 0	12	12	3 19	9, 482	517, 099	54, 535
合 計		38	79	3 45	207, 559	63 6, 839, 284	32, 951

- 57 - 概調家-17

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 3	5

# 第35表 課税標準額等に関する調 (その1)

(1)

_						_		(1)
		区	分			特例率	行番号	法定免税点以上のもの
		決定	価	格	(A)		<sup>9</sup> 0 1 0	
課	法	第10項(日本放送協会)				1/2		23 460, 327 33
	上安	第11項(日本原子力研究開発機構)				1/3	0 3 0	12
税	にお					2/3		23 33
1/2		第 12 項(登録有形文化財等)				1/2	0 5 0	
標	よ四	第 16 項 (宇宙航空研究開発機構)				$\frac{1/3}{2/3}$	0 7 0	23 33
1示	九					1/3	0 7 0	23 33
201	る条	第17項(海洋研究開発機構)				$\frac{1}{3}$	0 9 0	
準	_	Abbe to serve / I Vina New I/I/ 1446				1/2		23 33
	(I)	第19項(水資源機構)				3/4	1 1 0	12
$\mathcal{O}$	も三	第20項(特定地方交通線)				1/4		23 33
	の	第22項(科学技術振興機構)				1/2	1   3   0	12
特	の規	第24項(新関西国際空港株式会社)				1/2		23 33
1.3	÷	第26項(信用協同組合等)				3/5	1 5 0	12 4, 305, 781
/Tal	Æ	第28項(中部国際空港)				1/2		23 33
例	法	第1項(輸入拡大・流通システム効率位	との物流施設)			1/2	1 7 0	12 713, 110
	附	第4項(心身障害者多数雇用事業所)				5/6	1.0.0	23 33
に		第5項(外貿埠頭公社が平成10年3月31日ま	Eでに取得した資産	()		2/3	1 9 0	
	則	第19項(鉄道振乳 勘道振乳の代付け)	な存る注()			$\frac{4}{5}$ 3/4	2 1 0	23 33 12
ょ	第	第12項(鉄道施設、軌道施設の貸付け 第14項(並行在来線の譲受資産)	211 7 伝入)			1/2	2 1 0	23 33
	-,-	第18項(民間資金等の活用による公共	新設等の整備等)			$\frac{1/2}{1/2}$	2 3 0	12
n	_		医队 寸 */ 正 / 一 寸/			3/5	2 0 0	23 33
9	五.	第19項(都市利便施設)				1/2	2 5 0	12
	夂	第20項(成田国際空港株式会社)				4/5		23 33
減	条	第21項 (PFI国立大学の校舎)				1/2	2 7 0	12
	の	第22項(指定特定重要港湾)				1/2		23 33
額	規	第23項(都市鉄道施設及び駅付帯設備)				2/3	2 9 0	4
		第24項(特定外貿埠頭指定会社等)				1/2		23 474, 794 33
に	定					3/5	3 1 0	4
. –	に	第25項(郵便事業株式会社等)				1/2		23 4, 237, 642 33
+>		第26項(鉄道事業再構築事業)				1/4	3 3 0	
な	ょ	第28項(重要無形文化財の公演施設) 第30項(特定用途港湾施設)				$\frac{1/2}{1/2}$	3 5 0	23 33 12
	る					1/2	0 0 0	23 33
る		第32項(国際戰略港灣)				$\frac{1/2}{2/3}$	3 7 0	
	£	第34項(津波防災地域づくり法の協定)	辟難施設)			1/2		23 33
額	$\mathcal{O}$	第36項(駅のバリアフリー化施設)	-/m/EBA/			2/3	3 9 0	12

地:	方公	:共区	団体	コー	-ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	3	6

# 第36表 課税標準額等に関する調 (その2)

都道府県名 兵庫県 市町村名 神戸市

特例率 行番号 法定免税点以上のもの X 分 法 附 則 第 一 五 条 の 二 | 第 2 項 (三島特例)※法附則第15条の3の適用のないもの 1/2 90 1 0 1 第1項 (三島等に係る承継特例) 287 33 法附則第一五条の三 )法附則第15条の2第2項の適用のあるもの 1/4 1/2 0 5 0 課 法 附 則 第 五 六 条 の 二 第 4 項 (東日本大震災により滅失又は損壊した特定地方交通線の代替家屋) 昭四七年附則第八条 第3項(地下道等) 177, 281 昭六二年附則第三条 第10項(特定地方交通線)  $\frac{1/4}{1/3}$  0 : 7 : 0 平成三年附則第八条 第3項(都市基盤整備公団) 第 3 項 (都市基盤整備公団) 1/3 0 9 0 第 5 項 (農業·生物系特定産業技術研究機構) 1/6 1/6 1 1 1 0 " (日本電気計器検定所) 平成七年附則第六条 "(日本消防検定協会) 1/6 標 1/6 1 3 0 1/6 1/2 1 5 0 (軽自動車検査協会) 第8項 (関西文化学術研究都市の文化学術研究施設) 平成十年附則第六条 第9項(指定法人等の大規模外質埠頭) 1/21/2 1/2 1 7 0 進 平成十三年附則第八条 第8項(高圧ガス保安協会) 1/6 1/3 1 9 0 第9項(日本電気計器検定所) (日本消防検定協会) 1/3 1/3 2 1 0 (小型船舶検査機構) 平成十五年附則第十一条 (軽日動車検査協会) 1/3 37,060 33 第 11 項 (高圧ガス保安協会) 1/3 2 3 0 平成十六年附則第十条 第23項 (国の機関との共同研究施設) 第 9 項 (社会保険診療報酬支払基金) 1/6 2 5 0 平成十七年附則第七条 第 10 項(日動田完全運転センター) 1/6 1/6 2/3 2 7 0 第8項 (農業·生物系特定産業技術研究機構) 第15項 (特定路外駐車場) 7/8 1/2 2:9:0 平成十八年附則第十三条 第18項(外貿埠頭公社が平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産) 1/5 3 1 0 第 2 項 (高圧ガス保安協会) 第3項(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設) 5/6 3 3 0 平成十九年附則第六条 第5項(特定路外駐車場) 1/2 3 5 0 1 第6項 (国立大学法人等との共同研究施設) 3/4 2 1/2 3 7 0 1 第11項(洪水時の円滑かつ迅速な避難の為の施設又は設備) 3 9 0 1 (日本消防検定協会) (小型船舶検査機構) 4 1 0 12 平成二十年附則第十条 " (軽目動車検査協会) 第12項 (外貿埠頭公社が平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した資産 4 3 0 第17項(中核的地方卸売市場構築事業) 412, 445 33 第4項(輸入拡大・流通システム効率化の物流施設) 5/6 4 5 0 平成二十一年附則第八条 第10項(地卜駅火災対策施設) 2/3 4 7 0 第11項 (洪水時の円滑かつ迅速な避難のための施設又は設備) 第16項(利用者利使の向上に貸する停車場等) 3/4 23 1/2 4 9 0 17 第19項 (PFI公共荷さはき施設等) 平成二十二年附則第十一条 第20項 (PFI一般廃棄物処理施設) 額 第22項(鉄道冉生事業) 1/4 5 1 0 12 第2項 (石油天然ガス・金属鉱物資源機構) 4/5 5 3 0 1 第 3 項 (農業・食品産業技術総合研究機構) 2/3 5 5 0 12 第6項(社会保険診療報酬支払基金) 1/3 5 7 0 第7項(目動車安全運転センター) 第8項 (郵便貯金·簡易生命保険管理機構) 1/2 5 9 0 平成二十三年附則第七条 第9項 (輸入拡大・流通システム効率化の物流施設) 7/8 第 10 項 (特定路外駐車場) 7/8 6:1:0 第13項(心身障害者多数雇用事業所) る 第 17 項 (中核的地方卸売市場構築事業) 第20項(鉄軌道事業者等が駅で行う改良工事) 第23項(都市利便施設) 1/2 6 5 0 12 第25項(特定重要港湾施設) 6 7 0 額 第2項(関西国際空港株式会社 平成二十四年附則第八条 第10項 (三島等に係る基盤整備事業)
" ( " ) 
決勝則第15条の2第2項の適用のあるもの 10, 978, 181 3

課 税 標 準 額 (A)-(B)

7 1 0 12

3, 865, 534, 141

也	方公	表看	肾号				
2	8	1	0	0	0	3	7

#### 第37表 法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調

		(1)	(2)	(3)
		X		<b>数</b>
区 分 	行番号	個 数	床面積	軽減税額
法 附 則 第 15 条 の 6 第 1 項 ( 1/2 減 額)	0 1 0	7, 839	763, 107	341, 915
法 附 則 第 15 条 の 6 第 2 項 ( 1/2 減 額 )	0 2 0	25, 407	1, 872, 706	1, 142, 037
法 附 則 第 15 条 の 7 第 1 項 ( 1/2 減 額 )	0 3 0	2, 090	238, 393	113, 331
法 附 則 第 15 条 の 7 第 2 項 ( 1/2 減 額 )	0 4 0	88	10, 102	4, 909
法附則第15条の8第1項 1/2減額されるもの	0 5 0			
佐 門 別 第 15 米 の 6 第 1 項 2/3 減 額 される もの	0 6 0			
住宅居住用 (2/3減額)	0 7 0			
住宅非居住用(1/3減額)	0 8 0			
法 附 則 第 15 条 の 8 第 3 項 住宅非居住用(1/4減額)	0 9 0			
住宅以外 (1/3減額)	1 0 0			
住宅以外 (1/4減額)	1 1 0			
法 附 則 第 15 条 の 8 第 4 項 ( 2/3 減 額 )	1 2 0			
住宅居住用 (2/3減額)	1 3 0			
法 附 則 第 15 条 の 8 第 5 項 住宅非居住用(1/3減額)	1 4 0			
住宅以外 (1/3減額)	1 5 0			
法 附 則 第 15 条 の 9 第 1 項 ( 1/2 減 額)	1 6 0	601	41, 497	5, 816
法附則第15条の9第4項 (1/3減額)	1 7 0	45	4, 173	506
法 附 則 第 15 条 の 9 第 5 項 ( 1/3 減 額)	1 8 0			
法附則第15条の9第9項 (1/3減額)	1 9 0	71	7,650	964
法 附 則 第 15 条 の 9 第 10 項 ( 1/3 減 額 )	2 0 0			
(平成18年附則第13条第29項) 2/3 減額されるもの	2 1 0	114	5, 412	3, 432
(平成21年附則第8条第13項) 1/3 減額されるもの	2 2 0			
2/3 順 組 さ れ る も の	2 3 0			
(平成23年附則第7条第29項) 1/3 減額されるもの	2 4 0	102	14, 793	6, 098
2/3 減 額 され る も の	2 5 0	117	8, 553	8, 275
(平成23年附則第7条第30項) 2/3減額されるもの	2 6 0	134	5, 347	4, 341
第一種(2/3 減額)	2 7 0			
(平成24年附則第8条第11項) <u>第二種(1/2減額)</u>	2 8 0	-	-	
第二種(2/3減額)	2 9 0 3 0 0	26 600	9 071 700	1 691 694
合計うち個人		36, 608	2, 971, 733	1,631,624
合計 うち個人	3 1 0	28, 265 8, 343	2, 591, 242 380, 491	1, 404, 415 227, 209
りり法人	3 2 0	8, 343	380, 491	221, 209

		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
- A	4- m. p	平成24年度に	新たに軽減対象	東となったもの	平成24年度	で軽減期間の	終了するもの
区 分	行番号	個 数	床面積	軽減税額	個 数	床面積	軽減税額
法附則第15条の6第1項 (1/2減額)	0 1 1	12 T 2, 434	233, 315	31 <sup>†</sup> 113, 997	2, 813	281, 155	59 67 116, 842
法附則第15条の6第2項 (1/2減額)	0 2 1	= 3,768			4, 770	305, 618	173, 777
法 附 則 第 15 条 の 7 第 1 項 ( 1/2 減 額 ) 法 附 則 第 15 条 の 7 第 2 項 ( 1/2 減 額 )	0 3 1	928 54					
1/0 3 45 2 10 7 1 7	0 4 1	54	6, 125	3, 158			
法 附 則 第 15 条 の 8 第 1 項 2/3 減 類 される もの	0 6 1						
住宅居住用 (2/3減額							
住宅非居住用(1/3減額	0 8 1						
法 附 則 第 15 条 の 8 第 3 項 住宅非居住用(1/4減額	0 9 1						
住宅以外 (1/3減額	) 1 0 1						
住宅以外 (1/4減額	) 1 1 1						
法 附 則 第 15 条 の 8 第 4 項 (2/3 減 額)	1 2 1						
住宅居住用 (2/3減額   法 附 則 第 15 条 の 8 第 5 項   住宅非居住用 (1/3減額	) 1 3 1						
住宅以外 (1/3減額	) 1 5 1						
法 附 則 第 15 条 の 9 第 1 項 ( 1/2 滅 額 )	1 6 1	246	15, 478	1,864	355	26, 019	3, 952
法附則第15条の9第4項 (1/3減額)	1 7 1	45					506
法 附 則 第 15 条 の 9 第 5 項 ( 1/3 減 額 )	1 8 1						
法附則第15条の9第9項 (1/3減額)	1 9 1	71	7,650	964	71	7,650	964
法 附 則 第 15 条 の 9 第 10 項 ( 1/3 減 額 )	2 0 1						
(平成18年附則第13条第29項) 2/3 減額されるもの	2 1 1				98	4, 282	2, 668
(平成21年附則第8条第13項) 1/3 減額されるもの 2/3 減額されるもの	2 2 1						
1/2 減 婚 ナ わ ス ナ の	2 3 1	9	5, 883	1,879	11	1, 303	647
(平成23年附則第7条第29項) 1/3 減額されるもの	2 5 1	- 2	0,000				1, 371
(平成23年附則第7条第30項) 2/3 減額されるもの	2 6 1	82		0			1, 561
第一種(2/3 減 額)	2 7 1		0,200	2,100		2,001	1,001
(平成24年附則第8条第11項) 第二種(1/2減額)	2 8 1						
第二種(2/3減額)	2 9 1						
	3 0 1	7,630		341, 884	8, 225	633, 566	302, 288
合計 うち個人	3 1 1	5, 872					269, 608
うち法人	3 2 1	1, 758	88, 432	49, 419	1, 893	56, 469	32, 680

地	方公	洪医	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	8

#### 第38表 建築年次区分による家屋に関する調

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)			
			ļ	木 造	家 屋	木造以外	トの家屋		<del>\</del>	単 位	当 た り	価 格
建 築 年 次	行	番号	카	床 面 積	決定価格	床 面 積	決定価格	床 面 積	決定価格	<u>(口)</u> (イ)	<u>(_)</u>	(六)
				(m²) (イ)	(千円) (ロ)	(m²) (>\)	(千円) (二)	(m²) (ホ)	(千円) (へ)	(円)	(円)	(円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	3, 377, 934	<sup>23</sup> 13, 104, 467	1, 804, 395	<sup>45</sup> 22, 543, 323	<sup>56</sup> 5, 182, 329	<sup>67</sup> 35, 647, 790	3, 879	12, 494	6, 879
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	621, 432	5, 596, 334	903, 943	14, 976, 677	1, 525, 375	20, 573, 011	9, 006	16, 568	13, 487
41年1月2日~44年1月1日	0	3	0	832, 451	9, 285, 843	1, 946, 409	34, 768, 702	2, 778, 860	44, 054, 545	11, 155	17, 863	15, 853
44 年 1 月 2 日 ~ 47 年 1 月 1 日	0	4	0	1, 126, 383	15, 169, 637	2, 861, 129	64, 045, 394	3, 987, 512	79, 215, 031	13, 468	22, 385	19, 866
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	1, 121, 029	17, 387, 186	3, 626, 940	103, 399, 478	4, 747, 969	120, 786, 664	15, 510	28, 509	25, 440
50年1月2日~53年1月1日	0	6	0	1, 199, 322	19, 315, 297	2, 458, 088	79, 882, 634	3, 657, 410	99, 197, 931	16, 105	32, 498	27, 122
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0	1, 532, 213	25, 299, 921	2, 796, 378	95, 805, 976	4, 328, 591	121, 105, 897	16, 512	34, 261	27, 978
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	1, 371, 383	22, 584, 124	3, 279, 571	136, 897, 356	4, 650, 954	159, 481, 480	16, 468	41, 742	34, 290
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	1, 263, 482	20, 643, 222	3, 361, 364	153, 589, 206	4, 624, 846	174, 232, 428	16, 338	45, 693	37, 673
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	1, 738, 255	29, 108, 361	4, 987, 359	244, 451, 691	6, 725, 614	273, 560, 052	16, 746	49, 014	40, 674
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	1, 304, 290	23, 124, 488	6, 070, 214	347, 790, 517	7, 374, 504	370, 915, 005	17, 730	57, 295	50, 297
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	1, 472, 461	35, 002, 011	4, 679, 154	274, 442, 933	6, 151, 615	309, 444, 944	23, 771	58, 652	50, 303
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	2, 597, 812	84, 069, 996	7, 643, 444	477, 826, 625	10, 241, 256	561, 896, 621	32, 362	62, 515	54, 866
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	1, 452, 060	56, 056, 125	4, 823, 592	353, 009, 295	6, 275, 652	409, 065, 420	38, 605	73, 184	65, 183
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	1, 319, 466	61, 143, 705	3, 421, 487	250, 223, 581	4, 740, 953	311, 367, 286	46, 340	73, 133	65, 676
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	1, 270, 287	67, 519, 021	4, 146, 624	308, 042, 411	5, 416, 911	375, 561, 432	53, 153	74, 288	69, 331
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	1, 015, 732	60, 725, 694	3, 304, 245	274, 234, 735	4, 319, 977	334, 960, 429	59, 785	82, 995	77, 538
平成23年1月2日~平成24年1月1日 (新増分)	1	8	0	<sup>†</sup> 343, 443	23, 791, 523	<sup>y</sup> 566, 783	52, 601, 974	910, 226	76, 393, 497	69, 274	92, 808	83, 928
合計(平成24年度総評価額等)	1	9	0	24, 959, 435	<sup>‡</sup> 588, 926, 955	62, 681, 119	я 3, 288, 532, 508	87, 640, 554	3, 877, 459, 463	23, 595	52, 464	44, 243

地	方公	表看	番号				
2	8	1	0	0	0	73	9

# 第39表 家屋の変動に関する調

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

<del></del>	•			(1)	(2)	(3)	(4)
				木 造	家 屋	木 造 以 タ	外の家屋
摘    要	行	番	号	床 面 積 (m²)	決定価格     (千円)	床 面 積 (㎡)	
平成23年度の概要調書(修正前) (1)	9	1	0	24, 749, 973	645, 248, 094	62, 233, 972	3, 600, 167, 005
23 22. 1. 1以前の減少分、 (2) そ の 他 の 捕 捉 誤 り	0	2	0	3, 071	36, 846	5, 925	445, 313
<sub>度</sub>   22. 1. 1以前の新築分及び (3)   概   増 築 分 の 捕 捉 漏 れ	0	3	0	5, 800	142, 986	26, 568	1, 694, 511
調 減 少 分 の 捕 捉 誤 り ゜ ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	0	4	0	9, 930	99, 874	41, 611	3, 776, 550
書 の 改築分、その他の捕捉誤り (5)	0	5	0	815	26, 966	△ 294	580, 589
正 新築分及び増築分の捕捉漏れ (6)	0	6	0	7, 215	289, 749	91, 159	10, 782, 135
平成23年度の概要調書(修正後) (1) - (2) + (3) - (4) + (5) + (6) (7)	0	7	0	24, 750, 802	645, 571, 075	62, 303, 869	3, 609, 002, 377
減 少 分 家 屋 (8)	0	8	0	133, 608	1, 618, 589	207, 559	6, 839, 284
減 価 分 家 屋 (9)	0	9	0	[ 13, 873, 130]	78, 805, 197	57, 940, 720	369, 142, 726
不均衡是正による増減額等 (10)	1	0	0	( )	0	( )	0
改 築 分 等 家 屋 (11)	1	1	0		7, 094		5, 426
課税·非課税変更分家屋 (12)	1	2	0	△ 1,202	△ 18, 951	18, 026	
在 来 分 家 屋 (13)	1	3	0	(7) - (8) + (12) 24, 615, 992	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 565, 135, 432	(7) - (8) + (12) 62, 114, 336	(7)-(8)-(9)+(10)+(11)+(12) 3, 235, 930, 534
新 築 分 家 屋 (14)	1	4	0	342, 091	23, 713, 889	560, 451	51, 864, 351
增 築 分 家 屋 (15)	1	5	0	1, 352	77, 634	6, 332	737, 623
平成24年度の決定価格等 (16) (13) + (14) + (15)	1	6	0	24, 959, 435	<sup>‡</sup> 588, 926, 955	62, 681, 119	3, 288, 532, 508

地	方公	共団	団体	コー	・ド	表看	昏号	
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 4	0	

# 第40表 法附則第15条の6第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 <sup>都 道 府 県 名</sup> に関する調(平成24年度に新たに軽減の対象となったものについて) ホーローナー カー

→ 都 道 府 県 名 兵庫県 市 町 村 名 神戸市

					(1)		(2)	(3)	(4)	)		(5)	(6)	(7)			(8)	(	9)
						1	個			た	-	ŋ		ŧ	Ī	面		責	
区	分	行	番	号	50 m <sup>2</sup> (貸家の用)	以 こ供され	上 100 r れる場合は40㎡	㎡ 以 下 以上100㎡以下)	100	m²	超	120 m²	以下	120	m²	超	140 m	以	下
					個 数	(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積(㎡)	軽減税額		数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (千円)
第1項·	3年間適用	90	1	0	12	, 163	94, 018	<sup>25</sup> 46, 583	33	979	38	104, 257	50, 768	54	209	59	25, 609	67	11, 778
第2項・	5年間適用	0	2	0	3	269	191, 210	130, 160		406		40, 996	26, 143		50		6, 083		3, 354
合	計	0	3	0	4	432	285, 228	176, 743		1, 385		145, 253	76, 911		259		31, 692		15, 132
	<del>_</del>				(10)		(11)	(12)	(13	)		(14)	(15)	(16)			(17)	(	18)
						1	個	当		た	-	り		Ŕ		面		漬	
区	分	行	番	号	140	m² ‡	翌 160 m²	以 下	160	m²	超	200 m²		200	m²	超	240 m	以	下
					個 数	(個)	床面積(㎡)	軽減税額		数 (個)		面積(㎡)	軽減税額		数 (個)	床	面積(㎡)	軽 減	税 額 (千円)
第1項·	3年間適用	9 ()	1	1	12	47	6, 850	2, 654	33	28	38	4, 990	1, 644	54	7	59	1, 500	67	509
第2項·	5年間適用	0	2	1		25	3, 544	1, 989		11		1, 788	692		2		421		148
合	計	0	3	1		72	10, 394	4, 643		39		6, 778	2, 336		9		1, 921		657
	<b>•</b>				(19)		(20)	(21)	(22	)		(23)	(24)						
					1 個	当	たり床	モ 面 積				<b>-1</b>							
区	分	行	番	号	240	m² ‡	翌 280 m²	以 下				計							
					個数	(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個	数 (個)	床	面積。	軽減税額						
第1項·	3年間適用	9	1	2	12	1		25 61	33 T	2, 434	38	237, 503	46 ウ 53 113, 997						
第2項·	5年間適用	0	2	2		5	1, 273	673	工	3, 768		245, 315	<sup>д</sup> 163, 159						
合	計	0	3	2		6	1, 552	734		6, 202		482, 818	277, 156						

地	方公	共国	団体	コー	- F	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	4	1 8

# 第41表 法附則第15条の6及び第15条の7の減額適用を受けなかった住宅 の個数に関する調(平成24年度に新たに課税の対象となったものについて)

:	都道府県名	兵庫県	
	市町村名	神戸市	

				<b>▶</b> (1)	)	(2	2)		(3)		(4)			(5)	
				A	床	面 積	要	件	を満	た	さ	な	V >	住	宅
区分	行	番	号	50 ㎡(貨場合4 未		280 n 300 m²	n <sup>r</sup> 超 以下 (個)	300 320	m <sup>*</sup> 超 m <sup>*</sup> 以下 (個)	320	m²	超 (個)		計	(個)
第1項(一般住宅)	90	1	0	12	1, 345	17	10	22	0	27		4	32		1, 359
第2項(中高層耐火住宅)	0	2	0		1, 246		0		0			0			1, 246
合 計	0	3	0		2, 591		10		0			4			2,605

				_	<b>&gt;</b>	(6)			(7)		(8	3)		(9)		(	(10)		(11	)	(	(12)		(13)	
					I	3	居	住	割	合	が	1/2	未	満	Ø	併	用	住	宅	等	A・Bの 額の適	の要件を満 i 用 を 受	またさな け な か	いため った 信	に減 主宅
[	区分	行	番	号		計	(個)	う 50㎡(賃 40㎡)	ち 資家の場 未満 (	、 場合 (個)	床 面 280 ㎡ 超 以	積 300 ㎡ 下(個)			を 320 ㎡ 下(個)	た 320	m <sup>2</sup> j	な 超 (個)	い 住 小	宅 計 (個)	個	数	床	,	積 (m²)
第1項	(一般住宅)	90	1	1	12		1	17		1	22	C	27		0	32		0	37	1	42	1, 359	47	126,	, 151
第2項	(中高層耐火住宅)	0	2	1			1			1		C			0			0		1		1, 246		15,	, 861
1	合 計	0	3	1			2			2		C			0			0		2		2, 605		142,	, 012

- 64 -

地	方公	:共区	団体	コー	- F	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7	28

# 第42表 法附則第15条の7第1項及び第2項による軽減税額等の床面積区分 <sup>都 道 府 県 名</sup> に関する調(平成24年度に新たに軽減の対象となったものについて) ま 町 また タ

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5) - V	(6)	(7) 末 ī	(8)	(9)
						i i i	m <sup>2</sup> 以下				I		積
区	分	行	番	号	(貸家の用に供	メーエー100 される場合は40 m	加 就以上100 ㎡以下)	100 m²	超 120 m	<sup>1</sup> 以 下	120 m²	超 140 m	以下
					個 数	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個)	床 面 積	軽減税額	個数(個)	床 面 積	軽減税額
第1項·	5年間適用	90	1	0	106	10, 165	4, 945	33 346	38, 060	19, 502	303	<sup>59</sup> 39, 108	18, 422
第2項·	7年間適用	0	2	0	ç	766	360	7	799	401	13	1, 797	828
合	計	0	3	0	115	10, 931	5, 305	353	38, 859	19, 903	316	40, 905	19, 250
					(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
					(10)								積
区	分	行	番	묽	140 m²	超 160 m	i 以 下	160 m²	超 200 m	å 以 下	200 m²	超 240 m	说 下
	,,	,,	ш	,	個 数 (個	床面積	軽減税額	個数(個)	床面積	軽減税額	個数個	床面積	軽減税額
第1項·	5年間適用	9 ()	1	1	12 98	17	25	33 60	38	3, 689	54	59	67 74 638
第2項·	7年間適用	0	2	1	12	1, 785	791	10	1, 789	640	2	421	138
合	計	0	3	1	110	16, 209	6, 848	70	12, 210	4, 329	12	2, 522	776
	<b>—</b>				(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)			
					1 個 🖁		末 面 積						
区	分	行	番	号	240 m²	超 280 m	i 以 下		計				
					個数(個)	床面積(㎡)	軽減税額	個数(個)	床 面 積	軽減税額			
第1項·	5年間適用	9	1	2	12	17	25	33 7 928	38	46 ウ 53			
第2項·	7年間適用	0	2	2	1	279	0	± 54	7, 636	<sup>д</sup> 3, 158			
合	計	0	3	2	6	1, 532	324	982	123, 168	56, 735			

地	方公	:共[	団体	コー	- F	表看	番号
12	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 4	3

# 第43表 新築住宅に関する調

							(1)		(2)			(3)		(4)		
		区 分		行	番号		棟 数	住	居	数		床面積		決 定 価 格 <sup>(千円)</sup>	床面積 住居数	決定価格 床面積(円)
木	_	専 用 住 宅	(1)	90	1 0	12	2, 933	18		2, 950	24	320, 4	17	<sup>32</sup> 22, 213, 425	109	69, 327
	戸	併 用 住 宅	(2)			42	0	48		0	54		0	62 /1	0	0
造	建	農家住宅	(3)	90	3 0	12	0	18		0	24		0	32	0	0
家		共 同 住 宅 · 寄 宿 舎	(4)			42	79			475	54	15, 8	90	1, 115, 184	33	70, 181
屋	計	† (1) + (2) + (3) + (4)	(5)	90	5 0	12	3, 012	18		3, 425	<b>24</b>	336, 3	07	23, 328, 609	98	69, 367
		鉄骨鉄筋コンクリート造	(6)			42	0	48		0	54		0	62 71	0	0
木		鉄筋コンクリート造	(7)	90	7 0	12	17	18		21	24	3, 1	38	325, 805	149	103, 826
	戸	鉄 骨 造	(8)			42	38	48		45	54	5, 4	63	467, 141	121	85, 510
`#-	建	軽 量 鉄 骨 造	(9)	90	9 0	12	506	18		521	24	04, 0			124	75, 477
造	住	れんが造 コンクリートブロック造	(10)			42	0	48		0	54		0	62 71	0	0
以	宅	そ の 他	(11)	<sup>9</sup> 1	1 0	12	1	18		1	24	8	19	<sup>32</sup> 29, 598	819	36, 139
	ļ	小計 (6) + (7) + (8) + (9) + (10) + (11)	(12)			42	562	48		588	54	73, 9	70	5, 694, 554	126	76, 985
外		鉄骨鉄筋コンクリート造	(13)	<sup>9</sup> 1	3 0	12	0	18		0	24		0	32	0	0
75	共	鉄筋コンクリート造	(14)			42	32	48		3, 703	54	223, 4	33	23, 269, 571	60	104, 146
	同	鉄 骨 造	(15)	<sup>9</sup> 1	5 0	12	51	18		580	24	22, 7	16	2, 284, 644	39	100, 574
0		軽 量 鉄 骨 造	(16)			42	40	48		237		10, 9		850, 529	46	77, 469
家	住	れんが造 コンクリートブロック造	(17)	<sup>9</sup> 1	7 0	12	0	18		0	24		0	32	0	0
	宅	そ の 他	(18)			42	6	48		6	54	2, 8	77	137, 957	480	47, 952
		<b>小</b> 計 (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18)	(19)	<sup>9</sup> 1	9 0	12	129	18		4, 526	24	260, 0			57	102, 085
屋		寄 宿 舎	(20)		/	42	8			230	54	8, 3	43	820, 518	36	98, 348
	Ē	計 (12) + (19) + (20)	(21)	<sup>9</sup> 2	1 0	12	699	18		5, 344	<b>24</b> c	342, 3	18	32 33, 057, 773	64	96, 570
	合	計 (5) + (21)	(22)		/	42	3, 711	48		8, 769	54	678, 6	25	56, 386, 382	77	83, 089

地	方公	共5	団体	コー	- F	表習	番号
2	8	1	0	0	0	4	4

# 第44表 法附則第16条の2等の規定による軽減税額等に関する調(その1)

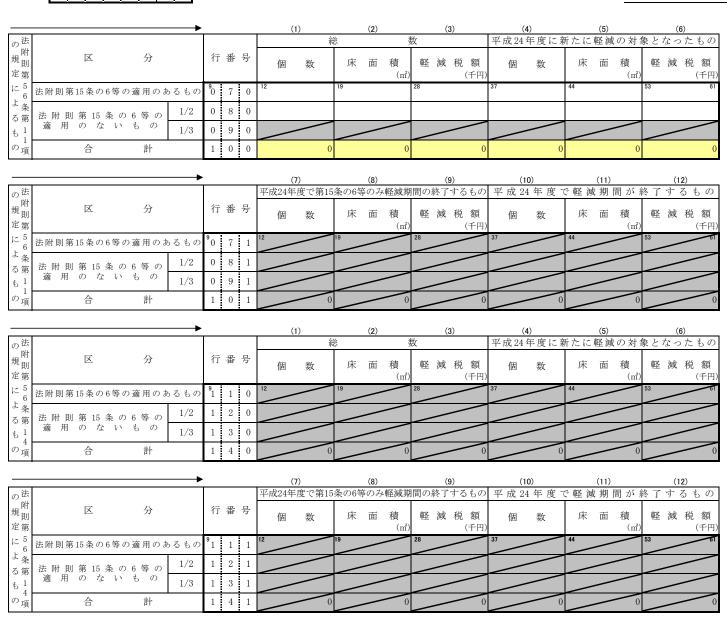
)	都道府県名	兵庫県
,	市町村名	神戸市

法	1	· 			l	(1)	念	(2)	9	数	(3)		ਜਾਂ ≓	(4) 24年度	)ァ 立	に た 1ァ	(5)	· 17 + 1	色 1.	<i>(</i> 6	
定附訓	E //	15	: 番	무		<b></b>	Ī				) h ===		平加	(24 平 及	(〜 木						
に 第 1 6		13	·BI	7	個	数	床	面	積 (㎡)		減移	紀 額 (千円)	1	個 数		床	面	積 (㎡)		减	税 額 (千円)
よ 条 る 2	法附則第15条の6等の適用のあるもの	9 0	1	0	12		19			28			37			44			53		61
第 も 1	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	2	0																	
項 のの 規	合 計	0	3	0		0			0			0			0			0			0
	•	•				(7)		(8)			(9)			(10)			(11)			(12	2)
法 定附					平成24年	<b>丰度で第15</b>	条の6	等のみ	軽減期	間の約	冬了す	るもの	平月	成 24 年 .	度で	で軽減	載 期	間がき	終了	する	ちもの
に第 1	区 分	行	番	号	個	数	床	面	積 (㎡)		減移	紀 額 (千円)	1	個 数		床	面	積 (㎡)		減	税 額 (千円)
よ 6 条 る 2		9 0	1	1	12		19			28			37			44			53		61
第1項	法附則第15条の6等の適用のないもの	0	2	1																	
のの規		0	3	1		0			0			0			0			0			0
		-																			
	-	•				(1)		(2)			(3)			(4)			(5)			(6	
法定附		<u> </u>					総 I	(2)	3	数	(3)		平成	( <b>4</b> ) は24年度	に亲	折たに		の対	象と		
定附則第1	□ /\	►       行	: 番	号	個				積 (m²)	軽	(3) 減 移	<ul><li>紅額</li><li>(千円)</li></ul>				所たに 床			軽	なっ	
定によ	区 分					¥			積	軽				24年度			軽減	積	軽	なっ	たもの 税 額
定 に よ る も 附則第16条の2第3	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの	9 0		0		¥	床		積	軽			1	24年度		床	軽減	積	軽	なっ	たもの 税 額
定 に よ る 附則第16条の2第	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの	9 0	4	0		¥	床		積	軽			1	24年度		床	軽減	積	軽 53	なっ	たもの 税 額
定 に よ る も の附則第16条の2第3項の規	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	9 0	4 5	0	但	数 0 (7)	床	面 (8)	積 (㎡)	軽 28	減 移	(千円)	37	(10) 24 年度	0	床	軽減	積 (㎡)	軽 53	なっ	たもの 税 額 (千円) 61
定によるもの 定附則第16条の2第3項の規 法附	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	900000000000000000000000000000000000000	4 5 6	0 0	但	数 数	床	面 (8)	積 (㎡)	軽 28	減 移	(千円)	37	24 年度       個       数	0	床	軽減面 (11)	積 (㎡)	軽 53	なっ 減 (12	たもの 税 額 (千円) 61
定によるもの定に附則第16条の2第3項の規法附則第1	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	900000000000000000000000000000000000000	4 5	0 0	但	数 0 (7)	床 19 5条の6	面 (8) 等のみ	積 (㎡)	軽 28 目間の約 軽	減 移	(千円)	37	(10) 24 年度	0	床	軽減面 (11) 域期	積 (㎡)	軽 53 終了 軽	なっ 減 (12 する	たもの 税額 (千円) 61 0
定によるもの定によ	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計 区 分	9 0 0 0 0 · · · · · · · · · · · · · · ·	4 5 6	0 0 0	個 12 平成244 個	着数 数 (7) F度で第18	床 19 5条の6	面 (8) 等のみ	積 (㎡) 0 軽減期	軽 28 目間の約 軽	減 移 (9) 終了す	<ul><li>(千円)</li><li>0</li><li>るもの</li><li>紅額</li></ul>	37	(10) 成 24 年度	0	床 44	軽減面 (11) 域期	積 (㎡) 0 間が着	軽 53 終了 軽	なっ 減 (12 する	たもの 税 額 (千円) 61 0 2) 5 もの 税 額
定によるもの 定によ	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計 区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のあるもの	9000000000000000000000000000000000000	4 5 6	0 0 0	個 12 平成244 個	着数 数 (7) F度で第18	床 19 5条の65 床	面 (8) 等のみ	積 (㎡) 0 軽減期	軽 28 28 軽	減 移 (9) 終了す	<ul><li>(千円)</li><li>0</li><li>るもの</li><li>紅額</li></ul>	平 月	(10) 成 24 年度	0	床 44 で軽減床	軽減面 (11) 域期	積 (㎡) 0 間が着	軽 53 終了 軽	なっ 減 (12 する	たもの 税 額 (千円) 61 0 2) 5 もの 税 額

地	方公	共団	団体	コー	- ド	表習	番号
2	8	1	0	0	0	4	4

#### 第44表 法附則第16条の2等の規定による軽減税額等に関する調(その2)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市



地	方公	共5	団体	コー	- ド	表習	昏号
12	8	1	0	0	0	4	4

#### 第44表 法附則第16条の2等の規定による軽減税額等に関する調(その3)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)			(2)		(3)		(4)		(5)		(6)
平規成						(1)	糸	ŝ		数	(3)	平成	(4) に対年度に新			象と	
定2 定年 所	F /		行	番	号	個	数	床	面 積 (㎡)	軽 減	税 額 (千円)		個 数	床	面 積 (m²)	軽	減 税 額 (千円)
第より	法附則第15条の6等の適用の	あるもの	91	5	0	12	122	19	10, 549	28	2, 609	37		44		53	
る条	法附則第15条の6等の	1/2	1	6	0		13		2, 617		1, 616						
第 も 2 3	適用のないもの	1/3	1	7	0		1,762		217, 357		72, 971					_	
の項の	合 計		1	8	0		1,897		230, 523		77, 196		0		0		0
		<b></b>				(7)	)		(8)		(9)		(10)		(11)		(12)
平規成								条の6等	(8) のみ軽減期			平原		※軽減		終了	(12) するもの
規22年附	区分		行	番	号			条の6等 床			了するもの	1		整減		終了軽	
規成	区 分	▶あるもの				平成24年月	度で第15		のみ軽減期 面積	間の終了軽減	了するもの : 税 額 (千円)	1	成 24 年 度 て	整減	期間が新面 積 (㎡)	軽	するもの 減 税 額
規定による成22年附則第11条	区 分 法附則第15条の6等の適用の 法 附 則 第 15 条 の 6 等 の	<b>▶</b> あるもの 1/2	<sup>9</sup> 1	5		平成24年原	度で第15 数	床	のみ軽減期 面 積 (㎡)	間の終了軽減	了するもの : 税 額 (千円)	1	成 24 年 度 て	· 軽減床	期間が新面積(㎡)	軽	するもの 減 税 額
規定によ	区 分 法附則第15条の6等の適用の 法 附 則 第 15 条 の 6 等 の		<sup>9</sup> 1	5 6	1	平成24年原	度で第15 数	床	のみ軽減期 面 積 (㎡)	間の終了軽減	了するもの : 税 額 (千円)	1	成 24 年 度 で個 数 0	· 軽減床	期間が新面 積 (㎡)	軽	するもの 減税額 (千円)

地	方公	共団	団体	コー	- ド	表習	番号
2	8	1	0	0	0	4	4

# 第44表 法附則第16条の2等の規定による軽減税額等に関する調(その4)

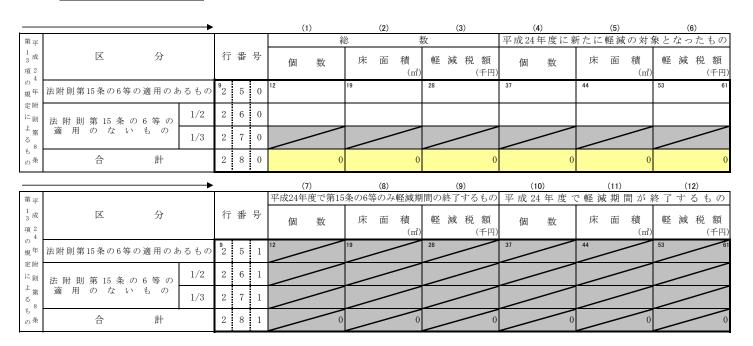
)	都道府県名	兵庫県
	市町村名	神戸市

						(1)		(2)			(3)			(4)			(5)			(6	:)
第平							総	(2)	娄	数	(3)		平成		こ新:	たに		の対象	象と		
3 1 項2 の3	区 分	行	<b>音</b>	号	個	数	床	面 移	(m²)	軽	減 税	額 (千円)	個	数		床	面	積 (㎡)		減	税 額 (千円)
規年定附	法附則第15条の6等の適用のあるもの	91	9	0	12		19			28			37		4	44			53		61
による。	法附則第15条の6等の適用のないもの	2	0	0																	
も 7 の条	合 計	2	1	0		0			0			0			0			0			0
		>				(7)		(8)			(9)			(10)			(11)			(1	2)
第平 3 1		,_		_	平成24	年度で第15	条の6年	等のみ軽	減期	間の終	了する	560	平成	24 年 月	で	軽洞	<b>以期</b> 「	間が着	終了	す	るもの
項 2	区 分	行	香	号	個	数	床	面積	(m²)	軽	減税	額 (千円)	個	数		床	面	積 (㎡)		減	税 額 (千円)
規定制に削	法附則第15条の6等の適用のあるもの	91	9	1	12		19			28			37		4	44			53		61
よ第る	法附則第15条の6等の適用のないもの	2	0	1																	
も <sup>7</sup> の条	合 計	2	1	1		0			0			0			0			0			0
<i>0)</i> *			<u>:</u>												Ů						Ů
		<u> </u>	•			(1)		(2)	光	Str	(3)		平成	( <b>4</b> ) 24 年 度 <i>l</i>	新	たに	(5)	の対	象と	(e	
第 3 2 項 の 3	区分	<b>▶</b> 行	千番	<u> </u>	個		総床	面積	数 (m²)		減 税	額 (千円)	平成個	24年度1	三新江	たに 床	軽減	の対 積 (㎡)	軽	なっ	
第 3 2 項 の 規 定 平 成 2 3 年 附	区 分 法附則第15条の6等の適用のあるもの		<u> </u>	号	個	ń		面積			減 税			24年度1			軽減	積	軽	なっ	たもの 税 額
第32項の規定による平成23年附則第	法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの	92	2 3	号 0		ń	床	面積		軽	減 税		個	24年度1		床	軽減	積	軽	なっ	たもの 税 額
第32項の規定によ 平成23年附則節	法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの	92	千番	号 0		ń	床	面積		軽	減 税		個	24年度1		床	軽減	積	軽 53	なっ	たもの 税 額
第32項の規定によるもの平成23年附則第7条	法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの	92	2 3	号 0	12	数 0 (7)	床 19	面 和	(m²)	軽 1	減 税	(千円)	37	(10)	0	床	軽減面 (11)	積 (㎡)	軽 53	なっ	たもの 税 額 (千円) 61
第32項の規定によるもの 第 7 条 平 成 2 3 年 附 則 第 7 条	法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	9 2 2 2	了番 2 3 4	号 0 0	12	数 数 0	床 19	面 和	(m²)	軽 1	減 税	(千円)	37	24年度1	0	床	軽減面 (11)	積 (㎡)	軽 53	なっ 減 (1	たもの 税 額 (千円) 61
第32項の規定によるもの 第32項の	法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	9 2 2 2	2 3	号 0 0	12	数 0 (7)	床 19 5条の65	面 和 (8) 等のみ軽 面 和	(㎡)	軽 1 28 間の終	減 税 (9) 冬了する 減 税	(千円)	37	(10) 24 年 B	0	床	軽減面 (11)	積 (㎡)	軽 53 終了	なっ 減 (1 す)	たもの 税 額 (千円) 61
第32項の規定によるもの 第32項の規定によるもの 第32項の規定	法附則第15条の6等の適用のあるもの 法附則第15条の6等の適用のないもの 合 計	9 2 2 2 •	· 番 3 4	号 0 0 号	平成24	数 (7) 年度で第18	床 19 5条の65	面 和 (8) 等のみ軽 面 和	0 減期	軽 1 28 間の終	減 税 (9) 冬了する 減 税	<ul><li>(千円)</li><li>0</li><li>3</li><li>もの</li><li>額</li></ul>	37 平成	(10) 24 年 B	0	床 44	軽減 面 (11) (11) (11)	積 (㎡)	軽 53 終了	なっ 減 (1 す)	たもの 税 額 (千円) ol 2) る も の 税 額
第32項の規定によるもの 第32項の規定によるもの 第32項の規	法附則第15条の6等の適用のあるもの法附則第15条の6等の適用のないもの合 計 区 分	92 2 2 た 行	番 2 3 4	号 0 0 5	平成24	数 (7) 年度で第18	床 19 条の6 床	面 和 (8) 等のみ軽 面 和	0 減期	軽 1 28 間の終	減 税 (9) 冬了する 減 税	<ul><li>(千円)</li><li>0</li><li>3</li><li>もの</li><li>額</li></ul>	平成	(10) 24 年 B	0	床 44 軽 減 床	軽減 面 (11) (11) (11)	積 (㎡)	<b>軽</b> 53	なっ 減 (1 す)	たもの 税 額 (千円) ol 2) る も の 税 額

地	方公	:共区	引体	コー	- ド	表習	昏号
2	8	1	0	0	0	4	4

#### 第44表 法附則第16条の2等の規定による軽減税額等に関する調(その5)

都 追	前 府 県 名	兵庫県	
市	町 村 名	神戸市	



地	方公	:共団	日体	コー	・ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 4	5

# 第45表 法附則第55条第4項等の規定による軽減税額等に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	<u> </u>		<del></del> .													
$\overline{}$	I						1	(1)		<i>.</i>		(2)		le <b>r</b>	(3	3)
の規定	区	分		行	番	号	1	個	数	総	床	面	積 (m²)	軽	減	税 額 (千円)
に <sub>5</sub> よ <sup>5</sup>	法附則第15条の	6等の適用の	あるもの	9	1	0	12			0 19			0	28		36 ()
る 第 も	法附則第15条の	6等の適用の	ないもの	0	2	0				0			0			0
の項	合	計		0	3	0				0			0			0
			<b></b>					(1)				(2)			(3	3)
の財										総			) 3	数		
規則 定第 5	区	分		行	番	号	1	個	数		床	面	積 (㎡)	軽	減	税 額 (千円)
に 5 よ条	法附則第15条の	6等の適用の	あるもの	90	4	0	12			0 19	)		0	28		36 0
の る 2 も第	法附則第15条の	6等の適用の	ないもの	0	5	0				0			0			0
の 項	合	計		0	6	0				0			0			0
			<b>→</b>			•	1	(1)				(2)			(3	3)
の規定 対則第5	K	分	<b>—</b>	行	番			(1)		総	床	(2)	積 (m²)	数 軽	(3	
規定によ	区 法附則第15条の		あるもの		番		12			総			積			税額
規定による		6等の適用の		90	番	号							積	軽		税額
規定によ	法附則第15条の	6等の適用の		90	番 7 8	号 0			数				積	軽		税額
規定によるもの剛則第55条の2第6項	法附則第15条の 法附則第15条の	6等の適用の		<sup>9</sup> 0	番 7 8	号 0 0			数 	19			積 (㎡)	軽 28		税 額 (千円) 36
規定によるものの別則第55条の2第6項 法附	法附則第15条の 法附則第15条の 合	6等の適用の 6等の適用の 計		90 0	番 7 8	号 0 0		個	数 	19		面	積 (㎡)	軽	減 	税 額 (千円) 36
規定によるものの規定附則第55条の2第6項 法附則第5	法附則第15条の 法附則第15条の	6等の適用の		90 0	番 7 8	号 0 0	12	個	数 	19		面	積 (㎡)	軽 28	減	税 額 (千円) 36
規 定 に よ る も の	法附則第15条の 法附則第15条の 合	6等の適用の 6等の適用の 計 分	ないもの	<sup>9</sup> 0 0 0	番 7 8	号 0 0	12	(1)	数 	19	床	(2)	積(㎡)	軽 28	減	税 額 (千円) 36 0 0 0 0
規 定 に よ る も の の 規 定 に附則第 5 5 条の 2 第 6 項 法附則第 5 5	法附則第15条の法附則第15条の合	6等の適用の 6等の適用の 計 分 6等の適用の	ないもの	90 0 0 行	番 7 8 9	号 0 0	12	(1)	数 	19 0 総	床	(2)	積(㎡)	整 28	減	税 額 (千円) 36 0 0 0 0

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	8	3

# 第83表 需給事情による減点補正実施状況等に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

-		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	行番号 平成21年度に需給補正	平成24年度に需給補正	平成24年度における		度 に お け る	改正の内訳	
	п ш 7	適 用 の 有 無	用の有無適用の有無	需給補正の改正の有無	需給補正の適用項目 の 縮 小 の 有 無	需給補正の適用地域 の 縮 小 の 有 無	需給補正率の 縮小の有無
	0 1 0	12	13	14	15	16	17 17

(注:「有」に該当する場合「1」を記入すること)

地	地方公共団体コード							
2	8	1	0	0	0	8	4	

# 第84表 不均衡是正実施状況に関する調

- 74 -

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	<b>&gt;</b>			(1)			(2) (3)			)					
	行番号						1.44		-14		~+ <b>-</b>	不均衡	元是 正	単位当た	り価格
区分	行	畨	号	棟	数	床	面 (m²)	積 ) (イ)	による:	不均衡是正し こよる増減額 <sup>(ロ)</sup> (千円)		(円)			
木造家屋	9	1	0	12		20			30	41		0			
木造以外の家屋	0	2	0									0			
計	0	3	0		0			0		0		0			

地	地方公共団体コード							
1 2	8	1	0	0	0	78	8 5	

# 第85表 在来分家屋の減価状況に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		<b>&gt;</b>			(1)		(2)		(3)					
													単位当た	り価格
X	分	行	番	号	棟	数	床	面 (n	積 fl)(イ)	減 (	価 ロ) (=	額 千円)	(ロ) (イ)	- (円)
木造	家 屋	9	1	0	12	128, 672	22		3, 130	34		45 5, 197		5, 680
木造以夕	トの家屋	0	2	0		344, 446		57, 94	0,720	36	9, 142	2, 726		6, 371
	+	0	3	0		473, 118		71, 81	3, 850	44	7, 947	7, 923		6, 238

- 75 -

地方	表番号						
12	8	1	0	0	0	8	6

# 第86表 積雪・寒冷補正による減価額の状況に関する調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	行悉号	平成24年度評価額		• 寒 冷	補 正 率	積雪・寒冷補正がないとした場合の評価額
E 7	11 ⊞ %	(千円)(イ)		寒冷地域の率 (b)	計 100-(a+b) (ロ)	(イ)/(ロ)×100 (千円)
木 造 家 屋	0 1 0	12 キ	23	25	27	0
木造以外の家屋 軽量鉄骨造、れんが 造及びコンクリート ブロック造		40 <i>T</i>	51	53	55	57 67 0
計	0 3 0	0	23	25	27	29 39 0

<sup>(</sup>注)「積雪・寒冷補正率の「計(ロ)」には、木造家屋においては「100-(a+b)」の数値が75を下まわる場合には75と記載すること。 また、木造以外の家屋においては、該当のある場合97若しくは95が記載されるものであること。

地方公共団体コード							番号
12	8	1	0	0	0	8	78

#### 第87表 家屋の評価方法別棟数調

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		新	増	分	在	来	分	
区分	行番号	木造家屋	木造以外の家屋	合 計 (イ)+(ロ) (ハ)	木造家屋	木造以外の家屋	合計 (二)+(ホ) (へ)	合計 (ハ)+(へ)
(1)部分別評価方法		3, 103			36	44	52	60 72 4, 207
(2) 比準評価方法	0 2 0			0			0	0
(3) 乗率評価方法	0 3 0				244, 462	149, 287	393, 749	393, 749
(4) 合計 (1)+(2)+(3)	0 4 0	3, 103	e 1, 104		m 244, 462	f 149, 287	393, 749	397, 956

<sup>(</sup>注)在来分家屋の評価方法については、原則として「(3)乗率評価方法」(再建築費評点補正率による評価方法)によるため、

<sup>(1)、(2)</sup>の評価方法により評価した家屋がある場合については、別紙にその理由を記載すること。

地	方公	:共区	団体	コー	-ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	8	8

# 第88表 木造家屋に係る物価水準による補正率別団体数調

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

	(1)			(2)				(3)		
行番号	物	価	水	準	に	ょ	る	補	正	率
		1.00			0.	95			0. 90	
0 1 0	12		1	13				14		14

(注:該当欄に「1」を記入すること)

- 78 -

地方公	:共区	団体	コー	- F	表都	昏号
<sup>1</sup> 2 8	1	0	0	0	79	0

# 第90表 建築年次区分による在来分家屋の減価状況に関する調

	<u> </u>			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
				木	造家	屋	木 造	以外の	家 屋
建 築 年 次	行	番	号	棟 数	減価床面積	減 価 額 (千円)	棟 数	減価床面積(㎡)	減 価 額 (千円)
38 年 1 月 1 日 以 前	90	1	0	131	6, 508	36, 779	1, 366	938, 201	383, 536
38年1月2日~41年1月1日	0	2	0	15	869	2, 898	1, 915	543, 473	918, 526
41 年 1 月 2 日 ~ 44 年 1 月 1 日	0	3	0	25	2, 228	4, 135	3, 549	1, 042, 475	2, 031, 010
44 年 1 月 2 日 ~ 47 年 1 月 1 日	0	4	0	27	1, 921	3, 858	6, 482	1, 347, 787	2, 951, 578
47年1月2日~50年1月1日	0	5	0	154	22, 924	10, 326	24, 242	3, 305, 721	10, 703, 848
50 年 1 月 2 日 ~ 53 年 1 月 1 日	0	6	0	268	39, 390	200, 709	19, 378	2, 435, 154	9, 868, 990
53 年 1 月 2 日 ~ 56 年 1 月 1 日	0	7	0	269	36, 729	198, 493	22, 507	2, 787, 431	12, 334, 937
56年1月2日~59年1月1日	0	8	0	7, 206	723, 095	248, 581	25, 818	3, 251, 312	15, 610, 660
59年1月2日~62年1月1日	0	9	0	8, 949	916, 983	1, 923, 206	26, 449	3, 342, 908	17, 481, 583
62年1月2日~平成2年1月1日	1	0	0	15, 742	1, 716, 031	6, 571, 126	27, 970	4, 973, 546	29, 017, 546
平成2年1月2日~平成5年1月1日	1	1	0	11,095	1, 288, 009	6, 916, 606	28, 094	6, 049, 052	39, 715, 143
平成5年1月2日~平成8年1月1日	1	2	0	13, 568	1, 468, 256	9, 836, 577	24, 665	4, 670, 692	35, 259, 877
平成8年1月2日~平成11年1月1日	1	3	0	25, 142	2, 595, 145	17, 316, 607	43, 525	7, 612, 813	56, 006, 070
平成11年1月2日~平成14年1月1日	1	4	0	13, 418	1, 451, 334	9, 203, 654	29, 898	4, 805, 295	36, 846, 681
平成14年1月2日~平成17年1月1日	1	5	0	12, 127	1, 318, 746	8, 418, 303	21, 620	3, 409, 595	26, 760, 510
平成17年1月2日~平成20年1月1日	1	6	0	11, 394	1, 269, 831	9, 485, 632	19, 769	4, 137, 545	34, 114, 029
平成20年1月2日~平成23年1月1日	1	7	0	9, 142	1, 015, 131	8, 427, 707	17, 199	3, 287, 720	39, 138, 202
合 計	1	8	0	128, 672	13, 873, 130	78, 805, 197	344, 446	57, 940, 720	369, 142, 726

Ⅲ 都市計画税に関する調報告書



# 平成24年度 都市計画税に関する調

# 第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	行番号	市町村の面積(千㎡)	市街化区域(千㎡) A	市街化調整区域(千㎡) <sub>B</sub>	その他(千㎡) <sub>C</sub>	$\Rightarrow$ (A+B+C) ( $\neq$ m <sup>2</sup> )
課税区域の面積	0 1 0	12	<sup>23</sup> 104, 158	33	<b>43</b> ウ	53
都市計画区域の面積	責 0 2 0	552, 260	203, 650	349, 720	丰	553, 370
		(6)	(7) (8)	(9)		
区分	行番号	都市計画区域の 市街 指 定 の 有 無 設 定	L区域等の 都市計画税 の有無 課税の有	えの 都市計画事業の 無 認 可 の 有 無		

地	方グ	大人	団体	<b>1</b> —	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	2

#### 第52表 納税義務者数に関する調

- 81 -

(1) (3) |法定免税点未満のもの(人)|法定免税点以上のもの(人) 分 行番号 (人) X 262, 9649 1 0 個 人 268, 779 5,815 0 2 0 土 地 法 人 13, 952 489 13, 463 0 3 0 計 282, 731 6, 304 276, 427 0 4 0 個 人 445, 240 8,860 436, 380 0 5 0 家 屋 法 人 18, 253 243 18,010 0 6 0 計 463, 493 9, 103 454, 390 0 7 0 個 人 516, 746 10,620 506, 126 実 数 0 8 0 法 人 23, 307 530 22,777 0 9 0 11, 150 計 540, 053 528, 903

地	地方公共団体コード						
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	3

# 第53表 地積及び床面積等に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)						(2)						(3)			(4)
	区	分	行	番	号	市	街	化	区	域	Ī	市 街	化	調	整	区	域		そ	Ø	他		計
土	宅	宅 地	9	1	0	12				88, 937	, 24							34					45 \$\display  57 \\ 88, 937
地	地	その他	0	2	0					12, 351	:												12, 351
の	等	小 計	0	3	0					101, 288							0					0	,
地	唐	農 地	0	4	0					2, 320	)												<sup>9</sup> 2, 320
積 (千㎡)		計	0	5	0					チ 103, 608	3						ッ 0					テ 0	103, 608
家床	木	造家屋	0	6	0				22,	, 504, 643													22, 504, 643
屋面	木造	以外の家屋	0	7	0					, 834, 166													60, 834, 166
の積 (㎡)		計	0	8	0				83,	, 338, 809							= 0					3 3	, ,
土	宅	宅 地	0	9	0					460, 028	3												460, 028
地	地	その他	1	0	0					20, 877	,												20, 877
0)	等	小 計	1	1	0					480, 905	5						0					0	,
筆	唐	農 地	1	2	0					5, 735													5, 735
数 (筆)		計	1	3	0					486, 640							市0						486, 640
家屋	木	造家屋		<u> </u>	0					220, 831													220, 831
の 棟	木造	以外の家屋			0					138, 931													138, 931
数 (棟)		計	1	6	0					359, 762							٥					, V	359, 762

$\begin{bmatrix} 1 \\ 2 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 7 \\ 5 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 8 \\ 4 \end{bmatrix}$	地方公共団体コード	表番号		
	1 2 8 1 0 0 0	7 5	8 4	

# 第54表 決定価格及び課税標準額に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

								(1)	(2)	(3)	(4)
	区		分		行	番	물	決	定	価	格
			<i>)</i> 3		1 1	ш	,,	市街化区域(千円)	市街化調整区域(千円)	その他(千円)	計 (千円)
		住	小規	個人	9	1	0	3, 705, 209, 909	24	34	45 ± 57 3, 705, 209, 909
		宅	規 期	法人	0	2	0	533, 606, 900			533, 606, 900
	宅	用	<ul><li>一 住</li><li>宅</li></ul>	個人	0	3	0	309, 380, 917			309, 380, 917
土		地	用 般 地	法人	0	4	0	25, 158, 284			25, 158, 284
	地	非 用住	個 住宅		0	5	0	632, 959, 486			632, 959, 486
		宅 地	法 人住宅	. 非用地	0	6	0	1, 795, 035, 556			1, 795, 035, 556
地		小	計		0	7	0	7, 001, 351, 052	0	0	7, 001, 351, 052
		農	地		0	8	0	23, 252, 560			23, 252, 560
	ž	ε σ	) 他	Ľ	0	9	0	208, 884, 399			208, 884, 399
		計	†		1	0	0	7, 233, 488, 011	0	0	7, 233, 488, 011
家	木	造	家	屋	1	1	0	555, 457, 526			555, 457, 526
屋	木道	告 以 外	トの家	、屋	1	2	0	3, 229, 638, 280			3, 229, 638, 280
产		計	†		1	3	0	3, 785, 095, 806			3, 785, 095, 806
	合		計		1	4	0	11, 018, 583, 817	9 0	a 0	11, 018, 583, 817

地	方々	表番号					
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	4

# 第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

								(5)	(6)		(7)	(8)	(9)	(10)
	区		分		行	番	号	市街化区域(千円)	税 市街化調整区域(千円)	票 そ 0	進 の 他 (千円)	額 計 (千円) <sub>A</sub>	· 実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B(千円)
		住	小住宅	個人	9	1	1	1, 201, 149, 698	25	35		1, 201, 149, 698		69 79/
		宅	規規地	法人	0	2	1	172, 623, 643				172, 623, <sup>5</sup> 643		
	宅	用	<ul><li>一 住</li><li>宅</li></ul>	個人	0	3	1	199, 829, 374				199, 829, 374		
土		地	用 般 地	法人		4		16, 022, 863				16, 022, 863		
	地	非 用住	個 人 住 宅 月			5	1	434, 368, 611				434, 368, <sup>2</sup> 611	1	
		宅地	法 人住宅月	非用地	0	6	1	1, 202, 029, 414				1, 202, 029, <sup>‡3</sup>		
地		小	計		0	7	1	3, 226, 023, 603	0		0	3, 226, 023, <sup>5</sup> 3		
		農	地		0	8	1	15, 130, <sup>₹</sup> 282				15, 130, 282		
	7	<i>e</i> 0	他		0	9	1	141, 953, 126				141, 953, 126		
		計	•			0		3, 383, 107, 011	0		0	3, 383, 107, 011		
家	木	造	家屋	量	1	1	1	555, 450, 252				555, 450, 252		
屋	木 造	造 以 外	、の 家	屋	1	2	1	3, 218, 726, 808				3, 218, 726, 808		
产		計	-		1	3	1	3, 774, 177, 060	0		0	3, 774, 177, 060		/
	合		計		1	4	1	7, 157, 284, 071	<u> </u>		0	7, 157, 284, 071	%	0

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	<b>7</b> 5	<b>8</b> 5

# 第55表 平成25年度に新たに法定免税点以上になる 見込みの土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

		(1)	(2)	(3)	(4)		
区分	行番号	地	平 成 25 年 度 分 課 税 標 進 額	左に係る平成24年度 分課税標準額	納税義務者数(人)	1人当たり	課税標準額
			(千円) A	(千円) B	C	<u>A</u> C(円)	<u>B</u> C(円)
法定免税点以上になる見込みの土地	0 1 0	15, 988	1, 864	1,732	50 57 14	133, 143	123, 714

- 85 -

地	方位	表番号					
2	8	1	0	0	0	5	6

#### 第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都道府県名
 兵庫県

 市町村名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	行	番	号	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		1.3	ш	,,	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
亚	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0	1	0	1, 567	1, 133	19, 660, 678	13, 107, 118	69 80 3, 374
平の	<b>負担水準0.95以上1.0未満</b>	0	2	0	94	42	1, 196, 197	783, 523	141
+	負担水準0.9以上0.95未満		3		64	24	607, 335	376, 460	76
特成市	各 11 → 淮 0 0 □ □ □ 0 1 → 連		4		28	13		389, 409	34
	負担水準0.8以上0.85未満	0	5	0	14	5	114, 947	66, 876	16
_	負担水準0.75以上0.8未満	0	6	0	4	2	24, 230	13, 441	5
往	∮担水準0.7以上0.75未満	0	7	0	6		2,960	1,509	6
	<b>負担水準0.65以上0.7未満</b>		8		4	2	44, 596	21, 644	4
/-	負担水準0.6以上0.65未満		9		1		622	270	1
年化	△ 負担水準0.55以上0.6未満	1	0	0					
	負担水準0.5以上0.55未満	1	1	0	1		131	52	1
_ 度区	負担水準0.45以上0.5未満		2		3	2	25, 953	9, 346	4
市	<b>負担水準0.4以上0.45木</b> 個		3						
19	負担水準0.35以上0.4未満		4						
以均	<u>負担水準0.3以上0.35未満</u>		5		1		9, 040	2, 394	1
	貝=15/4-0.20以上0.3不個		6						
前	負担水準0.2以上0.25未満		7						
街農			8						
参	負担水準0.1以上0.15未満		9						
1.0	負担水準0.05以上0.1未満			0					
入地	<b>負担水準0.05未満</b>		1						
化	計		•	0	1, 787		22, 335, 703		3, 663
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの		3		15	18	549, 930	125, 069	32
平の	負担水準0.95以上1.0未満		4		1	1	41, 372	16, 549	1
			5		1	1	52, 380	20, 952	2
区   成	負担水準0.85以上0.9未満		6				10.004	10.000	
<u> </u>	<b>負担水準0.8以上0.85未満</b>		7		1		18, 934	10, 098	1
	<b>負担水準0.75以上0.8</b> 未确		8						
十往	負担水準0.7以上0.75未満		9		0	_	114 000	45.700	0
,	「 <u>負担水準0.65以上0.7未満</u> <u>負担水準0.6以上0.65未満</u>		1		2	5	114, 338	45, 768	9
域	各担水準0 FFDI Lo C土港		2						
16	<u> </u>		3						
年	負担水準0.45以上0.5未満		4						
	負担水準0.4以上0.45未満		5						
農度	負担水準0.35以上0.4未満		6						
<i>,</i> , ,	負担水準0 3以 F0 35未満		7						-
以垣			8						
	負担水準0.2以上0.25未満		9						
後農	負担水準0.15以上0.2未満		0						
理	負担水準0.1以上0.15未満			0					
参	負担水準0.05以上0.1未満		2						
_ 地			3						
入	計	_	4	_	20	25	776, 954	218, 436	45
	рΙ	4	4	v	20	20	110, 934	210, 430	40

地	方グ	ド	表番号				
2	8	1	0	0	0	7 5	6
							<b>→</b>

#### 第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の 農地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	守 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

					(1)	(:	2)		(3)	(4)	(	5)
	区 分	行	番	号	納税義務者(人)	地	積 (千㎡)	決	定 価 格 (千円)	課税標準額(千円)	筆	数 (筆)
	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 4	5	0	1, 582	24	1, 151	39	20, 210, 608	13, 232, 187	69	3, 406
	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0	95		43		1, 237, 569	800, 072		142
	負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0	65		25		659, 715	397, 412		78
	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0	28		13		649, 014	389, 409		34
	負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0	15		5		133, 881	76, 974		17
	負担水準0.75以上0.8未満	5	0	0	4		2		24, 230	13, 441		į
合	負担水準0.7以上0.75未満		1		6		0		2, 960			(
	負担水準0.65以上0.7未満		2		6		7		158, 934	67, 412		13
	負担水準0.6以上0.65未満		3		1		0		622	270		
	負担水準0.55以上0.6未満		4		0		0		0	0		-
	負担水準0.5以上0.55未満		5		1		0		131	52		
	負担水準0.45以上0.5未満		6		3		2		25, 953	9, 346		
	負担水準0.4以上0.45未満		7		0		0		0	0		
	負担水準0.35以上0.4未満		8		0		0		0	0		
計	負担水準0.3以上0.35未満		9		1		0		9, 040	2, 394		
ĦT.	負担水準0.25以上0.3未満		0		0		0		0	0		
	負担水準0.2以上0.25未満		1		0		0		0	0		
	負担水準0.15以上0.2未満		2		0		0		0	0		(
	負担水準0.1以上0.15未満		3		0		0		0	0		(
	負担水準0.05以上0.1未満		4		0		0		0	0		(
	負担水準0.05未満	6	5	0	0		0		0	0		(
	計	6	6	0	1, 807	3	1, 248	L	23, 112, 657	14, 990, 478	世	3, 708
第 62	表のうち生産緑地に係るもの	6	7	0	624	そ	1,072	た	139, 903	<sup>5</sup> 139, 804		2, 02

地	方グ	〉共 🛚	団体:	ュー	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8 7

# 第57表 課税標準の特例に関する調 (法定免税点以上のもの)

都道府県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

								(1	1)		(2)			(3)		(4)		(	5)
	_	地	目 等	特				宅	Ē #	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番号	쿳	宅	地	そ	の	他	辰	. FE		걔만	日日	<b>冰</b>	产
	77			<del>====</del>					(千円)			(千円)		(千円)			(千円)		(千円)
課法	法	第10項(日本放送協会)	評 価 額	1/2	0	1 (	0	12	557, 384	22		829	32		42	5	558, 213	52	61
税第	第		課税標準額		0	2 (	0		391, 982			550				3	392, 532		460, 327
標 7	717		評価額	1/3	0	3 (	0												
準 2	7	第11項(日本原子力研究開発機構)	課税標準額	1/3	_	4 (													
の条	0	3011 3 (B./1-000 1 70 00 7 00 1 7 0 1 0 1 1 1 1 1 1 1	評価額	2/3		5 (													
特、	2		課税標準額		_	6 (	_												
例の	条	第12項(登録有形文化財等)	評価額	1/2	0		_										0		100,007
につ			課税標準額 評 価 額		_	8 ( 9 (	_										0		123, 037
ょこ	第	   〜 <sub>22.15</sub> (農業・食品産業技術総合研究機	課税標準額	1/3	_	0 (	-+										0		
り書	2	第23項 構)	評価額		_	1 (	•										0		
減の	項		課税標準額	1/6	-	2 (	-										0		
額規	カュ		評 価 額			3 (	0												
と定		第24項(新関西国際空港株式会社)	課税標準額	1/2	1	4 (	0												
	9	第26項(信用協同組合等)	評価額	3/5	1	5 (	0												
なに	IJ	20.8 (旧川岡岡地口 4)	課税標準額	. 3/3		6 (													4, 305, 781
るよ	書	第28項(中部国際空港)	評価額	1/2	-	7 (	_										0		
額る			課税標準額	1 ′ -	1	8 (	0										0		

地	方グ	〉共 🛚	]体:	コー	ĸ	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7 5	8 7
							_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(	(1)		(2)		(;	3)		(4)		(5	j)
	_		等	特			5	<b>老</b>	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例 率	行	番号	宅	地 (千円)	そ	の 他	<u>b</u> 千円)	戾	(千円)		걘	(千円)	<b>承</b>	生 (千円)
定法		<b>第1</b>	評 価 額	1 /0	9	9 0	12	(111)	22		1117	32	(111)	42		(111)	52	61
に則よ第	法	第1項(倉庫)	課税標準額	1/2	2	0 0					_							713, 110
る 1 る 5			評価額	2/3		1 0										0		
課条	附	第 5 項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施 設 (H10.3.31まで取得分))	課税標準額 評 価 額			<ul><li>2</li><li>0</li><li>3</li><li>0</li></ul>										0		
税法標附			課税標準額	4/5		4 0										0		
準第	則	第14項 (並行在来線に係る譲受固定資 産)	評価額	1/2		5 0										0		
σ 1 5			課税標準額 評 価 額			6 0 7 0												
特条	第	第18項 (民間資金等の活用による公共施設等)	課税標準額	1/2	-	8 0					_				_			
2 に又			評価額	1/2		9 0												
よは法	1	第19項 (認定都市再生事業)	課税標準額 評 価 額		3	0 0					_							
り附			課税標準額	3/5	3	2 0					_					_		
減 期 額 1	5	第20項 (成田国際空港)	評価額課税標準額	4/5		3 0 4 0										0		
と を 条			評 価 額	1 /0	_	5 0					_							
なの	条	第21項 (国立大学法人の校舎)	課税標準額	1/2	3	6 0												
る <sub>の</sub> 額規		第22項 (指定特定重要港湾に係る港湾施 設)	評価額課税標準額	1/2		7 0 8 0												

$\begin{bmatrix} 1 & 2 & 8 & 1 & 0 & 0 & 0 & 5 & 7 \end{bmatrix}$	地	方グ	)共区	団体:	コー	ド	表看	長番号		
	2	8	1	0	0	0	7 5	7		

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

							(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
	_		等	特			宅	地	等	農地	土地計	家 屋
区	· · 分			例 率	行	番号	宅 地	そ	の他	辰 地		多 座
	. //			-4				円)	(千円)			(千円)
準法 附		第23項 (都市鉄道施設等)	評 価 額	2/3	3	9 0	12	22		32	42	52 61
則	法		課税標準額	2/3	4	0 0						
の第 1	120		評価額	1 /0	4	1 0	26, 999,	398			26, 999, 898	
5			課税標準額	1/2	4	2 0	18, 899,	929			18, 899, 929	474, 794
特条、	附	る 外述行例)	評価額	3/5	4	3 0					0	
法			課税標準額	0/0	Ŀ÷	4 0					0	
例附 則	則	第25項 (郵便事業・郵便局株式会社)	評価額	1/2	-	5 0	4, 603,	_			4, 603, 377	
第		SIGN CERCES SIGN EPIDENSYM CALLED	課税標準額	_, _	-	6 0	3, 509,	764			3, 509, 764	4, 237, 642
に 1 5		第26項 (鉄道再構築事業)	評価額	1/4		7 0						
条	第		課税標準額			8 0						
よの 2		第28項 (重要無形文化財の公演施設)	評価額	1/2	-	9 0					0	
又	1		課税標準額 評価額		-	0 0 1 0					0	
りは	1	第30項 (指定会社等の特定用途港湾施 設)	課税標準額	1/2	<b>—</b>	2 0					0	
法附			評価額		-	3 0						
減則	5	第32項 (国際戦略港湾等に係る一定の荷	課税標準額	1/2	_	4 0		_				
第 1		第32項 (国际戦略を得事に係る一定の何)	評価額			5 0		_				
額 5	条		課税標準額	2/3		6 0						
条の	>10	第26項 (駅のバリアフリー化施設に係る	評 価 額	0 /0	5	7 0						
と 3			課税標準額	2/3	5	8 0						
の 規	1 法 5 附 2 条則	ォ┃ <sub>第2項</sub> (三島特例)(法附則第15条の3┃	評 価 額	1/2	5	9 0					0	
な定	<sup>2</sup> 条則 の第	<sup>第2頃</sup> の適用のあるものを除く)	課税標準額	1/4	6	0 0					0	
に	条法		評 価 額	3/5	6	1 0	34,	324	_		34, 824	
よるる	附の則	第1項 (法附則第15条の2第2項の三島特・ 例に係るものを除く)	課税標準額	3/ 0	6	2 0	24,	377			24, 377	287
課	の第	(旅客会社等に係る承継特例)	評価額	0/10	6	3 0					0	
税額標	1 3 5	第1項 (法附則第15条の2第2項の三島特 例に係るものに限る)	課税標準額	3/10	6	4 0					0	
額標	3 5	例に係るものに限る)	課税標準額		6	4 0					0	

1 2 8 1 0 0 0 <sup>7</sup> 5 7	地	方グ	/共区	団体:	<b>1</b> –	ド	表番号			
	2	8	1	0	0	0	7 5	8 7		

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

							(	1)		(2)		(	3)		(4)		(5	)
		等	特				勻	Ē ;	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区分			例 率	行	番	号	宅	地	そ		他	戾			걘		<b>冰</b>	
改る改					-		12	(千円)	22	(-	(千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
正も正	第2項 旧法第349条の3第24項 (関西国際空港株式会社)	評 価 額	1/2	9 6	5		12		22			32		42		0	" 	*
条則成規	(男母国际主管体人云红)	課税標準額		6	6	0										0		
第2定	旧法附則第15条の3第2項	評価額		6	7	0												
14に 4年よ	第3項 (旅客会社等に係る基盤整備事 業)	課税標準額		6	8	0												
改		評 価 額	1 /0	6	9	0												
正法	旧法第349条の3第23項 第2項 (農業・食品産業技術総合研究機	課税標準額	1/3	7	0	0												
の	第 2 頃 (辰未・艮四座未仅州松口圳九陵 構)	評価額	2/3	7	1	0												
規		課税標準額	2/3	7	2	0												
定	第4項 旧法第349条の3第31項	評 価 額	1/3		3													
に	第4項 (社会保険診療報酬支払基金)	課税標準額	1/0		4													
よる	第 5 項 (白野東京へ) 第 5 項 (白野東京へ) 第 5 項 (白野東京へ) 第 5 元 ( ロ ・	評 価 額	1/3	7	5	0												
\$	(日期単女生連転センター)	課税標準額	1, 0		6	_												
0	旧法第349条の3第33項 第6項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機	評 価 額	1/2		7													
平	構)	課税標準額			8													
成		評 価 額	1/2		9													
2 3	第7項 旧法附則第15条第1項	課税標準額	,	<b>-</b> i	0	_												
年	が (倉庫)	評 価 額	7/8		1													
改	ID N+1/1 DI Mrs + F /Z Mrs oc rF	課税標準額			2	_												
正	旧法附則第15条第26項 第8項 (高齢者・障害者等の移動円滑化	評 価 額	2/3	-	3	_												
法 附	停車場建物等)	課税標準額		8														
則	第9項 旧法附則第15条第31項 (認定都市再生事業)	評価額	1/2	-	5	_												
第		課税標準額			6													
9	旧法附則第15条第35項 第10項 (指定特定重要港湾に係る港湾施	評価額	1/2		7													
条	設)	課税標準額		8	8	0												

地	地方公共団体コード表番号											
2	8	1	0	0	0	7 5	8					

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(	(1)		(2)		(	3)		(4)		(5)	
		地目等	特			59	老 均	也	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分		例 率	行:	番号	宅	地(エ四)	そ	の	他(エ四)	)EX			70		<i>≯</i>	
法も改	T			9	:	12	(千円)	22		(千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
の正	第 3 項 旧法附則第15条第28項	評 価 額	3/4	0	1 0												
附平法	(大規模改良停車場建物等) 	課税標準額	0/1		2 0												
則成の	第4項 旧法附則第15条第36項	評 価 額	1/2	0	3 0												
. 規	第4項 (PFI公共荷さばき施設)	課税標準額	1/2	0	4 0												
第2元	第 5 項 (DEL) 即 5 套 物 和 理 按 3 入	評 価 額	1/2	0	5 0												
1年に	用 <sup>5 項</sup> (PFI一般廃棄物処理施設)	課税標準額	1/2	0	6 0												
4 改よ	第6項 旧法附則第15条第54項	評 価 額	1/4	0	7 0												
条正る	<sup>  男 6 項</sup> (鉄道再生事業)	課税標準額	1/ 1	0	8 0												
法も改		評 価 額	1/2	0	9 0												
の正 附	第2項 旧法附則第15条第2項	課税標準額	1/2	1	0 0												412, 445
平法	おもな (倉庫)	評 価 額	5/6	1	1 0												
則成の		課税標準額	5/0	1	2 0												
第 <sup>2 規</sup> 1 定	第3項 旧法附則第15条第45項	評 価 額	2/3	1	3 0												
1年に	<sup>第 3 項</sup> (地下駅火災対策施設)	課税標準額	4/0	1	4 0												
<sup>1</sup> 改よ	第4項 (地下海路の池水時路離梅乳)	評 価 額	2/3	1	5 0												
条正る	<sup>男 4 項</sup> (地下街等の洪水時避難施設)	課税標準額	2/0	1	6 0												

地	地方公共団体コード											
2	8	1	0	0	0	7 5	8					
							_					

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(1)		(2)		(;	3)		(4)		(!	5)		
		地 [	事	特				宅	地	等		農	地	土	地	計	家	屋
区	分			例率	行	番号	7	宅 地		その	他	/ACC			200		<b>水</b>	
法改					9	:	4	12 (千)	22		(千円)	32	(千円)	42		(千円)	52	(千円)
正法		旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評 価 額	1/2		7 0	)											
附の			課税標準額		1	8 0	)											
 規 定		旧法第349条の3第26項	評価額	1/2	1	9 0	)											
則 よ	第2項	(日本消防検定協会)	課税標準額	1/2	2	0 0	)											
る # も		旧法第349条の3第27項	評価額	1/2	2	1 0	)											
第の		(小型船舶検査機構)	課税標準額	1/2	2	2 0	)											
平 成		旧法第349条の3第28項	評価額	1/2	2	3 0	)											
$\begin{array}{cc} 1 & 2 \\ 6 & 0 \end{array}$		(軽自動車検査協会)	課税標準額	1/2	2	4 0	)											
年	第4項	旧法附則第15条第15項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設	評価額		2	5 0	)									0		
改 条正	37 1 8	(H18.4.1~H20.3.31まで取得分))	課税標準額	1/2	2	6 0	)									0		
法も改の正			評 価 額	1/2	2	7 0	)											
平法	第2項	旧法附則第15条第2項	課税標準額	1/2	2	8 0	)											
則成の	37 2 · X	(倉庫)	評価額	5/6	2	9 0	)											
第 <sup>1 規</sup> 9 定			課税標準額	0/0	3	0 0	)											
1年に 1 <sub>改よ</sub>	第3項	旧法附則第15条第53項	評価額	1/2	3	1 0	)											
条正る	37 0 · X	(地下街等の洪水時避難施設)	課税標準額	1/2	3	2 0	)											
法も改 附 平法			評価額	1/2	3	3 0	)									0		
半法 則成の 第1規	笙り頂	第2項 (外貿埠頭公社の特定用途港湾施設 ┗	課税標準額	1/2	3	4 0	)									0		
8 定 2 年に	7714		評価額	1/5	3	5 0	)									0		
0 改よ 条正る			課税標準額	1/0	3	6 0	)									0		

地方公共団体コード表番号											
2	8	1	0	0	0	7 5	8				

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(	1)		(2)	(	3)		(4)	(!	5)
区	分		地目等	特 例 率	ŕ	亍 番	号	年 宅	き ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±	也 そ	等 の 他 (千円)	農	地 (千円)	土	地計(千円	家	屋 (千円)
改正法の担条	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評 位課税標	1/6	_	7	0	12	<i></i>	22		32	<i></i>	42		52	61
** 則成規 第1 1 7 0 年よ	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評 位課税標	1/6	_	9	-										
年 改正法の		旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評 位課税模	1/3	4	1 2	0										
規 法定 H		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評 個課税機	1/3	_	3	-										
則 第	第3項	旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評 個課税機	1/3	_	5											
1 8 1 条 5		旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評 位課税標	1/3	4	8	0										37, 060
2 1 正)	平に正 成よ法	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貿埠頭)	評句	1/2	-	9									(		
3 法項条附	1 るの 0 も規		課税模	準額	5	0	0								(	)	

地	方々	ド	表番号				
2	8	1	0	0	0	7 5	8

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

								(		(2)		(	3)	(4)			(5)			
			地	目 等	特	-		_	钅		地	等		農	地	土	地	計	家	屋
X	分				例率	行	番	号	宅	地 (千円)	そ	の	他 (千円)	,20	(千円)			(千円)	~.	(千円)
平改				評価額		9			12	(17)	22		(117)	32	(117)	42			52	61
成正		旧法第349条	の 9 年977百		1/3	<b></b> i	1												/	
			かる 第27項 勿系特定産業事業研究機	課税標準額		5	2	0												
7 法 年		構)		評 価 額	1/6	5	3	0												
世の改				課税標準額		5	4	0												
正規	旧法第349条の3第30項			評 価 額	1/6	5	5	0												
法定		(日本電気記	<b>计器検定所</b> )	課税標準額		5	6	0												
		旧法第349条	の3第31項	評 価 額	1/6	5	7	0												
附に		(日本消防核	<b>)</b> 食定協会)	課税標準額	1/0	5	8	0												
則よ		旧法第349条	の 3 第32項	評 価 額	1/6	5	9	0												
第る		(小型船舶権	<b>食査機構)</b>	課税標準額	1/6	6	0	0												36, 417
1 2 t		旧法第349条	の 3 第33項	評価額	1/6	6	1	0												
条の		(軽自動車権	<b>倹査協会)</b>	課税標準額	1/6	6	2	0												
		合	計	評 価 額		6	3	0	3	2, 195, 483			829		0		32, 19	96, 312		
		Έ	ΞI	課税標準額		6	4	0	2:	2, 826, 052			550		0		22, 82	26, 602	1	0, 800, 900
	第条第		市街化区域農地としての記	平価額		6	5	0							72, 151		,	72, 151		
	7の 項5		徴収猶予分に相当する課利		V	6	6	0							31, 066		;	31,066		
	第条 <sup>9</sup> 8 の		市街化区域農地としての記	平価額		6	7	0										0		
	項 5		徴収猶予分に相当する課程	<b>总標準額</b>		6	8	0										0		

地方公共団体コード表										
2	8	1	0	0	0	7 5	8			

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(	1)		(2)		(3)			(4)		(5)	)
	地目等	特				笔	3 1	也	等		農	地	土	地	丰	家	屋
区分		例 率	行	番	号	宅	地 (千円)	そ	の 他 (千P	円)	辰	毛 (千円)	上	먠	千円)	<b>※</b>	至 (千円)
第条第法 項 <sub>1</sub> の2附	市街化区域農地としての評価額		6	9	0	12		22		32	2		42		0	52	61
6 5 9 則	減額分に相当する課税標準額	<b>/</b>	7	0	0										0		
第条第法	市街化区域農地としての評価額		7	1	0										0		
項 1 の 2 附 7 5 9 則	減額分に相当する課税標準額	/	7	2	0										0		
置係及な区(環5法 ので域域のでは 特家た外免 例屋土と除 4第 措に地と除 4第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	3	0										0		
例屋土外税第5法 措に地と除45附 置係及な除項への るでの 等家た城課2第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	4	0										0		
例屋士外税第5法 措に地と免65附 置係及な除項条 るびつ区への 特家た域課2第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	5	0									/			
例屋土外税第5法 措に地と免85階 置係及な除項条の るびの区域課2 特家た域課2第	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7	6	0									/			
特用る大項5法 例地級災年 措に災災年 (4年 (4年 (4年 (4年 (4年 (4年) (4年) (4年) (4年	減額分に相当する課税標準額		7	7	0										0		
例地代に日15法 措に替よる大項( 電係住る大項(条 を主被変災東第第	減額分に相当する課税標準額			8											0		
置係代に日15法 代に本16所 特家る大震( を が屋を が屋を が が が を が を で が を で が を で が を で を で を	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3 減額		9			<i></i>		<u> </u>			<i>/</i>					

地	表番号						
2	8	1	0	0	0	7 5	8 8
							_

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

						(-	1)		(2)		(3)		(4)	(5	5)
	地目等	特				宅	i t	也	等	農	地	土	地 計	家	屋
区分		例 率	行	番	号	宅	地 (チョ)	そ	の他						
特住に内住15法		<del>                                     </del>	9			12	(千円)	22	(千円	32	(千円)	42	(千円)	52	(千円)
例宅係住困36 附 措用る宅難項条則 置地代用区(条) の替地域居第第	減額分に相当する課税標準額			1									C		
置のる内住15法 特代家困46 附	Shaker (A.) her also a see any eV for Madee	1/2 減額	8	2	0										
付替屋難項条 例家に区(乗) 措屋係域居第第	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	_	3	_				/						
地潟第1法 震県36附 県中項(新 事) 神新2第	減額分に相当する課税標準額		8	4	0										
15法第則年の定改 36附4第中でに正 36附項1正成よる 項条則(4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額		8	5	0								C		
15法第則年の定改 46附5第改平に正 項 条則 (4法2るの	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額 1/3		6							/		/		
第第旧条附4も規		減額	8	7	0										
第1法1則年の定改 36附1第立でに法 項条則(条法2るの 2第旧第附3も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	8	0										
第1法1則年の定改 46附2第立でに 項条則(条正式との の第1の 2第旧第附3も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	8	9	0			/							
第1法第則年の定改 16附7第改平に正 0条削項1正成よ法 項の則へ4法2るの	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額		0										5	5, 181, 226
項の 4 法 2 るの 2 第旧条附 2 も規	嫉嫉刀『〜1世    サる味忱保学領	1/3 減額	9	1	0										241, 645

地	地方公共団体コード									
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	98			

#### 第59表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

						(1)	(	2)	(3)	(4)	(5)
		区	行	番	뮸	納税義務者	地	積。	決定価格	課税標準額	筆 数
			13	ш.	.,	(人)		(千㎡)		(千円)	(筆)
		負担水準1.0以上	9	1	0	168, 116	24	31, 519	39 1, 989, 768, 039	<sup>54</sup> 663, 255, 949	69 80 205, 084
	小	負担水準0.95以上1.0未満		2		41, 259		7, 420		232, 638, 283	49, 488
	規	負担水準0.9以上0.95未満		3		23, 743		4, 025	548, 632, 526	169, 054, 374	28, 490
	乃允	負担水準0.85以上0.9未満		4		13, 088		2, 343	396, 053, 850	118, 816, 144	16, 122
	模	負担水準0.8以上0.85未満		5		2,830		570		14, 726, 588	3, 402
	愰	負担水準0.75以上0.8未満		6		341		59		1, 709, 775	436
	/	負担水準0.7以上0.75未満		7		79		33		593, 932	105
	住	負担水準0.65以上0.7未満		8		39		12	, ,		46
		負担水準0.6以上0.65未満		9		12		2			14
	宅	負担水準0.55以上0.6未満		0		5			30, 968		7
		負担水準0.5以上0.55未満		1		4		1	43, 832	8, 537	1
	用	負担水準0.45以上0.5未満		2		2		1	19, 552		9
		負担水準0.4以上0.45未満		3		5		1	39, 179		5
	地	負担水準0.35以上0.45木綱 負担水準0.35以上0.4未満		4		J		1	33, 113	0, 102	J
宅		負担水準0.3以上0.4不凋 負担水準0.3以上0.35未満		5							
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.35水綱 負担水準0.25以上0.3未満		6							
		負担水準0.2以上0.25未満		7							
	個	負担水準0.15以上0.2未満		8							
		負担水準0.1以上0.15未満		9							
	人	負担水準0.05以上0.1未満		0							
		負担水準0.05次上0.1未満 負担水準0.05未満		1							
	$\overline{}$	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1							2	7	
		計		2		249, 523		45, 985		1, 201, 149, 698	303, 205
		負担水準1.0以上		3		3, 694		3, 794	266, 252, 267	88, 750, 753	8, 285
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0	1, 467		1, 126	115, 144, 167	37, 612, 901	2, 797
		負担水準0.9以上0.95未満	2	5	0	1, 059		535	80, 883, 816	24, 971, 589	1, 971
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2	6	0	539		408	58, 147, 076	17, 444, 122	1, 343
		負担水準0.8以上0.85未満		7		89		83	12, 174, 231	3, 587, 785	200
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0	15		5		160, 609	16
		負担水準0.7以上0.75未満	2	9	0	5		1	34, 565		10
地	住	負担水準0.65以上0.7未満		0		3			30, 419		7
		負担水準0.6以上0.65未満		1		3		4	304, 059		7
	宅	負担水準0.55以上0.6未満		2		1		2	26, 915	5, 497	1
		負担水準0.5以上0.55未満		3		1			9, 065	1, 780	1
	用	負担水準0.45以上0.5未満		4		1			14, 163	2, 431	1
		負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0						
	地	負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0						
		負担水準0.3以上0.35未満	3	7	0						
	$\overline{}$	負担水準0.25以上0.3未満		8							
		負担水準0.2以上0.25未満		9							
	法	負担水準0.15以上0.2未満	4	0	0						
		負担水準0.1以上0.15未満		1							
	人	負担水準0.05以上0.1未満		2							
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	4	3	0						
		11h	4	4	0	6, 877		5, 958	533, 606, 900	<sup>ts</sup> 172, 623, 643	14, 639
		H1	1	_	v	5,011		0, 000	000, 000, 000	1,2,020,010	11,000

地	方グ	表番号					
1 2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 5	98

#### 第59表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	号	納税義務者	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課税標準額	筆 数 (筆)
		負担水準1.0以上	9	5	0	12 42, 301	24	39	E4 6	9 80 50, 247
	_				1	*	, and the second	,,		
		負担水準0.95以上1.0未満			0	9, 246		56, 633, 174	37, 075, 011	10, 759
	般	負担水準0.9以上0.95未満		7		4, 715		46, 279, 054	28, 462, 075	5, 421
	/2/4	負担水準0.85以上0.9未満		8		2, 691	259	43, 149, 919	25, 889, 949	3, 361
	住	負担水準0.8以上0.85未満		9		1,096		4, 485, 498	2, 638, 462	1, 289
	江	負担水準0.75以上0.8未満		0		84		219, 821	122, 361	103
	جيدر	負担水準0.7以上0.75未満		1		24		293, 257	151, 555	40
	宅	負担水準0.65以上0.7未満		2		9	2	300, 559	144, 979	14
		負担水準0.6以上0.65未満		3		1		5, 522	2, 511	1
	用	負担水準0.55以上0.6未満		4		0		005	0.41	0
		負担水準0.5以上0.55未満		5		2		895	341	
	地	負担水準0.45以上0.5未満		6						
		負担水準0.4以上0.45未満		7						
宅	_	負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0					
-L	( )	負担水準0.3以上0.35未満		9						
	/1001	負担水準0.25以上0.3未満		0						
	個	負担水準0.2以上0.25未満		1						
		負担水準0.15以上0.2未満		2						
	人	負担水準0.1以上0.15未満		3						
		負担水準0.05以上0.1未満		4						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		5				1+	yh.	
		計		6		60, 169	4, 463	309, 380, 917	199, 829, 374	71, 237
		負担水準1.0以上	6	7	0	545	192	10, 035, 311	6, 690, 207	1, 269
	_	負担水準0.95以上1.0未満		8		170		4, 373, 876	2, 848, 342	331
		負担水準0.9以上0.95未満		9		102		5, 340, 029	3, 305, 017	180
	般	負担水準0.85以上0.9未満		0		95	43	4, 757, 877	2, 854, 726	284
	/1/	負担水準0.8以上0.85未満		1		15	2	263, 168	155, 413	38
	住	負担水準0.75以上0.8未満		2		4		68, 405	38, 187	6
	114	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0	2		1, 439	742	3
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満		4		2		2, 349	1, 126	3
	-6	負担水準0.6以上0.65未満		5						
		負担水準0.55以上0.6未満		6		2	24	305, 937	125, 216	6
	用	負担水準0.5以上0.55未満		7		1		9, 893	3, 887	1
		負担水準0.45以上0.5未満		8						
	地	負担水準0.4以上0.45未満		9						
		負担水準0.35以上0.4未満		0						
	_	負担水準0.3以上0.35未満		1						
		負担水準0.25以上0.3未満		2						
	法	負担水準0.2以上0.25未満		3						
		負担水準0.15以上0.2未満		4						
	人	負担水準0.1以上0.15未満		5						
	^`	負担水準0.05以上0.1未満		6						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満	_	7	_					
		計	8	8	0	938	346	<sup>‡2</sup> 25, 158, 284	16, 022, 863	2, 121
				:	1					



# 第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)		(2)	(3)	(4)	(5)
	区	行	番	号	納税義務者(人)		地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)
	商 負担水準0.7超	90	1	0	18, 471	24	4, 902	<sup>39</sup> 362, 807, 356	253, 965, 137 <sup>6</sup>	
	業 負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	8, 586		1, 773	214, 090, 260	145, 082, 564	11, 996
	地 負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	1, 676		325	51, 961, 462	32, 896, 241	2, 340
	等 負担水準0.55以上0.6未満			0	136		27	3, 587, 082	2, 152, 249	193
		0	5	0	18		2	205, 855	120, 860	21
	非 負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	12		3	248, 987	129, 882	13
	<u>負担水準0.4以上0.45未満</u>		7		2			5, 206	2, 512	(
	住 負担水準0.35以上0.4未満		8		1			3, 629	1,600	]
	宅 負担水準0.3以上0.35未満		9	•	1		1	45, 696	16, 531	]
	用 負担水準0.25以上0.3未満		0							
宅	負担水準0.2以上0.25未満 地		1		1			3, 953	1, 035	]
	↑ <b>負担水準0.15以上0.2</b> 未満		2							
	· 負担水準0.1以上0.15未満			0						
	個 負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0						
	人 負担水準0.05未満	1	5	0						
	計	1	6	0	28, 904		7, 033	632, 959, 486	434, 368, 611	42, 885
	商 負担水準0.7超	1	7	0	6, 721		20, 611	1, 111, 705, 075	758, 158, 912	17, 261
		1	8	0	2, 862		2, 982	382, 550, 998	257, 679, 151	6, 610
	4h [負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	686		923	267, 686, 636	166, 972, 943	1, 904
	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1			0	69		214	21, 167, 416	12, 700, 449	124
	等 負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0	6		366	9, 797, 813	5, 460, 972	12
地	△ 負担水準0.45以上0.5未満		2		6		28	1, 211, 287	637, 887	15
	非 負担水準0.4以上0.45未満		3		4		17	640, 258	308, 153	Ę
	住 負担水準0.35以上0.4未満		4		2		10	183, 795	79, 070	4
	全 <u>負担水準0.3以上0.35未満</u>			0	2			44, 238	16, 080	4
			6		2		1	42, 864	14, 564	4
	用 負担水準0.2以上0.25未満		7		1			646	175	]
	地 負担水準0.15以上0.2未満		8		1			4, 530	1, 058	
	・ 負担水準0.1以上0.15未満		9							
	法 負担水準0.05以上0.1未満			0						
	人 負担水準0.05未満	3	1	0						
	計	3	2	0	10, 362		25, 152	<sup>5</sup> 1, 795, 035, 556	1, 202, 029, 414	25, 941

- 100 - 概調都-22



# 第60表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(	(5)
		区 分	行	番	묽	納税義務者	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		·	, ,	щ		(人)	(千m²)	(千円)	(千円)		(筆)
宇	Ē.	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	3	3	0	214, 656	38, 594	<sup>39</sup> 2, 424, 068, 835	864, 039, 039	69	264, 885
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの		4		25, 192	25, 513	1, 474, 512, 431			45, 577
坩	h	税負担据置のもの		5		95, 571	20, 231				122, 287
-	_	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	_	6		21, 353	4, 599	618, 541, 581	211, 260, 966		27, 278
<b>∄</b> -	4	負担水準0.2未満	3	7	0	1	0	4, 530	1,058		1
Þ	I	計	3	:	0	356, 773	<sup>±</sup> 88, 937	<sup>2</sup> 7, 001, 351, 052	<sup>†</sup> 3, 226, 023, 603	め	460, 028
	宅	負担水準0.7超		9		4, 450	3, 030		25, 300, 363		8,879
	七	負担水準0.65以上0.7以下		0		859	540	6, 884, 765	4, 706, 871		1, 319
	地	負担水準0.6以上0.65未満	4		0	230	155	1, 259, 623	792, 363		321
そ		負担水準0.55以上0.6未満		2		53		424, 098	254, 459		72
_	比	負担水準0.5以上0.55未満	_	3		23		84, 189	48, 440		32
	進	負担水準0.45以上0.5未満		4		39	66	108, 592	57, 229		88
		負担水準0.4以上0.45未満		5		6	4	82, 689	39, 971		10
	土	負担水準0.35以上0.4未満		6		5	3	85, 428	34, 959		7
の	地	負担水準0.3以上0.35未満	4	_	0	8	12	307, 740	117, 519		13
	715	負担水準0.25以上0.3未満		8		1		1, 219	396		1
	$\overline{}$	負担水準0.2以上0.25未満		9		3		9, 875	2, 562		4
	/1771	負担水準0.15以上0.2未満		0		1		749	176		2
他	10	負担水準0.1以上0.15未満	5		0	3	1	5, 835	1, 167		4
	人	負担水準0.05以上0.1未満		2							
		負担水準0.05未満	5	3	0						
		計	5	4	0	5, 681	3, 854	45, 398, 183	31, 356, 475		10, 752

- 101 -

概調都一23

地	方グ	:共区	団体:	<b>1</b> —	ド	表都	爭号
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 6	1 8

#### 第61表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		<u>Д</u>				(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	宅	負担水準0.7超	9	1	0	997	5, 556	<sup>39</sup> 69, 025, 833	<sup>54</sup> 48, 317, 530	69 6, 628
	抽	負担水準0.65以上0.7以下		2		266	2, 149	75, 586, 700	51, 199, 008	2, 736
	-	負担水準0.6以上0.65未満	0	3	0	85	559	12, 339, 853	7, 843, 173	294
	比	負担水準0.55以上0.6未満	0	4	0	20	41	2, 195, 716	1, 317, 429	52
	進	負担水準0.5以上0.55未満	0	5	0	20	26	385, 168	216, 530	51
	1	負担水準0.45以上0.5未満	0	6	0	22	81	1, 140, 137	591, 859	170
	土	負担水準0.4以上0.45未満		7		11	16		238, 036	60
	Lat.	負担水準0.35以上0.4未満		8		5	3		35, 991	8
そ	地	負担水準0.3以上0.35未満		9		13	40		536, 764	28
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0	5	6	741, 125		10
		負担水準0.2以上0.25未満		1		1	2	103, 147	26, 020	1
	法	負担水準0.15以上0.2未満		2		5	4	14, 612	3, 099	6
		負担水準0.1以上0.15未満		3		3	1	2, 040	408	4
	人	負担水準0.05以上0.1未満		4						
	$\overline{}$	負担水準0.05未満		5		1				1
		計		6		1, 454	8, 484	163, 462, 787	110, 577, 268	10, 049
		負担水準1.0以上		7		48	12	15, 269	15, 269	64
		負担水準0.95以上1.0未満		8						
の	宅心	負担水準0.9以上0.95未満		9						
	1)	負担水準0.9以上0.95未満 - 負担水準0.85以上0.9未満 - 負担水準0.8以上0.95未満	_	0		1		472	437	1
		负追水平0.000不同		1						
	地	負担水準0.75以上0.8未満		2						
	ΔN	負担水準0.7以上0.75未満		3						
	/ 1	() 負担水準0.65以上0.7未満		4						
	比	負担水準0.6以上0.65未満		5						
	ഥ	負担水準0.55以上0.6未満	_	6				0.500	0.454	
	0	負担水準0.5以上0.55未満		7		6	1	3, 706		8
/sh	246	<b>負担水準0.45以上0.5未満</b>		8		1		12		1
他	準	負担水準0.4以上0.45未満		9		1		2, 170	1, 041	1
		負担水準0.35以上0.4未満		1						
	1	. 負担水準0. 3以上0. 35未満 「負担水準0. 25以上0. 3未満		2						
	土	負担水準0.2以上0.25未満		3		1		1,800	456	1
		負担水準0.15以上0.2未満		4		1		1,000	400	1
	Tile			5						
	地地	負担水準0.05以上0.1未満		6						
		負担水準0.05未満		7						
		計		8		58	13	23, 429	19, 383	76
		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)		9		214, 704	38, 606		864, 054, 308	264, 949
		引き下げ(負担水準0.7紹)による課税がなされたもの		0		30, 639	34, 099			61, 084
台	Ì	税負担据置のもの		1		97, 011	23, 634	2, 580, 294, 616		126, 957
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの		2		21, 598	4, 943	626, 147, 320	215, 034, 665	27, 897
취	+	負担水準0.2未満		3		14	6		5, 908	18
Р	'	\$\frac{1}{2} \rightarrow \frac{1}{2} \rightarrow \frac		4		363, 966	ě.	<i>′</i>		.Ph
		äΤ	4	4	U	303, 900	101, 288	1, 210, 235, 451	3, 301, 910, 129	480, 905



## 第62表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

							(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		区	分	行	番	Д.	納税義務者	t	地積	決	定価格	課税標準額	筆	数
			$\mathcal{D}$	11	笛	Þ	(人)		( <b></b> ←m²)		(千円)	(千円)		(筆)
_	本則	による(価格の3分の2)	課税がなされたもの	90	1	0	12	24		39		54	69	80
般	1	負担調整率1.025	負担水準0.9以上1.0未満	0	2	0								
			負担水準0.8以上0.9未満			0								
市		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.8未満			0								
街	上		負担水準0.6以上0.7未満	0	5	0								
	記		負担水準0.5以上0.6未満	0	6	0								
化	以		負担水準0.4以上0.5未満			0								
区	外		負担水準0.3以上0.4未満			0								
域			負担水準0.2以上0.3未満			0								
			負担水準0.1以上0.2未満			0								
農			負担水準0.1未満			0								
地			計	1	2	0	<i>ф</i>	よ	0	6	0	0	る	0
		による課税がなされたも		1	3	0								
介			負担水準0.9以上1.0未満			0								
21.			負担水準0.8以上0.9未満			0								
			負担水準0.7以上0.8未満			0								
在	記		負担水準0.6以上0.7未満			0								
	нС		負担水準0.5以上0.6未満			0								
#	131		負担水準0.4以上0.5未満			0								
農	以	負担調整率1.10	負担水準0.3以上0.4未満			0								
	ы		負担水準0.2以上0.3未満			0								
地	外		負担水準0.1以上0.2未満			0								
			負担水準0.1未満			0								
			<b>#</b>	2	4	0	0		0		0	0		0

- 103 -



# 第62表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 兵庫県

 市 町 村 名
 神戸市

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	문	納税義務者	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
	7,	1.3	ш	.,	(人)	(千m²)	(千円)	(千円)	(筆)
	本則による課税がなされたもの	9 2	5	0	583	1, 057	<sup>39</sup> 137, 991	137, 991	1, 963
般	上 負担調整率1.025が適用されたもの	2	6	0	39	15	1,812	1, 801	61
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	2	7	0	1		11	10	2
農	以 負担調整率1.075が適用されたもの	2	8	0					
地	外 負担調整率1.10が適用されたもの	2	9	0	1		89	2	1
715	計	3	0	0	624	1,072	139, 903	139, 804	2, 027
	本則による課税がなされたもの	3	1	0	583	1,057	137, 991	137, 991	1, 963
合	上 負担調整率1.025が適用されたもの	3	2	0	39	15	1,812	1,801	61
	記 負担調整率1.05が適用されたもの	3	3	0	1	0	11	10	2
	以 負担調整率1.075が適用されたもの	3	4	0	0	0	0	0	0
計	外 負担調整率1.10が適用されたもの	3	5	0	1	0	89	2	1
н	計	3	6	0	624	1, 072	<sup>3</sup> 139, 903	<sup>†</sup> 139, 804	を 2,027

- 104 -

概調都一26

Ⅳ 償却資産に関する概要調書等報告書

地	方グ	类区	]体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	76	9

## 第69表 納税義務者数に関する調

- 105 -

都道用	守 県 名	兵庫県
市町	村 名	神戸市

						(1)	(2)	(3)
個 人・ 法人の別	分	行	番	号	総	数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ)(人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ)(人)
個	人	9	1	0	12	9, 682	<sup>21</sup> 7, 274	30 38 2, 408
法	人	0	2	0		27, 448	14, 789	12, 659
合	計	0	3	0		37, 130	22, 063	15, 067

地	方々	2共6	団体	コー	ド	表番	番号
2	8	1	0	0	0	7	0

# 第70表 償却資産の価格等に関する調(市町村計)

							(1)	1				(2)			(3)		(4)		
	種	į.	行	番	号	決	定	価	格 (千円)	課	税	標	準	額 (千円)	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(イ) (千円)	額 (イ)	の 以外の	<u>内</u> もの	訳 (ロ) (千円)
市町	構築	物	9	1	0	12	2	290, 00	65, 515	25		27	7, 63	3, 543	11, 743, 323	51	2	265, 89	90, 220
村長	機 械 及 び	装置	0	2	0		4			42	0, 27	2, 346	6, 620, 909		4	13, 65	51, 437		
が 価 格	船	舟白	0	3	0		7, 720, 044 873, 293						4, 62	6, 902	3, 093, 141			1, 53	33, 761
等を	航 空	機	0	4	0						87	3, 293	0			87	73, 293		
決定	車両及び	運 搬 具	0	5	0					1	1, 91	5, 155	2, 995, 382			8, 91	19, 773		
した	工具,器具及	及び備品	0	6	0		1	78, 525			178, 225, 478			2, 363, 712		1	75, 86	61, 766	
も の	·	計 (ハ)	0	7	0		9	20, 5	10, 011			893, 546, 717			26, 816, 467		8	366, 73	30, 250
法十 第九	総務大臣が価定し,配分し	たもの	0	8	0		3	31, 80	03, 513			29	1, 58	3, 923					
三条	道府県知事が決定し,配分		0	9	0			37, 14	47, 879			3	4, 27	6, 155					
百関八係	小	計 (二)	1	0	0		3	868, 9	51, 392			32	5, 86	0, 078					
法第74 県知事	13条第1項の規定り が価格等を決定し	こより道府 たもの(ホ)	1	1	0														
合計	(ハ) + (ニ)	+ (ホ)	1	2	0		1, 289, 461, 403				1, 219, 406, 795								
同内	市町村分	の額	1	3	0							1, 21	9, 40	6, 795					
上訳	道府県分	の額	1	4	0														

地	1方4	3共2	団体:	コー	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7	18

# 第71表 償却資産の価格等に関する調(個人分)

						(1)						(2)			(3)		(4)		
	種	類		行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規2適用を受けるもの(	イ) (	<u>内</u> 外のもの	
市町	構	築	物	9	1	0	12		6,	(千円) 454, 860	25				(千円) 4,860	38	千円)   51	6,	(千円) 63 454, 860
村長	機械	及び	装 置	0	2	0			3,	489, 794				3, 48	9, 794			3,	489, 794
が価格	船	1	舟白	0	3	0			:	291, 035				14	7, 525	143	510		4, 015
格等を	航	空	機	0	4	0									0				
等を決定	車両	及び遺	重搬 具	0	5	0				7, 563					7, 563				7, 563
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			4,	183, 105				4, 18	3, 105			4,	183, 105
も の	/]-		+ (ハ)	0	7	0			14,	426, 357			1	4, 28	2, 847	143	510	14,	139, 337
法十 第九	定 し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0												 	
三条百関	道府県第決定し、	知事が信 配分し	■格等を したもの	0	9	0												 	
八係	/]·		十 (二)	1	0	0				0					0			 	
法第74 県知事	13条第1項 が価格等を	の規定にた決定した	より道府 こもの(ホ)	1	1	0												 	
合計	( / ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0			14,	426, 357			1	4, 28	2, 847			 	
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1	4, 28	2, 847			 	
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0												 	

地	1方公	:共団	]体:	<b>1</b> —	ド	表看	番号
2	8	1	0	0	0	7	2

# 第72表 償却資産の価格等に関する調(法人分)

								(	1)				(2)			(3)		(4		
	種	類		行	番	号	決	定	価	格	課	税	標	準	額	課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イア)	額 (イ)	の以外の	<u>内</u> )もの	
市町	構	築	物	9	1	0	12		283,	(千円) 610, 655	25		27		(千円) 8,683	(千円) 38 11,743,323	51		259, 4	(千円) 63 35, 360
村 長	機械	及び	装置	0	2	0			424,	471, 219			41	6, 78	2, 552	6, 620, 909			410, 1	61, 643
が価	船	1	舟白	0	3	0			7,	429, 009				4, 47	9, 377	2, 949, 631			1, 5	29, 746
格等を	航	空	機	0	4	0				873, 293				87	3, 293				8	73, 293
決定	車両	及び遺	軍搬 具	0	5	0			14,	904, 058			1	1, 90	7, 592	2, 995, 382			8, 9	12, 210
した	工具,	器具及	び備品	0	6	0			174,	795, 420			17	4, 04	2, 373	2, 363, 712			171, 6	78, 661
も の	小	` 言	+ (ハ)	0	7	0			906,	083, 654			87	9, 26	3, 870	26, 672, 957			852, 5	90, 913
法十 第九	定し,	配分し	各等を決 たもの	0	8	0			331,	803, 513			29	1, 58	3, 923					
三条百関	道府県第決定し、	知事が信 配分し	田格等を したもの	0	9	0			37,	147, 879			3	4, 27	6, 155					
八係	/]·		+ (=)	1	0	0			368,	951, 392			32	5, 86	0, 078					
法第74 県知事	3条第1項 が価格等を	の規定に を決定した	より道府 こもの(ホ)	1	1	0														
合計	( / ) +	(=)	+ (ホ)	1	2	0		1,	275,	035, 046			1, 20	5, 12	3, 948					
同内	市町	村 分	の額	1	3	0							1, 20	5, 12	3, 948					
上訳	道府	県 分	の額	1	4	0														

地	方仏	公共区	団体:	コー	ド	表看	昏号
1 2	8	1	0	0	0	7 7	3

#### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係)

Г							(1)		(2)	(3)			(4)			(5)		(6)	(				(8)	
						決	定值	⊞ 格	課税				標準		決	定個	i格	課税		(B)		税		額
	区	分	行	番	号					例率(C	) (A	) ×		(D)					例 率	(C)	(A)			(D)
							(A)	(千円)	(B)	(C)			(C)	(千円)	)	(A)	(千円)	(B)	((	C)			(C) (I	千円)
	第 1 項 (送電用資	産・電気事業用)	9	1	0	12			25	27	29				42			55 2	57	0	59			71
			0	1	0				1		3							2		3				
法	(変電所・	電気事業用)	0	2	0				3		4							3		5				
	第 2 項 (新線構築	物)	0	3	0				1		3					4, 458	, 226	2		3			2, 972,	150
	(新線立体	交差化施設)	0	4	0				1		6							1		3				
第	第3項(ガス事業	用資産)	0	5	0			48, 545	1		3		1	6, 182		35	, 090	2		3			23,	393
	第 4 項(農業協同	組合等共同利用設備)	0	6	0				1		2													
三	第 5 項(外航船舶	)	0	7	0				1		6													
_	(準外航船	· <del>角</del> 白)	0	8	0				1		4													
	第 6 項(内航船舶		0	9	0		6, 1	86, 283	1		2		3, 09	3, 141										
百	第 7 項 (離島航路	事業用内航船舶		_	0						0													
	(349条の3	⑥との連乗後))	1	0	0				1		6													
	第 8 項(国際路線	用航空機)	1	1	0				1		5							2		15				$\neg$
四			1	2	0				1	1	.0													
	第 9 項(離島路線	用航空機)	1	3	0				1		3							2		3				
+	(小型離島	航空機)	1	4	0				1		4													
	第10項(日本放送	協会)	1	5	0		8	55, 956	1		2		42	7, 978										
	第11項(日本原子	力開発機構)	1	6	0				1		3							2		3				
九	第13項(新幹線に	係る鉄軌道用資産)	1	7	0				1		6							1		3				
	第14項 ①(青函・	本四 鉄道施設)	1	8	0				1		6													
	②(青函·	本四 新線構築物)	1	9	0				1	1	.8							1		9				
条	③(青函・2	片四 新線立体交差化施設)	2	0	0				1	3	6							1		18			•	
	④(青函·	本四 変・送電用資産)	2	1	0				1		8							1		10			•	
D	第15項(河川事業	鉄軌道用資産)	2	2	0				1		6							1		3				
0)			2	3	0				2		3							5		6				
	第 16 項(宇宙航空	研究開発機構)	2	4	0				1		3							2		3				
三	第 17 項(海洋研究		2	5	0			26, 224	1		3			8, 741				2		3				
_	第18項(熱供給事		2	6	0			48, 206	1		3			2, 735		787	, 956		_	3			525,	304
	第19項(水資源機		2		0				1		2						-	3		4				$\neg$
	1				_				_ ^									Ů						

坩	方々	ド	表番号				
2	8	1	0	0	0	7 7	3

### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区分	行番号	決定価格       (A) (千円)	課税 の特 (B)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	決 定 価 格 (A) (千円)	課税 の特 (B)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
法	第 20 項 ① (特定地方交通線)	2 8 0	12	25 1	4	29	42	55	57	59 71
第	②(新線構築物)	2 9 0		1	12			1	6	
=	③(新線立体交差化施設)	3 0 0		1	24			1	12	
-	④(河川事業鉄軌道用資産)	3 1 0		1	24			1	12	
百		3 2 0		1	6			5	24	
四	⑤(変・送電用資産)	3 3 0		3	16			3	20	
-	第 21 項(新エネルギー・産業技術総合開発機構)	3 4 0	210, 146	1	3	70, 049	499	2	3	333
+	第22項(科学技術振興機構)	3 5 0	471, 297	1	2	235, 649				
九	第24項(関西国際空港㈱)	3 6 0		1	2					
Ø	第25項(特定鉄道路線構築物)	3 7 0		1	4			1	2	
条	第26項(信用協同組合等)	3 8 0		3	5					
の	第27項(変・送電用資産(鉄道事業用))	3 9 0	490, 526	3	4	367, 895	37, 182	3	5	22, 308
=	第 28 項(中部国際空港㈱)	4 0 0		1	2					
	第29項(外国貿易用コンテナー)	4 1 0	2, 731, 161	4	5	2, 184, 905				

地	地方公共団体コード											
2	8	1	0	0	0	7 7	3					

### 第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法第349条の3関係つづき)

都 道 府 県	名	兵庫県
市町村	名	神戸市

概調償-8

						(1)	(2)	(3)		(4)			(5)	(6)	(7)		(8	
					決 定	価格		.標準 (B)		脱標準		決	定価格		標準 (B)		税標	
	区 分	行	番号	7	,			· 例 率 (C)	(A)	× (B)	(D)		(.) (		例 率 (C)	(A)		
		0 =		12		A) (千)	り (B) <b>25</b>	(C)	29	(C)	(千円)	42	(A) (千円	) (B)	(C)	59	((	C) (千円)
	旧第13項(立体交差化施設)	4	2	0   '	2		- 25	_ 27 _	29			42		33	37	39		<i>'</i> '
法	四牌10年 (子油子除起豆 人居萨梅沙海柳排)	4		0				2 0										
	旧第18項(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	4		0		0.00	20	2 3			1 001			4	1 5			
ht.	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)		4			3, 38	32	1 2			1,691							
第	旧第21項(車庫構築物·立体交差化施設)	4		0				1 3							-			
	旧第23項(農業・食品産業技術総合研究機構)	4		-+-				1 3						2	2 3			
三		4		0				1 6										
	旧第25項(日本電気計器検定所)	4	8					1 3						1	6			
百		4	9					1 2										
	旧第26項(日本消防検定協会)		0	0				1 3						1	6			
		5	1	0				1 2										
四	旧第27項(小型船舶検査機構)	5	2					1 3						1	6			
		5	3	0				1 2										
+	旧第28項(軽自動車検査協会)	5	4	0		15, 5	.1	1 3			5, 170		13	3 1	. 6			2
		5	5	0		15	50	1 2			75							
ታ <sub>ι</sub>	旧第30項(情報通信研究機構)	5	6	0				1 3						2	2 3			
76	旧第31項(社会保険診療報酬支払基金)	5		0				1 6						1	3			
	旧第32項(雪崩・落石等対策設備)	5	8	0				3 4						5	6			
条	旧第32項(高圧ガス保安協会)	5	9	0				1 3						1	. 6			
		6	0	0				1 2										
の	旧第32項(自動車安全運転センター)	6	1	0				1 6						1	. 3			
	旧第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	6	2	0				1 2										
=	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	6	3	0				1 6						1	2			
		6	<del></del>	0				2 3										
	合計	6	5	0	11	1, 887, 38	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			6, 69	4, 211		5, 318, 966	5 -	_		5	3, 543, 490

坩	地方公共団体コード													
2	8	1	0	0	0	7 7	4							

### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係)

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	
	区 分	仁	番	口.	決定価格	課税			想 準 額	決定価格		標準 (B)		善額 (2)
		11	笛	7	(A) (千円)		例 率 (C) (C)	(A) ×	(B) (D) (千円)	(A) (千円)		例 学 (C)	$(A) \times (B)$	(D) (千円)
	第 1 項(倉庫等)	9			12	25	27	29		42	55	57	59	71
		0	1	0		1	2			371, 902	3	4	27	'8, 926
		0	2	0		5	6				7	8		
法	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0	3	0	6, 162, 270	1	6		1, 027, 044	1, 054, 139	1	. 3	35	51, 380
		0	4	0	3, 332	2	3		2, 221		1	2		
	<u> </u>	0	5	0		3	4							
附	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	6	0		-	-							
hl-1	第 3 項(国内路線用航空機)	0	7	0		2	3				2	5		
	第 5 項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	0	8	0		2	3				4	5		
	第 6 項 (沖縄電力㈱)	0	9	0		2	3							
則	(沖縄電力㈱ 変・送電用資産)	1	0	0		2	9				4	. 9		
		1	1	0		2	5				1	. 2		
	第 7 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	1	2	0	370	2	3		247		3	4		
hohe.	第8項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1	3	0		1	2				3	5		
第	第 9 項 (高度テレビジョン放送施設)	1	4	0	1, 014, 678	3	4		761, 008	41, 541	2	3	2	27, 694
					37, 489	1	2		18, 745		4	. 5		
	第 10 項 (雨水貯留浸透施設)	1	6	0		1	2				2	3		
+	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	7	0		-	-							
	第11項(低公害車燃料等供給施設)	1	8	0		2	3							
	第12項(鉄道駅総合改善事業)	1	9	0		3	4							
_	第13項(国際船舶)	2	0	0		1	18							
五.	第 14 項 ①(特定鉄道事業譲受資産)	2	1	0		1	2							
	②(新線構築物)	2	2	0		1	6				1	3		
	③(立体交差化施設)	2	3	0		1	12				1	6		
条	④(河川事業鉄軌道用資産)	2	4	0		1	12				1	. 6		
		2	5	0		1	3				5	12		
	⑤(雪崩・落石等対策設備)	2	6	0		3	8				5	12		
	⑥(変・送電用資産)	2	7	0		3	8				3	10		

地方公共団体コード 表番号 2 8 1 0 0 0 7 4

#### 第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(1) (法附則第15条関係つづき)

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)		(8)	
		4T. 10	· 🗆	決	定価格	課税		課移		決定価格		標準 (B)	課		
	区分	行 番	于		(A) (千円)	の特 (B)	例 率 (C) (C)	(A) ×	(B) (D) (千円)	(A) (千円)		例 率 (C)	(A)	× (B) (五 (E) (主	
É	第 15 項(鉄道車両安全向上設備)	9		12	()	25	27	29	(0) (114)	42	55	57	59	(0) (1	71
ĺ		2 8	0			1	2				1	4			
3/4-		2 9	0			1	3								
法	第 16 項(低床車両)	3 0	0			1	4				1	3			
	第17項(新造車両)	3 1	0		5, 989, 218	1	2		2, 994, 609		2	2 3			
		3 2	0			3	5								
附	第 18 項(PFI公共施設)	3 3	0			1	2								
	第19項(都市利便施設)	3 4	. 0			1	2				3	5			
	第20項(成田国際空港㈱)	3 5	0			4	5								
則	第21項(国立大学校舎)	3 6	0			1	2								
	第22項(スーパー中枢港湾)	3 7	0		2, 196, 595	1	2		1, 098, 298						
É	第 23 項(都市鉄道利便増進施設)	3 8	0		17, 298	2	3		11, 532						
第	第 24 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	3 9	0		18, 255, 831	1	2		9, 127, 916		3	5			
	第 25 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	4 0	0		730, 237	1	2		365, 118						
	第26項(鉄道事業再構築事業)	4 1	0			1	4								
+	第27項(バイオ燃料製造設備)	4 2	0			1	2								
	第29項(公共アプリ導入促進設備)	4 3	0			2	3				3	3			
	第30項(指定会社等の特定用途港湾施設)	4 4	0		118, 826	1	2		59, 413						
五.	第31項(特定特殊自動車)	4 5	0			3	5								
	第32項(国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	4 6	0			1	2				2	2			
	第33項 (津波対策に資する港湾施設等)	4 7	0			1	2								
久	第35項(津波避難施設等)		0			1	2								
条 -	第36項(移動等円滑化のための設備)	4 9	0			2	3								
	第37項(再生可能エネルギー発電設備)	5 0	0			2	3								
	合 計	5 1	0		34, 526, 144	_	-		15, 466, 151	1, 467, 582	_	-		658, 0	00

抴	方々	〉共[	団体:	コー	ド	表番号			
2	8	1	0	0	0	7	8 5		

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)	(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
		. 1			決定価格	課税			税 標 準 額	決定価格	課税		課 税 標 準 額
	区 分	行	番号	7	(A) (TE)	の特		(A)	$\times$ (B) (D)	(A) ( <b>7</b> E)	の特		$(A) \times (B) (D)$
	旧第3項(公害防止設備)	9		12	(A) (千円)	(B)	(C)	29	(C) (千円)	(A) (千円)	(B)	(C)	(C) (千円) 59 71
	旧 另 3 填 (公告的正設備)	0	1		2, 579	1	3		860	-	2	3	
法		0	2	0	10, 926	1	2		5, 463		3	4	
12	旧第5項(公共危害防止構築物)		3		10,020	1	3		3, 100		1	2	
		-	4	_		3	5				_		
附	旧第6項(公害防止優良更新施設)	-	5	_		1	2				2	3	
	旧第6項(緑化施設)	┷	6	0		1	2				1	3	
	旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	0	7	0	59, 679	2	3		39, 787		5	6	
則	旧第7項 (鉄道駅の耐震補強工事)	0	8	0	,	2	3		ŕ				
	旧第8項(廃棄物再生処理用機械設備)	0	9	0		2	3				3	4	
第		1	0	0		4	5				5	6	
	旧第10項 (特定駐車場)	1	1	0		7	8						
	旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1	2	0		3	5				1	2	
十	旧第15項(地方卸売市場)	1	3	0		4	5				3	4	
		1	4	0		1	2				2	3	
五.	旧第15項(外貿埠頭公社の特定用途港湾施設)	1	5	0		1	2				1	5	
	旧第15項(広帯域加入者網構築設備)	1	6	0	1,061	2	3		707		4	5	
	旧第16項(有線テレビジョン放送施設)	1	7	0		4	5						
条	旧第17項 ①(立体交差化施設)	1	8	0		1	6						
	②(旧交納付金法附則第19項)	1	9	0		-	_						
	③(旧交納付金法附則第20項)	2	0	0		-	_						

坩	方グ	:共区	]体:	ュー	ド	表看	香号
2	8	1	0	0	0	7	8 5

#### 第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調(2) (法附則第15条関係つづき)

						(1)		(2)	(3)		(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
	区 分	行	番	号	決	定価	格	課税の特	票準 (B) 例率 (C)		税 標 準 額 × (B) (D)	決定価格	課税の特		課 税 標 準 額 (A) × (B) (D)
	,					(A) (	千円)		(C)	(11)	(C) (千円)	(A) (千円)		(C)	(C) (千円)
	旧 第 18 項 (家畜排せつ物管理施設)	9	1	0	12			25 2.	27	29		42	55	57	59 71
									0				3	4	
法	旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)		2					1	2						
	旧第20項(水力発電施設の魚道)		3	_				2	3						
	旧第20項(電気通信信頼性向上設備)		4			300,	, 449	5	6		250, 374	142	4	5	113
附	旧第20項(貨物鉄道に対する貸付資産)	2	5	0				1	3				2	3	
'''		2	6	0				1	2						
	旧第21項(共同研究施設)	2	7	0				1	2				3	4	
則	旧第26項 (バリアフリー化改良工事)	2	8	0				2	3						
	旧第28項(障害発生防止電気通信設備)	2	9	0				5	6						
	旧第28項(鉄道事業用駅等大規模改良工事)	3	0	0				2	3				3	4	
第	旧第29項(旧交納付金法附則第17項)	3	1	0				-	-						
	旧第31項(牛処理衛生設備)	3	2	0				1	2						
	旧第32項(ICカードを利用するための機械)	3	3	0				3	4				4	5	
+	旧第34項(事業用太陽光発電設備)	3	4	0		49,	, 249	2	3		32, 833				
	旧第36項(公共荷さばき施設)	3	5	0				1	2						
	旧第37項(一般廃棄物処理施設)	3	6	0				1	2				1	4	
五.	旧第37項(次世代通信網構築設備)	3	7	0				3	4			155, 597	4	5	124, 478
	旧第39項(テレワーク電気通信設備)	3	8	0				2	3						
	旧第45項(地下駅火災対策)	3	9	0				2	3						
条	旧第46項(地下浸水対策)	4	0	0				2	3				1	2	
	旧第54項(鉄道再生事業)	4	1	0				1	4						
	合 計	4	2	0		423,	, 943	-	-		330, 024	155, 739	-	-	124, 591

地	方グ	大人	]体:	コー	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7	6

#### 第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第15条の2,法附則第15条の3,旧法附則第16条の2)

			ŕ					(1	1)		(2)		(3)			(4)			(5)		(6)	(7)			(8)	
							決	定	価	格	課稅	標達	售 (B)	誹	税	標	準 額	決	定価	格	課税	標 準 (B)	誹	、税	標	準 額
		Þ	分	行	番	号					の特	例	を (C)	(A)	×	(B)	(D)				の特	例 率 (C)	(A)	$\times$	(B)	(D)
								(A	) (	(千円)	(B)		(C)			(C)	(千円	)	(A) (∃	-円)	(B)	(C)			(C)	(千円)
法	第	1 項	①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	1	0	12				25	27 1		3				42		5	55	57	59			71
14			①(三島特例)	0	2	0						1	-	2												
附	l	=	②(新線構築物)	0	3							1		ŝ							1	3				
Bil		三条島	③(新線立体交差化施設)	0	_	0						1	1:	2							1	6	;			
則	第	毎の特	④(新造車両)	0	5							1		1						1	1	3	3			
第		例三	⑤(新幹線鉄軌道用資産)	0	6							1	13	2							1	6	5			
			⑥(青函・本四 鉄道施設)	0	7	0						1	13	2												
+	0	と 各 法 <sub>年</sub>	⑦(青函・本四 新線構築物)	0	8	0						1	30	3							1	18	3			
五.	2	項	⑧(青函・本四 新線立体交差化)	0	9	0						1	7:	2							1	36	5			
		第二三と	⑨(青函・本四 変・送電用資産)	1	0	0						1	10	3							1	20	)			
条			⑩(河川事業等に係る鉄軌道用資産)	1	1	0						1	(	3							1	3	3			
の	項	百の		1	2	0						1	13	2							5	12	2.			
0)		四連	⑪(車庫構築物・立体交差化施設)	1	3							1	(	3												
=		十 九乗	⑫(雪崩・落石等対策設備)	1	4	0						3		3							5	12	2			
		九个	⑬(変・送電用資産)	1	5							3	10	)							3	8	3			
法五			①(承継特例)	1	6							3		5												
附条	承继	と旧金 (三交法連	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	1	7							_		-												
問	特	島納と垂	③(三島特例)		8							3	1	)												
第一十三	例	」・付の	④(三島・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		9								-													
+-	旧多	第2項	(基盤整備事業)	2	0							_														
			第2項 (三宅村特例)	2	1							1		2												
			旧第5項 (能登半島地震特例)	2	2							1		2												
法附	訓第-	十六条の		2	3							1		2												
			旧第11項 (立体交差化施設)	2	4							1		3												
		,	旧第14項 (新潟県中越地震特例)	2	5					^		1	-	2						0						
		<u> </u>	計	2	6	0				0							(	)		0	-	-				0

抴	方:	公共日	団体:	コー	ド	表看	昏号
2	8	1	0	0	0	7	7

#### 第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例 規定の適用を受けるものに関する調 (法附則第56条,法附則第56条の2)

							(1)		(2)	(3)		(4)		(5)	(6)	(7)	(8)
	区	分	行	番	号	決	定価		課税の特	例 率 (C)	課 税 (A) ×	(B) (D	)	決定価格	課税の特	例 率 (C)	課税標準額 (A) × (B) (D)
		_	0			12	(A)	(千円)	(B)	(C)	29	(C) (千		(A) (千円)		(C)	(C) (千円)
<b>注</b> 附	則第五十六条	第12項(東日本大震災・津波被災)	0	1	0	12			1	2	29		4	<b>1</b> 2	55	57	59 /1
IZFI.		第15項 (東日本大震災・居住困難区域)	0	2	0				1	2							
法附	第 3 項	①(被災代替鉄道施設等)	0	3	0				2	3							
則	法則五六と連 附第十条の乗	[('')   ('4   ')   (''	0	4	0				1	3							
第一	第 4 項	①(被災特定地方交通線)	0	5	0				1	4							
五十		②(新線構築物)		6	_				1	12					1	6	
一大		③(新線立体交差化施設)	0	7	0				1	24					1	12	
条		④(河川事業鉄軌道用資産)	0	8	0				1	24					1	12	
の			0	9	0				1	6					5	24	
=		⑤(変・送電用資産)	1	0	0				3	16					3	20	
	合	計	1	1	0			0	-	-			0	0	-	_	0

地	方公	:共団	体=	1-	ド	表都	番号
2	8	1	0	0	0	7	8

## 第78表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(市町村計)

							(1)									(2)				
区 分	行	番	号	納	税	義 務	者	数	(	人	)	課	税	標	準	額	(	千	円	)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12						22,	063	21							8,	723, 068
150 万以上160 万円未満のもの	90	2	0	12							362	21							ļ	560, 777
160 万以上 170 万円未満のもの	90	3	0	12							340	21							ļ	560, 450
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12							328	21							į	574, 046
180 万以上 190 万円未満のもの	90	5	0	12							286	21							ļ	528, 449
190 万以上 200 万円未満のもの	90	6	0	12							297	21							ļ	579, 388
200 万以上 250 万円未満のもの	90	7	0	12						1,	235	21							2,	766, 823
250 万以上300 万円未満のもの	90	8	0	12						1,	004	21							2,	745, 869
300 万以上1,000 万円未満のもの	90	9	0	12						5,	564	21							30,	611, 680
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	91	0	0	12						2,	128	21							30,	229, 204
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	91	1	0	12							864	21							21,	140, 958
3,000 万以上1億円未満のもの	91	2	0	12						1,	588	21							85,	808, 667
1 億 円 以 上 の も の	91	3	0	12						1,	071	21						1,	043,	300, 484
計	91	4	0	12							130							1,	228,	129, 863
計 法第 389 大臣配分分	<sup>9</sup> 1	5	0	12							195	21							291,	618, 60 <mark>3</mark>
の条関係知事配分分	91	6	0	12							4	21							34,	276, 155
訳 法第 743 条 関 係	91	7	0	12								21								33

地	方公	共団	]体=	1-	3	表都	昏号
2	8	1	0	0	0	7	9

# 第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(個人分)

						(	(1)							(2)				
区 分	行	番	号	納和	兑 義	務	者 数	(	人)	課	税	標	準	額	(	千	円	)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12					7, 274	21							2, 9	27,746
150 万以上160 万円未満のもの	90	2	0	12					106	21							1	64, 049
160 万以上 170 万円未満のもの	90	3	0	12					88	21							1	44, 892
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12					95	21							1	66, 501
180 万以上 190 万円未満のもの	90	5	0	12					81	21							1	49, 933
190 万以上 200 万円未満のもの	90	6	0	12					81	21							1	57, 839
200 万以上 250 万円未満のもの	90	7	0	12					332	21							7	40,185
250 万以上300万円未満のもの	90	8	0	12					241	21							6	59,677
300万以上1,000万円未満のもの	90	9	0	12					1, 051	21							5, 4	88, 275
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	91	0	0	12					241	21							3, 3	35,783
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	91	1	0	12					58	21							1, 4	00,412
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1	2	0	12					31	21							1, 3	93, 833
1 億 円 以 上 の も の	91	3	0	12					3	21							4	81, 468
計	<sup>9</sup> 1	4	0	12					9, 682	21							17, 2	10,593
計 法第 389 大臣配分分	91	5	0	12						21								33
の条関係知事配分分	<sup>9</sup> 1	6	0	12						21								33
	<sup>9</sup> 1	7	0	12						21								33

地	方公	:共同	個体に	ı — ]	ド	表番	番号
2	8	1	0	0	0	<sup>7</sup> 8	0

## 第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調(法人分)

							(1)									(2)				
区 分	行	番	号	納	税義	き 務	者	数	( ,	人)		課	税	標	準	額	(	千	円	)
150 万 円 未 満 の も の	90	1	0	12						14, 78	9 21	1							5,	795, 32 <mark>3</mark> 3
150 万以上160 万円未満のもの	90	2	0	12						25	6	1							,	396, 728
160 万以上170万円未満のもの	90	3	0	12						25	2 21	1								415, 558
170 万以上 180 万円未満のもの	90	4	0	12						23	3 21	1								407, 545
180 万以上190 万円未満のもの	90	5	0	12						20	5 21	1								378, 51 <sup>33</sup>
190 万以上 200 万円未満のもの	90	6	0	12						21	6	1								421, 549
200 万以上 250 万円未満のもの	90	7	0	12						90	3 21	1							2,	026, 63 <mark>8</mark>
250 万以上300万円未満のもの	90	8	0	12						76	3 21	1							2,	086, 19 <mark>33</mark>
300 万以上1,000 万円未満のもの	90	9	0	12						4, 51	3 21	1							25,	123, 405
1,000 万以上2,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1	0	0	12						1, 88	7	1							26,	893, 42 <mark>33</mark>
2,000 万以上3,000 万円未満のもの	<sup>9</sup> 1	1	0	12						80	6	1							19,	740, 546
3,000 万以上1億円未満のもの	<sup>9</sup> 1	2	0	12						1, 55	7	1							84,	414, 83 <mark>3</mark>
1 億 円 以 上 の も の	91	3	0	12						1, 06	8 21	1						1,	042,	819, 016
計	91	4	0	12						27, 44	8	1						1,	210,	919,270
計 法第389 大臣配分分	91	5	0	12						19	5	1							291,	618, 601
の条関係知事配分分	<sup>9</sup> 1	6	0	12							4	1							34,	276, 155
訳 法第 743 条 関 係	<sup>9</sup> 1	7	0	12							21	1								33

地	地方公共団体コード表番号											
2	8	1	0	0	0	7 9	9					

## 第99表 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に関する調 (法附則第15条関係(再掲))

都道府県名	兵庫県
市町村名	神戸市

					(1)		(2)	(3)		(4)			(5)	(6)	(7)		(8)	
	$\Delta$	行	番号		定個	格	条例でる 害		-	兑 標 ⅔ ′ (B)	準 額 (D)	決力	三価 格	参酌		課 (A)	税 標 × (B)	準 額 (D)
	),j	.11	111 ク		(A)	(千円)		(C)	(A) /	(C)	(五)	(.	A) (千円)	(B)	(C)	(A)	(C)	- (千円)
法附則第15条第2項第6号	(公共の危害防止施設等)	9	1 (	12			25	28	31			44		57	60	63		75
法附則第15条第10項	(雨水貯留浸透施設)	0	2 (											2	3			

- 121 -

V 市町村交付金に関する概要調書等報告書

地方公共団体コード表番											
2	8	1	0	0	0	8	9				

# 平成24年度 市町村交付金の交付額等に関する調

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	<b>———</b>				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)		(8)
						玉		7	有	資		産	
					É			(	通 知	価格	)		
	区 分	行	番	号		土	地		家	屋	償却資産	行番号	価格計(D)
					件 数	数量	価 格 (A)	件 数	数量	価 格 (B)	価格(C)	11 8 3	
					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	$(m^2)$	(千円)	., ,,,	$(m^2)$	(千円)	(千円)		(A)+(B)+(C) <b>(千円)</b>
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	9 ()	1	0	206	133, 413	13, 873, 242	40	46	56	66 75	9 1 1	13, 873, 242
付	特例の適用がある1/3の適用があるもの	0	2	0	7	966	184, 345					0 2 1	184, 345
資	も の $\frac{1}{2/5}$ の適用があるもの	0	3	0				55	88, 534	6, 337, 744		0 3 1	6, 337, 744
	上記以外のもの	0	4	0	200	492, 538	7, 423, 272	2	5, 112	298, 628	398, 693	0 4 1	8, 120, 593
産	<b>計</b>	0	5	0	413	626, 917	21, 480, 859	57	93, 646	6, 636, 372	398, 693	0 5 1	28, 515, 924
空す	法第4条第1項の1/6の適用があるもの		6			, , , , , ,						0 6 1	0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの		7									0 7 1	0
の固	も の 2/5の適用があるもの		8									0 8 1	0
用定	1 / 2 の適用があるもの		9									0 9 1	0
に資	上記以外のもの $1/4$ の適用があるもの		0	-								1 0 1	0
供産	計		1	-	0	0	0	0	0	0	0	1 1 1	0
玉	有林野に係る土地	1	2	0	2	4, 148, 587	42, 272					1 2 1	42, 272
発は供	地方公営企業に係るもの		3									1 3 1	
電送す 所電る	発 龍 所 の 用 に 供		4	<del>i</del>								1 4 1	0
・施固変設	/ これ 二 ける多目的ダムに係るもの	1	1	Ů									V
電の足	変 電所 又は 送 電 胞 設 の 用 に 供 り る 固 止 賃 座	1	5	0								1 5 1	0
所用資 又に産		1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1 6 1	0
水に	地にダム以外のものの用に供する土地	1	7	0	/							1 7 1	
道供	$\frac{f_{\text{K}}}{\Delta z}$ ダムの用 $1/2$ の適用があるもの	1	8	0								1 8 1	
地方	x   ダムの用   1 / 2 の 週 用 か め る も の   c 供 する   3 / 4 の 適 用 が ある も の	1	9	0								1 9 1	
$\sim$	<sup>企の</sup> 業の 固定資産 特例率の適用がないもの	2	0	0								2 0 1	
設固	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2	1	0								2 1 1	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的 3/4の適用があるもの	2	2	0								2 2 1	0
の資	ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2	3	0								2 3 1	0
用産	計	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2 4 1	0
石 油	備蓄施設の用に供する固定資産	2	5	0								2 5 1	0
	合 計	2	6	0	415	4, 775, 504	21, 523, 131	57	93, 646	6, 636, 372	398, 693	2 6 1	28, 558, 196

地	方グ	元	表番号				
2	8	1	0	0	0	8	9

# 平成24年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき) —

都	道系	牙県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

					(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)		(16)	
						,	<u>公</u>	r 4 <i>k</i> r		<u>有</u>	<u>資</u>		產	Γ
	<b>□</b>	分	仁	亚	п		i 帳 位 土	fi 格	(	通 家	<u>価格</u> 屋			
	区	ガ	11	番	万					i i		償却資産	行番号	価格計(D)
						件 数	数 量 (m²)	価格(A) ( <del>千円</del> )	件 数	· 数 量 (m²)	価格(B) ( <del>千円</del> )	価格(C) (千円)		(A)+(B)+(C) <b>(千円)</b>
貸	14/1/ 1/1/1/ 1 // //	1/6の適用があるもの	9	1	2	125	729, 115	<sup>30</sup> 55, 783, 417	40	46	56	66 75	<sup>9</sup> 0 1 3	55, 783, 417
付	特例の適用がある も の	1/3の適用があるもの	0	2	2	3	1, 928	387, 950					0 2 3	387, 950
資	b v)	2/5の適用があるもの	0	3	2				130	853, 765	80, 062, 849		0 3 3	80, 062, 849
産	上 記 以	外のもの	0	4	2	11	24, 428	2, 546, 247	3	13, 044	1, 308, 207	37, 025	0 4 3	3, 891, 479
生		計		5		139	755, 471	58, 717, 614	133	866, 809	81, 371, 056	37, 025	0 5 3	140, 125, 695
空す	法第4条第1項の	1/6の適用があるもの		6	-								0 6 3	0
港る	特例の適用がある			7	•								0 7 3	0
の固	もの	2/5の適用があるもの		8									0 8 3	0
用定	上記以外のもの	1/2の適用があるもの		9									0 9 3	0
に資	11 HE 601 10 0 10	1/4の適用があるもの	_	0	•								1 0 3	0
供産		計	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1 1 3	0
玉	有 林 野 1	こ 係 る 土 地	1	2	2								1 2 3	
発は供電送す	発電所の用に供	地方公営企業に係るもの	1	3	2								1 3 3	0
所電ス	ナッロウ次立	特定多目的ダム法の規定の適用を受 ける多目的ダムに係るもの	1	4	2								1 4 3	0
・変電で超過である。固定の	変電所又は送電施	記設の用に供する固定資産	1	5	2								1 5 3	0
所用資 又に産		計	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	1 6 3	0
水に	地にダム以外の	つものの用に供する土地	1	7	2	3	370, 796	3, 782, 319					1 7 3	3, 782, 319
道供	<sub>方係</sub> 公る ダムの用	1/2の適用があるもの	1	8	2								1 8 3	0
. —	当る「ケール・ナス」	3/4の適用があるもの	_	9									1 9 3	0
施ったる	企 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	特例率の適用がないもの		0					1	29	7, 867	8, 100		15, 967
設固	特定多目的ダム	1/2の適用があるもの		1							.,	-, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -	2 1 3	0
等定	法の規定の適用 を受ける多目的	3/4の適用があるもの	2	2	2								2 2 3	0
の資	ダムに係るもの	特例率の適用がないもの	2	3	2								2 3 3	C
用産		計	2	4	2	3	370, 796	3, 782, 319	1	29	7, 867	8, 100	2 4 3	3, 798, 286
石 油	備蓄施設の用	に供する固定資産	2	5	2								2 5 3	
	合	計	2	6	2	142	1, 126, 267	62, 499, 933	134	866, 838	81, 378, 923	45, 125	2 6 3	143, 923, 981

地	方々	表番号					
2	8	1	0	0	0	8	9

# 平成24年度 市町村交付金の交付額等に関する調(つづき)

都	道系	牙 県	名	兵庫県
市	町	村	名	神戸市

	<b></b>		(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	
			国 有	資 産	公 有	資 産	交付金額計	前年度の交付金額	増減額
区分		行番号	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(A) (注: 百円未満の端敷は生 じないものであること	算定標準額 (千円)	交付金額 (円)(B) (注: 百円未満の燔数は生 じないものであること	(A) + (B) (C) (円) 注:百円未満の締数は生 じないものであること	(D) (円) 注: 百円未満の端数は生 じないものであること	(C) - (D)
貸	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 1 4	<sup>12</sup> 2, 312, 200	32, 370, 000	9, 297, 235	<sup>44</sup> 130, 161, 200	<sup>56</sup> 162, 531, 200	166, 940, 700	△ 4, 409, 500
付	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 2 4	61, 448	860, 200	129, 316	1, 810, 400	2, 670, 600	2, 649, 300	21, 300
資	2/5の適用があるもの	0 3 4	2, 535, 096	35, 491, 200	32, 025, 139	448, 352, 000	483, 843, 200	492, 870, 700	△ 9,027,500
産 —	上記以外のもの	0 4 4	8, 120, 593	113, 688, 100	3, 891, 479	54, 480, 500	168, 168, 600	219, 641, 500	△ 51, 472, 900
/生	計	0 5 4	13, 029, 337	182, 409, 500	45, 343, 169	634, 804, 100	817, 213, 600	882, 102, 200	△ 64, 888, 600
空す	法第4条第1項の 1/6の適用があるもの	0 6 4					0		0
港る	特例の適用がある 1/3の適用があるもの	0 7 4					0		0
の固	も の 2/5の適用があるもの	0 8 4					0		0
用定	上記以外のもの 1/2の適用があるもの	0 9 4					0		0
に資	1/4の適用があるもの	1 0 4					0		0
供産	計	1 1 4	0	0	0	0	0	0	0
国	有林野に係る土地	1 2 4	42, 272	591, 800			591, 800	591, 800	0
発は供電送す	発は供電送す 発電所の用に供 地方公営企業に係るもの						0		0
所電る	する固定資産・特定多目的ダム法の規定の適用を受ける多目的ダムに係るもの	1 4 4					0		0
変設宣電の定	変電所又は送電施設の用に供する固定資産	1 5 4					0		0
所用資 又に産	計	1 6 4	0	0	0	0	0	0	0
水に	地にダム以外のものの用に供する土地	1 7 4			3, 782, 319	52, 952, 400	52, 952, 400	52, 952, 400	0
道供	方核 人名 社里 33 人 4 3	1 8 4					0		0
リルナ	堂 に供すて 2 / 4 の 英田 ジェフェの	1 9 4					0		0
施ったる	1     1       1     1       2     1       3     7       4     0       3     7       4     0       3     7       4     0       3     7       4     0       3     7       4     0       4     0       4     0       4     0       4     0       4     0       4     0       5     0       6     0       7     0       8     0       8     0       9     0       9     0       9     0       9     0       9     0       9     0       9     0       9     0       9     0       9     0       9     0       10     0       10     0       10     0       10     0       10     0       10     0       10     0       10     0       10     0       10     0	2 0 4			15, 967	223, 500	223, 500	228, 800	△ 5,300
設置	特定多目的ダム 1/2の適用があるもの	2 1 4			10,001	220, 000	0	220, 300	0
等定	法の規定の適用コイムの適用がよるよの	2 2 4					0		0
$\sigma$ . $\sigma$	を受ける多目的 3/4の適用があるもの ダムに係るもの 特例率の適用がないもの	2 3 4					0		0
用産	計 計		0		2 700 006	53, 175, 900	E2 17E 000	E2 101 000	A E 200
		2 4 4	0	0	3, 798, 286	00, 175, 900	53, 175, 900	53, 181, 200	△ 5, 300
石 沺	備蓄施設の用に供する固定資産	2 5 4	10 071 000	100 001 000	40, 141, 455	007,000,000	070.001.000	005 055 000	0
	合 計	2 6 4	13, 071, 609	183, 001, 300	49, 141, 455	687, 980, 000	870, 981, 300	935, 875, 200	△ 64, 893, 900